

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
共通-2	第1章 総則 (略) 第1節 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関	第1章 総則 (略) 第1節 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)
	機関名	処理すべき事務又は業務																
	(略)	(略)																
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																	
(略)	(略)																	
機関名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																	
(略)	(略)																	
共通-4	<p>気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</p> <p><u>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</u> <u>イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u> <u>ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</u> <u>エ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</u> <u>オ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</u> <u>カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、静岡県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u> <u>キ 静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p>	<p>気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</p> <p><u>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</u> <u>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p>																
	(略)	(略)																
共通-5	2 指定公共機関	2 指定公共機関																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>義援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>救援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)
	機 関 名	処理すべき事務又は業務																
	(略)	(略)																
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)																	
(略)	(略)																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																												
共通-8	<p>東京電力株式会社 中部電力株式会社 (略)</p>	<p>東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 (略)</p>																																												
	(略)	(略)																																												
	<p>KDDI株式会社 ソフバンクモバイル株式会社 (略)</p>	<p>KDDI株式会社 ソフバンク株式会社 (略)</p>																																												
	(略)	(略)																																												
共通-11	<p>(略) 第2節 県の自然条件 (略) 2 地形の特徴 (略) ○ 東部は富士山(3776m)、愛鷹山、箱根山などの火山、伊豆半島も天城山(万三郎岳1407m)をはじめとする火山と火山性山地が大部分を占める。中部は竜爪山(1051m)など南部フォッサマグナの山々、西部は南アルプス赤石山脈(赤石岳3120m)とその手前の山々が広域にひろがり、これらの山地斜面の平均斜度は30度を超えるところが多い。 (略) ・主な山地と山頂の標高</p> <table border="1"> <tr> <td>山地名</td> <td>富士山</td> <td>天城山</td> <td>間ノ岳</td> <td>荒川岳</td> <td>赤石岳</td> <td>聖岳</td> </tr> <tr> <td>標高</td> <td>3,776m</td> <td>1,407m</td> <td>3,189m</td> <td>3,141m</td> <td>3,120m</td> <td>3,013m</td> </tr> </table> <p>(略) 4 気候 (略) 表中「冬期」</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>気温・風・雨量</td> </tr> <tr> <td>県中部 地方</td> <td>(略) ・なお、静岡市駿河区、清水区の海岸では竜巻が発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>県西部 地方</td> <td>(略) ・なお、遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	山地名	富士山	天城山	間ノ岳	荒川岳	赤石岳	聖岳	標高	3,776m	1,407m	3,189m	3,141m	3,120m	3,013m	地域	気温・風・雨量	県中部 地方	(略) ・ なお、静岡市駿河区、清水区の海岸では竜巻が発生することがある。	県西部 地方	(略) ・ なお、遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。	(略)	(略)	<p>(略) 第2節 県の自然条件 (略) 2 地形の特徴 (略) ○ 東部は富士山(3776m)、愛鷹山、箱根山などの火山、伊豆半島も天城山(万三郎岳1406m)をはじめとする火山と火山性山地が大部分を占める。中部は竜爪山(1051m)など南部フォッサマグナの山々、西部は南アルプス赤石山脈(赤石岳3121m)とその手前の山々が広域にひろがり、これらの山地斜面の平均斜度は30度を超えるところが多い。 (略) ・主な山地と山頂の標高</p> <table border="1"> <tr> <td>山地名</td> <td>富士山</td> <td>天城山</td> <td>間ノ岳</td> <td>荒川岳</td> <td>赤石岳</td> <td>聖岳</td> </tr> <tr> <td>標高</td> <td>3,776m</td> <td>1,406m</td> <td>3,190m</td> <td>3,141m</td> <td>3,121m</td> <td>3,013m</td> </tr> </table> <p>(略) 4 気候 (略) 表中「冬季」</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>気温・風・雨量</td> </tr> <tr> <td>県中部 地方</td> <td>(略) ・(削除)</td> </tr> <tr> <td>県西部 地方</td> <td>(略) ・(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	山地名	富士山	天城山	間ノ岳	荒川岳	赤石岳	聖岳	標高	3,776m	1,406m	3,190m	3,141m	3,121m	3,013m	地域	気温・風・雨量	県中部 地方	(略) ・ (削除)	県西部 地方	(略) ・ (削除)	(略)	(略)
	山地名	富士山	天城山	間ノ岳	荒川岳	赤石岳	聖岳																																							
	標高	3,776m	1,407m	3,189m	3,141m	3,120m	3,013m																																							
	地域	気温・風・雨量																																												
県中部 地方	(略) ・ なお、静岡市駿河区、清水区の海岸では竜巻が発生することがある。																																													
県西部 地方	(略) ・ なお、遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。																																													
(略)	(略)																																													
山地名	富士山	天城山	間ノ岳	荒川岳	赤石岳	聖岳																																								
標高	3,776m	1,406m	3,190m	3,141m	3,121m	3,013m																																								
地域	気温・風・雨量																																													
県中部 地方	(略) ・ (削除)																																													
県西部 地方	(略) ・ (削除)																																													
(略)	(略)																																													
共通-13	<p>第4節 予想される災害と地域 (略) 5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○ 県内で砂防指定地が1,642箇所、地すべり防止区域が185箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,209箇所及び土砂災害警戒区域が11,626箇所(いずれも平成26年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料の巻II4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p>	<p>第4節 予想される災害と地域 (略) 5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○ 県内で砂防指定地が1,642箇所、地すべり防止区域が186箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,224箇所及び土砂災害警戒区域が13,078箇所(いずれも平成27年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料の巻II4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)</p>																																												

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新								
共通-19	<p>(略)</p> <p>7 火災・爆発</p> <p>○「火災・爆発」については、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、大井川港周辺、田子浦港周辺、焼津港周辺、沼津港周辺等には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p> <p>3 県の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>○ この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェローやふじのくに防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節</p> <p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難誘導體制</p>	<p>(略)</p> <p>7 火災・爆発</p> <p>○「火災・爆発」については、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、大井川港周辺、田子浦港周辺、焼津魚港周辺、沼津港周辺等には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画</p> <p>(略)</p> <p>3 県の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>○ この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節</p> <p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難誘導體制</p>								
共通-22	<p>市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。</p> <p>高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。</p> <table border="1" data-bbox="359 1549 1561 1946"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1549 587 1598">区分</th> <th data-bbox="587 1549 1561 1598">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1598 587 1946">マニュアルの作成</td> <td data-bbox="587 1598 1561 1946">市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	<p>市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。</p> <p>高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1611 1549 2813 1946"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 1549 1840 1598">区分</th> <th data-bbox="1840 1549 2813 1598">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 1598 1840 1946">マニュアルの作成</td> <td data-bbox="1840 1598 2813 1946">市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
区分	内 容									
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。									
区分	内 容									
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新									
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>避難所及び避難地の指定</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 ・<u>避難地は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u> ・<u>特に避難地と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</u> 								
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>避難情報と住民の安全確保措置</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・<u>避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での安全確保措置（待機・垂直避難）等を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u> ・<u>屋内での安全確保措置等は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備情報の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u> <table border="1" data-bbox="1846 1201 2783 1612"> <thead> <tr> <th data-bbox="1846 1201 1991 1247">避難情報</th> <th data-bbox="1991 1201 2783 1247">住民に求められる行動（安全確保措置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1846 1247 1991 1430"><u>避難準備情報</u></td> <td data-bbox="1991 1247 2783 1430"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・<u>立ち退き避難の準備を整える。</u> ・<u>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1846 1430 1991 1476"><u>避難勧告</u></td> <td data-bbox="1991 1430 2783 1476"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>立ち退き避難する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1846 1476 1991 1612"><u>避難指示</u></td> <td data-bbox="1991 1476 2783 1612"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</u> ・<u>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	<u>避難準備情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・<u>立ち退き避難の準備を整える。</u> ・<u>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u> 	<u>避難勧告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立ち退き避難する。</u> 	<u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</u> ・<u>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</u>
避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）											
<u>避難準備情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・<u>立ち退き避難の準備を整える。</u> ・<u>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u> 											
<u>避難勧告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立ち退き避難する。</u> 											
<u>避難指示</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</u> ・<u>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</u> 											
計画の作成及び訓練の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。 ・水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 	計画の作成及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 ・<u>市町は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</u> 								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

ページ	旧	新						
共通-29	<p>第7節～第14節 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第15節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略) 第2節 組織計画 (略) 「静岡県災害対策本部編成図」(抄)</p>	<p>第7節～第14節 (略)</p> <p><u>第15節 ライフライン事業の復旧に関する計画</u> <u>○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>○下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>第16節 県・市町の業務継続に関する計画</u></p> <table border="1" data-bbox="1576 745 2795 1486"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 745 1745 789"><u>区分</u></th> <th data-bbox="1745 745 2795 789"><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 789 1745 1062"><u>業務継続体制の確保</u></td> <td data-bbox="1745 789 2795 1062"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県及び市町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</u> ・<u>実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1062 1745 1486"><u>業務継続計画等において定めるおく事項</u></td> <td data-bbox="1745 1062 2795 1486"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> ・<u>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> ・<u>電気・水・食料等の確保</u> ・<u>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> ・<u>重要な行政データのバックアップ</u> ・<u>非常時優先業務の整理</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第17節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 (略) 第2節 組織計画 (略) 「静岡県災害対策本部編成図」(抄)</p>	<u>区分</u>	<u>内容</u>	<u>業務継続体制の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県及び市町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</u> ・<u>実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</u> 	<u>業務継続計画等において定めるおく事項</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> ・<u>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> ・<u>電気・水・食料等の確保</u> ・<u>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> ・<u>重要な行政データのバックアップ</u> ・<u>非常時優先業務の整理</u>
<u>区分</u>	<u>内容</u>							
<u>業務継続体制の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県及び市町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</u> ・<u>実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</u> 							
<u>業務継続計画等において定めるおく事項</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> ・<u>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> ・<u>電気・水・食料等の確保</u> ・<u>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> ・<u>重要な行政データのバックアップ</u> ・<u>非常時優先業務の整理</u> 							

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
共通-34	<p>指令部</p> <p><u>統括班</u></p> <p>空港現地運用班・<u>現地航空係</u></p> <p>本部員</p> <table border="1" data-bbox="320 478 724 705"> <tr> <td>教育長</td> <td>(追加)</td> <td>経営管理部長</td> <td><u>企画広報部長</u></td> <td>知事戦略監</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="320 747 581 974"> <tr> <td>(追加)</td> <td>経営管理部</td> <td><u>企画広報部</u></td> </tr> </table>	教育長	(追加)	経営管理部長	<u>企画広報部長</u>	知事戦略監	(追加)	経営管理部	<u>企画広報部</u>	<p>指令部</p> <p><u>総括班</u></p> <p>空港現地運用班 <u>(削除)</u></p> <p>本部員</p> <table border="1" data-bbox="1573 478 1976 705"> <tr> <td>教育長</td> <td>知事戦略監</td> <td><u>地域外交監</u></td> <td>経営管理部長</td> <td><u>政策企画部長</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1573 747 1834 974"> <tr> <td><u>知事直轄部</u></td> <td>経営管理部</td> <td><u>政策企画部</u></td> </tr> </table>	教育長	知事戦略監	<u>地域外交監</u>	経営管理部長	<u>政策企画部長</u>	<u>知事直轄部</u>	経営管理部	<u>政策企画部</u>								
教育長	(追加)	経営管理部長	<u>企画広報部長</u>	知事戦略監																						
(追加)	経営管理部	<u>企画広報部</u>																								
教育長	知事戦略監	<u>地域外交監</u>	経営管理部長	<u>政策企画部長</u>																						
<u>知事直轄部</u>	経営管理部	<u>政策企画部</u>																								
共通-35	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」（抄）</p> <p><u>広域搬送拠点係</u></p> <p><危機担当監> 経営管理部総務局長、<u>企画広報部知事公室長</u>、<u>地域外交局長</u>、<u>政策企画局長</u>（略）<u>農林業局長</u>（略）<u>空港局長</u>（略）</p> <p><その他必要とする者> <u>企業局理事</u>、<u>教育委員会理事兼教育総務課長</u>（略）</p>	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」（抄）</p> <p><u>航空搬送拠点係</u></p> <p><危機担当監> <u>知事公室長</u>、<u>地域外交局長</u>、経営管理部総務局長、<u>政策企画部政策推進局長</u>（略）<u>農業局長</u>（略）<u>(削除)</u>（略）<u>企業局理事</u>、<u>教育委員会理事兼教育総務課長</u></p> <p><その他必要とする者> （略）</p>																								
共通-36	<p>2 職員動員及び配備 （略）</p> <table border="1" data-bbox="320 1516 1549 1923"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制・配備基準</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td rowspan="2">【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）</td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※1）</td> <td>本庁</td> <td>交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、危機管理局等（賀茂振興局及び危機管理局）（※3））</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等		事前配備体制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※1）	本庁	交通基盤部、危機管理部	出先	必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、危機管理局等（賀茂振興局及び危機管理局）（※3））	<p>2 職員動員及び配備 （略）</p> <table border="1" data-bbox="1573 1516 2801 1923"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制・配備基準</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td rowspan="2">【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）</td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※2）</td> <td>本庁</td> <td><u>文化・観光部空港振興局（※3）</u>、 交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所 <u>(※3)</u>、危機管理局等（賀茂振興局及び危機管理局）（※4））</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等		事前配備体制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※2）	本庁	<u>文化・観光部空港振興局（※3）</u> 、 交通基盤部、危機管理部	出先	必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所 <u>(※3)</u> 、危機管理局等（賀茂振興局及び危機管理局）（※4））
配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等																							
事前配備体制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※1）	本庁	交通基盤部、危機管理部																						
			出先	必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、危機管理局等（賀茂振興局及び危機管理局）（※3））																						
配備体制・配備基準		配備内容	配備部局等																							
事前配備体制	【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※2）	本庁	<u>文化・観光部空港振興局（※3）</u> 、 交通基盤部、危機管理部																						
			出先	必要な出先機関（漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所 <u>(※3)</u> 、危機管理局等（賀茂振興局及び危機管理局）（※4））																						

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧				新			
	<p>【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</p>	<p>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制（※1）</p>	本庁	<p>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部</p>	<p>【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</p>	<p>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制（※2）</p>	本庁	<p><u>知事公室広聴広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、<u>空港振興局（※3）</u>、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部</p>
	<p>【警戒本部設置体制】 大雨、暴風、暴風雪特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発表されたとき、又は、大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</p>	<p>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制（※1）</p>	本庁	<p>企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局、健康福祉部管理局、経済産業部管理局、交通基盤部、危機管理部</p>	<p>【警戒本部設置体制】 大雨、暴風、暴風雪特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発表されたとき、又は、大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</p>	<p>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制（※2）</p>	本庁	<p><u>知事公室広聴広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、<u>空港振興局（※6）</u>、健康福祉部管理局、経済産業部管理局、交通基盤部、危機管理部</p>
	<p>【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したとき</p>	<p>情報収集及び連絡活動を主とし事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制</p>	本庁	<p>健康福祉部管理局、危機管理部、必要な局</p>	<p>【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したとき</p>	<p>情報収集及び連絡活動を主とし事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制</p>	本庁	<p>健康福祉部管理局、危機管理部、必要な局</p>
<p>※1 風水害における交通基盤部の事前配備体制については、水防計画における事前配備体制を優先適用する。 なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。 ※2 必要により、危機管理局等は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。 ※3 賀茂振興局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。 <u>（追加）</u></p>		<p>※1 <u>交通基盤部の配備体制については、大雨、洪水注意報のいずれかが県下に発表されたとき</u> ※2 風水害における交通基盤部の配備体制については、水防計画における<u>非常</u>配備体制を優先適用する。なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。 ※3 <u>空港振興局及び空港管理事務所については、当該事象が静岡空港管内（島田市内又は牧之原市）に発生した場合のみとする。</u> ※4 賀茂振興局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。 ※5 必要により、危機管理局等は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p>						

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
共通-37	<p>第3節 応援計画 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の派遣要請計画</td> <td>自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第26節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第12節 医療助産計画>の定めるところによるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	自衛隊の派遣要請計画	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第26節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。	(略)	(略)	医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第12節 医療助産計画>の定めるところによるものとする。	(略)	(略)	<p>第3節 応援計画 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の派遣要請計画</td> <td>自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第27節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療・助産計画>の定めるところによるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	自衛隊の派遣要請計画	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第27節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。	(略)	(略)	医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療・助産計画>の定めるところによるものとする。	(略)	(略)
区分	内容																									
(略)	(略)																									
自衛隊の派遣要請計画	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第26節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。																									
(略)	(略)																									
医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第12節 医療助産計画>の定めるところによるものとする。																									
(略)	(略)																									
区分	内容																									
(略)	(略)																									
自衛隊の派遣要請計画	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第27節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによるものとする。																									
(略)	(略)																									
医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療・助産計画>の定めるところによるものとする。																									
(略)	(略)																									
共通-39	<p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</td> <td>(略) ・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	(略) ・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 (略)	<p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</td> <td>(略) ・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	(略) ・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 (略)																
区 分	内 容																									
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	(略) ・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第1節4）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 (略)																									
区 分	内 容																									
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	(略) ・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料の巻Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻Ⅱ（5-2-3、津波対策の巻（第3章第2節1）、その伝達経路は資料の巻Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻（Ⅰ第1章第1節4、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1節）による。 (略)																									
共通-44	<p>(略)</p> <p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関等に関する協力</td> <td>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長(報道総括)とする。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	報道機関等に関する協力	・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長(報道総括)とする。 (略)	<p>(略)</p> <p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関等に関する協力</td> <td>・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事公室長(報道総括)とする。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	報道機関等に関する協力	・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事公室長(報道総括)とする。 (略)												
区分	内容																									
(略)	(略)																									
報道機関等に関する協力	・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事戦略局長(報道総括)とする。 (略)																									
区分	内容																									
(略)	(略)																									
報道機関等に関する協力	・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事公室長(報道総括)とする。 (略)																									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

ページ	旧	新																																		
	<p>広報実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。 ・災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る <table border="1" data-bbox="507 342 1501 747"> <tr> <td>印刷媒体</td> <td colspan="2">県民だより（臨時号等）、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">視聴覚媒体</td> <td>ラジオ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </table>	印刷媒体	県民だより（臨時号等）、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙		視聴覚媒体	ラジオ	（略）	テレビ	（略）	同時通報用無線、有線放送、インターネット、道路情報提供装置		（略）	（略）		<p>広報実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。 ・災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る <table border="1" data-bbox="1757 342 2751 747"> <tr> <td>印刷媒体</td> <td colspan="2">県民だより（臨時号等）、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">視聴覚媒体</td> <td>ラジオ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">同時通報用無線、有線放送、インターネット（<u>県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等</u>）、道路情報提供装置</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </table>	印刷媒体	県民だより（臨時号等）、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙		視聴覚媒体	ラジオ	（略）	テレビ	（略）	同時通報用無線、有線放送、インターネット（ <u>県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等</u> ）、道路情報提供装置		（略）	（略）									
印刷媒体	県民だより（臨時号等）、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙																																			
視聴覚媒体	ラジオ	（略）																																		
	テレビ	（略）																																		
	同時通報用無線、有線放送、インターネット、道路情報提供装置																																			
（略）	（略）																																			
印刷媒体	県民だより（臨時号等）、災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙																																			
視聴覚媒体	ラジオ	（略）																																		
	テレビ	（略）																																		
	同時通報用無線、有線放送、インターネット（ <u>県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等</u> ）、道路情報提供装置																																			
（略）	（略）																																			
共通-45	<p>（略）</p> <p>5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法</p> <p>住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>情報源とその主な情報内容は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="353 982 1537 1551"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ</td> <td>津波警報、知事・市町長の放送要請事項</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ</td> <td>地震情報等、交通機関運行状況等</td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</td> <td>主として市町域内の情報、指示、指導等</td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織を通じた連絡</td> <td>主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等</td> </tr> <tr> <td>サイレン、半鐘</td> <td>津波警報、火災の発生の通報</td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項	ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	自主防災組織を通じた連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等	サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報	<p>（略）</p> <p>5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法</p> <p>住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>情報源とその主な情報内容は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1602 982 2786 1551"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ</td> <td>津波警報、知事・市町長の放送要請事項</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ</td> <td>地震情報等、交通機関運行状況等</td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車</td> <td>主として市町域内の情報、指示、指導等</td> </tr> <tr> <td><u>インターネット</u></td> <td><u>県、市町の公式ホームページ</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>「静岡県 防災」Twitter、Facebook</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>主として県又は市町域内の情報、指示、指導等</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等</u></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織を通じた連絡</td> <td>主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等</td> </tr> <tr> <td>サイレン、半鐘</td> <td>津波警報、火災の発生の通報</td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報内容	緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項	ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等	同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等	<u>インターネット</u>	<u>県、市町の公式ホームページ</u>		<u>「静岡県 防災」Twitter、Facebook</u>		<u>主として県又は市町域内の情報、指示、指導等</u>		<u>ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等</u>	自主防災組織を通じた連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等	サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報
情報源	情報内容																																			
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項																																			
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等																																			
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等																																			
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																			
自主防災組織を通じた連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等																																			
サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報																																			
情報源	情報内容																																			
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項																																			
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等																																			
同時通報用無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等																																			
<u>インターネット</u>	<u>県、市町の公式ホームページ</u>																																			
	<u>「静岡県 防災」Twitter、Facebook</u>																																			
	<u>主として県又は市町域内の情報、指示、指導等</u>																																			
	<u>ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等</u>																																			
自主防災組織を通じた連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等																																			
サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報																																			
共通-58	<p>第5節～第14節</p> <p>（略）</p> <p>第15節 清掃計画</p> <p>被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。</p> <p>1 実施事項等</p>	<p>第5節～第14節</p> <p>（略）</p> <p>第15節 清掃<u>及び災害廃棄物処理</u>計画</p> <p>被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び<u>災害廃棄物処理</u>を適切に行うため県の実施事項を定め、清掃作業<u>等</u>に支障のないよう措置する。</p> <p>1 実施事項等</p>																																		

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
	区 分	内 容	区 分	内 容
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	基本方針	・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて迅速・適正に処理する。
	県の実施事項	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） ・清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） ・死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3）	県の実施事項	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-1） ・清掃用運搬機材のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-2-2、15-2-3） ・死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん 資料の巻Ⅱ（15-3） ・ <u>災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等</u>
	市町長の要請事項	市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんに要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 <u>(追加)</u>	市町長の要請・ <u>実施</u> 事項	・市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんに要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・ <u>災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等</u>
共通-61	(略) 第16節～第17節 (略) 第18節 社会秩序維持計画 (略) 2 県警察		(略) 第16節～第17節 (略) 第18節 社会秩序維持計画 (略) 2 県警察	
	区 分	内 容	区 分	内 容
	(略)	(略)	(略)	(略)
	銃砲刀剣類等に対する措置	銃砲刀剣類の保管状況及び高圧ガス、放射性物質、火薬類等の製造、貯蔵状況の調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。	銃砲刀剣類等に対する措置	銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。
共通-62	(略) 第19節 輸送計画 (略) 表中「第26節 自衛隊派遣輸送計画」 第20節 交通応急対策計画 (略) 2 県知事又は県公安委員会の実施事項		(略) 第19節 輸送計画 (略) 表中「第27節 自衛隊派遣輸送計画」 第20節 交通応急対策計画 (略) 2 県知事又は県公安委員会の実施事項	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表 （案）

ページ	旧		新	
共通-64	区分	内容	区分	内容
	(略)	(略)	(略)	(略)
	緊急通行車両の事前届け出	(略) ・県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ <u>(10-3-11)</u> を交付する。 (略)	緊急通行車両の事前届け出	(略) ・県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ <u>(10-3-8)</u> を交付する。 (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
共通-75	(略) 第21節～第29節 (略) 第30節 電力施設災害応急対策計画 (略) 1 電力会社の地域分担		(略) 第21節～第29節 (略) 第30節 電力施設災害応急対策計画 (略) 1 電力会社の地域分担	
	電力会社	分担地域	電力会社	分担地域
	<u>東京電力㈱</u>	(略)	<u>東京電力パワーグリッド㈱</u>	(略)
	中部電力㈱	(略)	中部電力㈱	(略)
共通-77	2 応急措置の実施 ○応急措置の実施は電力会社の定める< <u>東京電力㈱</u> 防災業務計画>及び<中部電力㈱ 防災業務計画>により実施する。 第31節 (略) <u>(追加)</u>		2 応急措置の実施 ○応急措置の実施は電力会社の定める< <u>東京電力パワーグリッド㈱</u> 防災業務計画>及び<中部電力㈱ 防災業務計画>により実施する。 第31節 (略) <u>第32節 下水道災害応急対策計画</u> <u>○下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u>	
	第 <u>32</u> 節 突発的災害に係る応急対策計画 (略) (3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。		第 <u>33</u> 節 突発的災害に係る応急対策計画 (略) (3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。	
	区 分	内 容	区 分	内 容
	情報の収集、伝達等	(略)	情報の収集、伝達等	(略)
共通-78	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>人的被害の把握</u>	<u>・本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</u> <u>・本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</u>

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
共通-86 表 1 中 「NHK静岡放送局総務部 054-254-4171」 「静岡瓦斯(株)環境安全推進室」				<p><u>・本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</u></p>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	各機関への要請	<p><u>(追加)</u></p> <p>ア 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、<u>健康福祉部医療健康局</u>を通じて要請する。</p> <p>イ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、(社)県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。</p>	各機関への要請	<p><u>ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム）</u> <u>静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。</u></p> <p><u>イ</u> 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、<u>地域医療課</u>を通じて要請する。</p> <p>ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、<u>(一社)県医師会</u>、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(追加)</u> 2次災害防止のための措置	<p>事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置をとる。</p> <p><u>(追加)</u></p>	各機関の調整・2次災害防止のための措置	<p><u>・本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。</u></p> <p><u>・災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</u></p> <p><u>・事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。</u></p>
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	航空機の運用調整	<p><u>・本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	<p>表 1 中 「日本放送協会静岡放送局放送部 054-274-1021」 「静岡ガス(株)環境安全推進室」</p>

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																		
地震-8	<p>第1章 総則</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 予想される災害 (略)</p> <p>1 第4次地震被害想定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震</td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))</td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果</p> <p>(1) 概説</p> <p>○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震が発生した場合を想定して行ったものである。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 予想される災害 (略)</p> <p>1 第4次地震被害想定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 <u>宝永型地震</u> <u>安政東海型地震</u> <u>5地震総合モデル</u></td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))</td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果</p> <p>(1) 概説</p> <p>○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 <u>宝永型地震</u> <u>安政東海型地震</u> <u>5地震総合モデル</u>	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))																																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))																																		
機関名	処理すべき事務又は業務																																			
(略)	(略)																																			
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																																			
(略)	(略)																																			
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 <u>宝永型地震</u> <u>安政東海型地震</u> <u>5地震総合モデル</u>	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))																																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))																																		
機関名	処理すべき事務又は業務																																			
(略)	(略)																																			
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																																			
(略)	(略)																																			
地震-22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)																		
機関名	処理すべき事務又は業務																																			
(略)	(略)																																			
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																																			
(略)	(略)																																			
機関名	処理すべき事務又は業務																																			
(略)	(略)																																			
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																																			
(略)	(略)																																			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
地震-24	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>義援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>救援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)								
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)																									
(略)	(略)																									
地震-25	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u>	(略)	(略)	(略)								
<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																									
(略)	(略)																									
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	(略)																									
(略)	(略)																									
<u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																									
(略)	(略)																									
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u>	(略)																									
(略)	(略)																									
地震-26	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南鉄道株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南電車株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>岳南電車株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
(略)	(略)																									
<u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)																									
(略)	(略)																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
(略)	(略)																									
<u>岳南電車株式会社</u>	(略)																									
(略)	(略)																									
(略)	(略)																									
	<p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>1 県</p> <p>1-1 防災訓練の内容</p>	<p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第1、2節 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>1 県</p> <p>1-1 防災訓練の内容</p>																								

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
	区分	内 容	区分	内 容
地震-27	総合防災訓練	(略) ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ <u>「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」</u> による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持	総合防災訓練	(略) ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ <u>「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」</u> による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	
	3 防災関係機関		3 防災関係機関	
	(略)		(略)	
地震-29	機 関 名	重点事項	機 関 名	重点事項
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
地震-30	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)	<u>岳南電車株式会社</u>	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	
	第4節 地震災害予防対策の推進		第4節 地震災害予防対策の推進	
	(略)		(略)	
	7 地盤災害の予防対策		7 地盤災害の予防対策	
	(略)		(略)	
地震-32	区 分	内 容	区 分	内 容
	山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害 <u>危険箇所図</u> の配布や <u>急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表示板を設置する</u> 等により、当該地域の危険性を広報する。	山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害 <u>ハザードマップ</u> の配布や <u>インターネットによる土砂災害警戒区域等の公表</u> 等により、当該地域の危険性を広報する。
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																		
地震-36	<p>12 生活の確保 (略) (2) 飲料水の確保 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(3) 医療救護 (略) (4) 防疫及び保健衛生活動 (略)</p> <p>(5) 清掃活動</p> <table border="1" data-bbox="353 1192 1537 1465"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>あらかじめ定める「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>ア 被害想定に基づき、<u>震災時廃棄物（し尿、ごみ）</u>処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 避難所の設置及び資機材の配備又は準備 (略)</p>	実施主体	内 容	県	あらかじめ定める「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。	市町	ア 被害想定に基づき、 <u>震災時廃棄物（し尿、ごみ）</u> 処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。	<p>12 生活の確保 (略) (2) 飲料水の確保 (略) <u>(3)燃料の確保</u></p> <table border="1" data-bbox="1576 432 2792 926"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「<u>災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書</u>」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td>重要施設の管理者等</td> <td>・重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。 ・なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、<u>災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 医療救護 (略) (5) 防疫及び保健衛生活動 (略)</p> <p>(6) 清掃活動</p> <table border="1" data-bbox="1605 1192 2783 1465"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>あらかじめ定める「<u>静岡県災害廃棄物処理計画</u>」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>ア 被害想定に基づき、<u>災害廃棄物</u>処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「 <u>災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書</u> 」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。	重要施設の管理者等	・重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。 ・なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、 <u>災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u>	実施主体	内 容	県	あらかじめ定める「 <u>静岡県災害廃棄物処理計画</u> 」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。	市町	ア 被害想定に基づき、 <u>災害廃棄物</u> 処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。
実施主体	内 容																			
県	あらかじめ定める「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。																			
市町	ア 被害想定に基づき、 <u>震災時廃棄物（し尿、ごみ）</u> 処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。																			
実施主体	内 容																			
県	・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「 <u>災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書</u> 」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。																			
重要施設の管理者等	・重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。 ・なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、 <u>災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u>																			
実施主体	内 容																			
県	あらかじめ定める「 <u>静岡県災害廃棄物処理計画</u> 」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。																			
市町	ア 被害想定に基づき、 <u>災害廃棄物</u> 処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。																			
地震-37	<p>(6) 避難所の設置及び資機材の配備又は準備 (略) (7) 救援・救護のための標示 (略) (8) 応急住宅 (略)</p>	<p>(7) 避難所の設置及び資機材の配備又は準備 (略) (8) 救援・救護のための標示 (略) (9) 応急住宅 (略)</p>																		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																		
地震－41	<p>14 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="338 247 1528 569"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(1) <u>震災時廃棄物（がれき・残骸物）</u> 処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針 (略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成<u>26</u>年度までの<u>35</u>年間である。</p> <p>1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="368 1192 1528 1759"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 <u>48,923</u></td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>8,920</u>施設</td> <td><u>48,923</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通信施設の整備 (略)</p>	実施主体	内 容	県	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。	市町	(1) <u>震災時廃棄物（がれき・残骸物）</u> 処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。	区 分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>48,923</u>	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等		計		<u>8,920</u> 施設	<u>48,923</u>	<p>14 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1587 247 2778 569"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(1) <u>災害廃棄物</u> 処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第1節 地震防災施設整備方針 (略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から平成<u>31</u>年度までの<u>40</u>年間である。</p> <p>1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1617 1182 2778 1759"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 <u>49,693</u></td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>9,010</u>施設</td> <td><u>49,693</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通信施設の整備 (略)</p>	実施主体	内 容	県	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。	市町	(1) <u>災害廃棄物</u> 処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。	区 分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>49,693</u>	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等		計		<u>9,010</u> 施設	<u>49,693</u>
	実施主体	内 容																																																																		
県	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。																																																																			
市町	(1) <u>震災時廃棄物（がれき・残骸物）</u> 処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。																																																																			
区 分	内 容																																																																			
(略)	(略)																																																																			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																
	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>48,923</u>																																																																
	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等																																																																	
	計		<u>8,920</u> 施設	<u>48,923</u>																																																																
実施主体	内 容																																																																			
県	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」に基づき市町を指導する。 広域処理体制の確立に努めるものとする。																																																																			
市町	(1) <u>災害廃棄物</u> 処理計画を定める。 (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。																																																																			
区 分	内 容																																																																			
(略)	(略)																																																																			
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																
	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 <u>49,693</u>																																																																
	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等																																																																	
	計		<u>9,010</u> 施設	<u>49,693</u>																																																																

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																									
地震-42	<p>2 避難地・避難路の整備 (1) 避難地の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公園事業</td> <td>市</td> <td>14箇所 約 <u>55.3</u>ha</td> <td>百万円 <u>26,660</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			(略)	(略)			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公園事業	市	14箇所 約 <u>55.3</u> ha	百万円 <u>26,660</u>	<p>2 避難地・避難路の整備 (1) 避難地の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公園事業</td> <td>市</td> <td>14箇所 約 <u>55.1</u>ha</td> <td>百万円 <u>26,682</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			(略)	(略)			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公園事業	市	14箇所 約 <u>55.1</u> ha	百万円 <u>26,682</u>																																							
	区分	内 容																																																																									
	(略)	(略)																																																																									
	事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																						
公園事業		市	14箇所 約 <u>55.3</u> ha	百万円 <u>26,660</u>																																																																							
区分	内 容																																																																										
(略)	(略)																																																																										
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
	公園事業	市	14箇所 約 <u>55.1</u> ha	百万円 <u>26,682</u>																																																																							
<p>(2) 避難路の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">街路事業</td> <td>県</td> <td>5箇所 延長約 1.4 km</td> <td>百万円 8,272</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td><u>26</u>箇所 延長約 <u>13.3</u> km</td> <td><u>36,707</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><u>31</u>箇所 延長約 <u>14.7</u> km</td> <td><u>44,979</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地区画整理 事業</td> <td>市</td> <td>4箇所 延長約 1.2 km</td> <td>5,949</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>2箇所 延長約 0.9 km</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6箇所 延長約 2.1 km</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>37</u>箇所 延長約 <u>16.8</u> km</td> <td><u>51,879</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			(略)	(略)			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	街路事業	県	5箇所 延長約 1.4 km	百万円 8,272	市	<u>26</u> 箇所 延長約 <u>13.3</u> km	<u>36,707</u>	小計	<u>31</u> 箇所 延長約 <u>14.7</u> km	<u>44,979</u>	土地区画整理 事業	市	4箇所 延長約 1.2 km	5,949	組合	2箇所 延長約 0.9 km	951	小計	6箇所 延長約 2.1 km	6,900	計		<u>37</u> 箇所 延長約 <u>16.8</u> km	<u>51,879</u>	<p>(2) 避難路の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">街路事業</td> <td>県</td> <td>5箇所 延長約 1.4 km</td> <td>百万円 8,272</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td><u>39</u>箇所 延長約 <u>19.8</u> km</td> <td><u>47,878</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><u>44</u>箇所 延長約 <u>21.2</u> km</td> <td><u>56,150</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地区画整理 事業</td> <td>市</td> <td>4箇所 延長約 1.2 km</td> <td>5,949</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>2箇所 延長約 0.9 km</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6箇所 延長約 2.1 km</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>50</u>箇所 延長約 <u>23.3</u> km</td> <td><u>63,050</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			(略)	(略)			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	街路事業	県	5箇所 延長約 1.4 km	百万円 8,272	市	<u>39</u> 箇所 延長約 <u>19.8</u> km	<u>47,878</u>	小計	<u>44</u> 箇所 延長約 <u>21.2</u> km	<u>56,150</u>	土地区画整理 事業	市	4箇所 延長約 1.2 km	5,949	組合	2箇所 延長約 0.9 km	951	小計	6箇所 延長約 2.1 km	6,900	計		<u>50</u> 箇所 延長約 <u>23.3</u> km	<u>63,050</u>
区分	内 容																																																																										
(略)	(略)																																																																										
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
	街路事業	県	5箇所 延長約 1.4 km	百万円 8,272																																																																							
		市	<u>26</u> 箇所 延長約 <u>13.3</u> km	<u>36,707</u>																																																																							
		小計	<u>31</u> 箇所 延長約 <u>14.7</u> km	<u>44,979</u>																																																																							
	土地区画整理 事業	市	4箇所 延長約 1.2 km	5,949																																																																							
		組合	2箇所 延長約 0.9 km	951																																																																							
		小計	6箇所 延長約 2.1 km	6,900																																																																							
	計		<u>37</u> 箇所 延長約 <u>16.8</u> km	<u>51,879</u>																																																																							
区分	内 容																																																																										
(略)	(略)																																																																										
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																							
	街路事業	県	5箇所 延長約 1.4 km	百万円 8,272																																																																							
		市	<u>39</u> 箇所 延長約 <u>19.8</u> km	<u>47,878</u>																																																																							
		小計	<u>44</u> 箇所 延長約 <u>21.2</u> km	<u>56,150</u>																																																																							
	土地区画整理 事業	市	4箇所 延長約 1.2 km	5,949																																																																							
		組合	2箇所 延長約 0.9 km	951																																																																							
		小計	6箇所 延長約 2.1 km	6,900																																																																							
	計		<u>50</u> 箇所 延長約 <u>23.3</u> km	<u>63,050</u>																																																																							
<p>3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備</p>	<p>3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備</p>																																																																										

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧					新							
地震-43	区分	内 容				区分	内 容						
	(略)	(略)				(略)	(略)						
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費			
		改築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>51</u> 箇所		百万円 <u>110,661</u>	改築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>63</u> 箇所	百万円 <u>139,021</u>	
			〃(県道)	県	約 37箇所		31,358		〃(県道)	県	約 37箇所	31,358	
			特改一種事業(一般国道)	〃	約 31箇所		16,996		特改一種事業(一般国道)	〃	約 31箇所	16,996	
			〃(県道)	〃	約 28箇所		8,052		〃(県道)	〃	約 28箇所	8,052	
			橋梁整備事業(一般国道)	〃	約 23箇所		5,657		橋梁整備事業(一般国道)	〃	約 23箇所	5,657	
			〃(県道)	〃	約 3箇所		5,058		〃(県道)	〃	約 3箇所	5,058	
			小計		約 <u>173</u> 箇所		<u>177,732</u>		小計		約 <u>185</u> 箇所	<u>206,142</u>	
		橋梁	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3箇所		5,591	橋梁	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3箇所	5,591	
			〃(県道)	〃	約 <u>4</u> 箇所		<u>3,546</u>		〃(県道)	〃	約 <u>7</u> 箇所	<u>5,302</u>	
			橋梁補修事業(一般国道)	〃	約 <u>50</u> 箇所		<u>11,574</u>		橋梁補修事業(一般国道)	〃	約 <u>107</u> 箇所	<u>19,868</u>	
			〃(県道)	〃	約 <u>12</u> 箇所		<u>1,126</u>		〃(県道)	〃	約 <u>71</u> 箇所	<u>8,958</u>	
			小計		約 <u>67</u> 箇所		<u>21,837</u>		小計		約 <u>188</u> 箇所	<u>39,719</u>	
		災害防除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 <u>387</u> 箇所		<u>20,414</u>	災害防除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 <u>399</u> 箇所	<u>24,435</u>	
			〃(県道)	県	約 <u>327</u> 箇所		<u>10,858</u>		〃(県道)	県	約 <u>339</u> 箇所	<u>11,351</u>	
			小計		約 <u>714</u> 箇所		<u>31,272</u>		小計		約 <u>738</u> 箇所	<u>35,786</u>	
		計			約 <u>954</u> 箇所		<u>230,841</u>	計			約 <u>1,111</u> 箇所	<u>281,647</u>	
		(2) 港湾施設の整備					(2) 港湾施設の整備						
事業総括表		区分	内 容				事業総括表	区分	内 容				
	(略)	(略)				(略)		(略)					
	事業名	事業主体	事業概要		概算事業費	事業名		事業主体	事業概要		概算事業費		
	港湾改修事業	(係留施設)				百万円		港湾改修事業	(係留施設)				百万円
		県	岸壁	6港	延長約785m	5,901			県	岸壁	6港	延長約785m	
			物揚場	1港	延長約175m					5,901	物揚場	1港	延長約175m
			栈橋	2港	延長約118m						栈橋	2港	延長約118m
		市	岸壁	1港	延長約90m	191			市	岸壁	1港	延長約90m	191
	小計	岸壁	7港	延長約875m	6,092	小計		岸壁	7港	延長約875m	6,092		
		物揚場	1港	延長約175m				物揚場	1港	延長約175m			
	栈橋	2港	延長約118m			栈橋	2港	延長約118m					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																															
地震-44	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(臨港交通施設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>橋 梁</td> <td>2港(4橋) 延長約315m</td> <td><u>2,676</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td><u>8,768</u></td> <td></td> </tr> </table>			(臨港交通施設)			県	橋 梁	2港(4橋) 延長約315m	<u>2,676</u>		計			<u>8,768</u>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(臨港交通施設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>橋 梁</td> <td>2港(4橋) 延長約315m</td> <td><u>3,316</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td><u>9,408</u></td> <td></td> </tr> </table>			(臨港交通施設)			県	橋 梁	2港(4橋) 延長約315m	<u>3,316</u>		計			<u>9,408</u>																																																																																		
			(臨港交通施設)																																																																																																														
	県	橋 梁	2港(4橋) 延長約315m	<u>2,676</u>																																																																																																													
	計			<u>8,768</u>																																																																																																													
			(臨港交通施設)																																																																																																														
	県	橋 梁	2港(4橋) 延長約315m	<u>3,316</u>																																																																																																													
	計			<u>9,408</u>																																																																																																													
	(3) 漁港施設の整備 (略)	(3) 漁港施設の整備 (略)																																																																																																															
	4 防災上重要な建物の整備 (1) 医療救護施設の整備 (略)	4 防災上重要な建物の整備 (1) 医療救護施設の整備 (略)																																																																																																															
	(2) 社会福祉施設の整備	(2) 社会福祉施設の整備																																																																																																															
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設 整備事業 (木造改築)</td> <td>県</td> <td>約1箇所 300㎡</td> <td>百万円 42</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約74箇所 定員約6,505人</td> <td>7,264</td> </tr> <tr> <td>社会福祉 法 人</td> <td>約26箇所 " 2,185人</td> <td>2,741</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約101箇所 " 8,690人</td> <td>10,047</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設 整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約2箇所 " 174人</td> <td>2,129</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約<u>12</u>箇所 " <u>714</u>人</td> <td><u>5,097</u></td> </tr> <tr> <td>社会福祉 法 人</td> <td>約<u>34</u>箇所 " <u>2,293</u>人</td> <td><u>14,916</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約<u>48</u>箇所 " <u>3,181</u>人</td> <td><u>22,142</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設 整備事業 (非木造補強)</td> <td>県</td> <td>約3箇所 " 290人</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約6箇所 " 800人</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>社会福祉 法 人</td> <td>約14箇所 " 1,180人</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約23箇所 " 2,270人</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約<u>172</u>箇所 " <u>14,141</u>人</td> <td><u>33,036</u></td> </tr> </table>	区分	内 容			(略)	(略)			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	社会福祉施設 整備事業 (木造改築)	県	約1箇所 300㎡	百万円 42	市 町	約74箇所 定員約6,505人	7,264	社会福祉 法 人	約26箇所 " 2,185人	2,741	小 計	約101箇所 " 8,690人	10,047	社会福祉施設 整備事業 (非木造改築)	県	約2箇所 " 174人	2,129	市 町	約 <u>12</u> 箇所 " <u>714</u> 人	<u>5,097</u>	社会福祉 法 人	約 <u>34</u> 箇所 " <u>2,293</u> 人	<u>14,916</u>	小 計	約 <u>48</u> 箇所 " <u>3,181</u> 人	<u>22,142</u>	社会福祉施設 整備事業 (非木造補強)	県	約3箇所 " 290人	176	市 町	約6箇所 " 800人	54	社会福祉 法 人	約14箇所 " 1,180人	617	小 計	約23箇所 " 2,270人	847	計		約 <u>172</u> 箇所 " <u>14,141</u> 人	<u>33,036</u>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設 整備事業 (木造改築)</td> <td>県</td> <td>約1箇所 300㎡</td> <td>百万円 42</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約74箇所 定員約6,505人</td> <td>7,264</td> </tr> <tr> <td>社会福祉 法 人</td> <td>約26箇所 " 2,185人</td> <td>2,741</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約101箇所 " 8,690人</td> <td>10,047</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設 整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約2箇所 " 174人</td> <td>2,129</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約<u>11</u>箇所 " <u>614</u>人</td> <td><u>4,028</u></td> </tr> <tr> <td>社会福祉 法 人</td> <td>約<u>33</u>箇所 " <u>2,198</u>人</td> <td><u>14,081</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約<u>46</u>箇所 " <u>2,986</u>人</td> <td><u>20,238</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設 整備事業 (非木造補強)</td> <td>県</td> <td>約3箇所 " 290人</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>市 町</td> <td>約6箇所 " 800人</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>社会福祉 法 人</td> <td>約14箇所 " 1,180人</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>約23箇所 " 2,270人</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約<u>170</u>箇所 " <u>13,946</u>人</td> <td><u>31,132</u></td> </tr> </table>	区分	内 容			(略)	(略)			事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	社会福祉施設 整備事業 (木造改築)	県	約1箇所 300㎡	百万円 42	市 町	約74箇所 定員約6,505人	7,264	社会福祉 法 人	約26箇所 " 2,185人	2,741	小 計	約101箇所 " 8,690人	10,047	社会福祉施設 整備事業 (非木造改築)	県	約2箇所 " 174人	2,129	市 町	約 <u>11</u> 箇所 " <u>614</u> 人	<u>4,028</u>	社会福祉 法 人	約 <u>33</u> 箇所 " <u>2,198</u> 人	<u>14,081</u>	小 計	約 <u>46</u> 箇所 " <u>2,986</u> 人	<u>20,238</u>	社会福祉施設 整備事業 (非木造補強)	県	約3箇所 " 290人	176	市 町	約6箇所 " 800人	54	社会福祉 法 人	約14箇所 " 1,180人	617	小 計	約23箇所 " 2,270人	847	計		約 <u>170</u> 箇所 " <u>13,946</u> 人	<u>31,132</u>
区分	内 容																																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																																
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																													
	社会福祉施設 整備事業 (木造改築)	県	約1箇所 300㎡	百万円 42																																																																																																													
		市 町	約74箇所 定員約6,505人	7,264																																																																																																													
		社会福祉 法 人	約26箇所 " 2,185人	2,741																																																																																																													
		小 計	約101箇所 " 8,690人	10,047																																																																																																													
	社会福祉施設 整備事業 (非木造改築)	県	約2箇所 " 174人	2,129																																																																																																													
		市 町	約 <u>12</u> 箇所 " <u>714</u> 人	<u>5,097</u>																																																																																																													
		社会福祉 法 人	約 <u>34</u> 箇所 " <u>2,293</u> 人	<u>14,916</u>																																																																																																													
		小 計	約 <u>48</u> 箇所 " <u>3,181</u> 人	<u>22,142</u>																																																																																																													
	社会福祉施設 整備事業 (非木造補強)	県	約3箇所 " 290人	176																																																																																																													
		市 町	約6箇所 " 800人	54																																																																																																													
		社会福祉 法 人	約14箇所 " 1,180人	617																																																																																																													
		小 計	約23箇所 " 2,270人	847																																																																																																													
	計		約 <u>172</u> 箇所 " <u>14,141</u> 人	<u>33,036</u>																																																																																																													
	区分	内 容																																																																																																															
(略)	(略)																																																																																																																
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																													
	社会福祉施設 整備事業 (木造改築)	県	約1箇所 300㎡	百万円 42																																																																																																													
		市 町	約74箇所 定員約6,505人	7,264																																																																																																													
		社会福祉 法 人	約26箇所 " 2,185人	2,741																																																																																																													
		小 計	約101箇所 " 8,690人	10,047																																																																																																													
	社会福祉施設 整備事業 (非木造改築)	県	約2箇所 " 174人	2,129																																																																																																													
		市 町	約 <u>11</u> 箇所 " <u>614</u> 人	<u>4,028</u>																																																																																																													
		社会福祉 法 人	約 <u>33</u> 箇所 " <u>2,198</u> 人	<u>14,081</u>																																																																																																													
		小 計	約 <u>46</u> 箇所 " <u>2,986</u> 人	<u>20,238</u>																																																																																																													
	社会福祉施設 整備事業 (非木造補強)	県	約3箇所 " 290人	176																																																																																																													
		市 町	約6箇所 " 800人	54																																																																																																													
		社会福祉 法 人	約14箇所 " 1,180人	617																																																																																																													
		小 計	約23箇所 " 2,270人	847																																																																																																													
	計		約 <u>170</u> 箇所 " <u>13,946</u> 人	<u>31,132</u>																																																																																																													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																															
地震-45	<p>(3) 学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築)</td> <td rowspan="3">市町</td> <td>約 310 校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)</td> <td>約 <u>585</u> 校 改築面積 約 <u>706,631</u> m²</td> <td><u>123,125</u></td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強)</td> <td>約 <u>791</u> 校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m²</td> <td><u>67,021</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 <u>1,686</u> 校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m²</td> <td><u>231,193</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	内 容			(略)	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築)	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)	約 <u>585</u> 校 改築面積 約 <u>706,631</u> m ²	<u>123,125</u>	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強)	約 <u>791</u> 校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m ²	<u>67,021</u>	計		約 <u>1,686</u> 校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m ²	<u>231,193</u>	<p>(3) 学校施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築)</td> <td rowspan="3">市町</td> <td>約 310 校 改築面積 約 326,763 m²</td> <td>百万円 41,047</td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)</td> <td>約 <u>594</u> 校 改築面積 約 <u>721,220</u> m²</td> <td><u>130,948</u></td> </tr> <tr> <td>公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強)</td> <td>約 <u>774</u> 校 補強面積 約 <u>1,797,058</u> m²</td> <td><u>66,855</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 <u>1,678</u> 校 延面積 約 <u>2,845,041</u> m²</td> <td><u>238,850</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	内 容			(略)	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築)	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)	約 <u>594</u> 校 改築面積 約 <u>721,220</u> m ²	<u>130,948</u>	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強)	約 <u>774</u> 校 補強面積 約 <u>1,797,058</u> m ²	<u>66,855</u>	計		約 <u>1,678</u> 校 延面積 約 <u>2,845,041</u> m ²	<u>238,850</u>																																																							
	区分	内 容																																																																																																															
	(略)	(略)																																																																																																															
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																												
		公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築)	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047																																																																																																												
		公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)		約 <u>585</u> 校 改築面積 約 <u>706,631</u> m ²	<u>123,125</u>																																																																																																												
		公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強)		約 <u>791</u> 校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> m ²	<u>67,021</u>																																																																																																												
	計		約 <u>1,686</u> 校 延面積 約 <u>2,866,045</u> m ²	<u>231,193</u>																																																																																																													
	区分	内 容																																																																																																															
	(略)	(略)																																																																																																															
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																													
	公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築)	市町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	百万円 41,047																																																																																																													
	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)		約 <u>594</u> 校 改築面積 約 <u>721,220</u> m ²	<u>130,948</u>																																																																																																													
	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強)		約 <u>774</u> 校 補強面積 約 <u>1,797,058</u> m ²	<u>66,855</u>																																																																																																													
計		約 <u>1,678</u> 校 延面積 約 <u>2,845,041</u> m ²	<u>238,850</u>																																																																																																														
<p>5 災害の防止事業</p> <p>(1) 山崩れ、地すべり等の防止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>通常砂防事業</td> <td>県</td> <td><u>82</u> 箇所</td> <td>百万円 <u>13,104</u></td> </tr> <tr> <td>予防治山事業</td> <td>〃</td> <td><u>608</u> 箇所</td> <td><u>14,707</u></td> </tr> <tr> <td>復旧治山事業</td> <td>〃</td> <td><u>1,376</u> 箇所</td> <td><u>43,771</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地すべり対策事業 (農林水産省)</td> <td>(小計)</td> <td><u>169</u> 箇所</td> <td><u>41,133</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>59</u> 箇所</td> <td><u>12,567</u></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>43</u> 箇所</td> <td><u>7,205</u></td> </tr> <tr> <td>(林野庁)</td> <td>〃</td> <td><u>67</u> 箇所</td> <td><u>21,361</u></td> </tr> <tr> <td>(国土交通省)</td> <td>〃</td> <td><u>684</u> 箇所</td> <td><u>103,177</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>〃</td> <td><u>20</u> 箇所</td> <td><u>2,666</u></td> </tr> <tr> <td>県営ため池整備事業</td> <td>市町</td> <td><u>80</u> 箇所</td> <td><u>2,860</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>3,019</u> 箇所</td> <td><u>221,418</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	内 容			(略)	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	通常砂防事業	県	<u>82</u> 箇所	百万円 <u>13,104</u>	予防治山事業	〃	<u>608</u> 箇所	<u>14,707</u>	復旧治山事業	〃	<u>1,376</u> 箇所	<u>43,771</u>	地すべり対策事業 (農林水産省)	(小計)	<u>169</u> 箇所	<u>41,133</u>	県	<u>59</u> 箇所	<u>12,567</u>	〃	<u>43</u> 箇所	<u>7,205</u>	(林野庁)	〃	<u>67</u> 箇所	<u>21,361</u>	(国土交通省)	〃	<u>684</u> 箇所	<u>103,177</u>	急傾斜地崩壊対策事業	〃	<u>20</u> 箇所	<u>2,666</u>	県営ため池整備事業	市町	<u>80</u> 箇所	<u>2,860</u>	計		<u>3,019</u> 箇所	<u>221,418</u>	<p>5 災害の防止事業</p> <p>(1) 山崩れ、地すべり等の防止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>通常砂防事業</td> <td>県</td> <td><u>86</u> 箇所</td> <td>百万円 <u>14,304</u></td> </tr> <tr> <td>予防治山事業</td> <td>〃</td> <td><u>688</u> 箇所</td> <td><u>18,399</u></td> </tr> <tr> <td>復旧治山事業</td> <td>〃</td> <td><u>1,476</u> 箇所</td> <td><u>49,446</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地すべり対策事業 (農林水産省)</td> <td>(小計)</td> <td><u>180</u> 箇所</td> <td><u>45,753</u></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>61</u> 箇所</td> <td><u>14,246</u></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>46</u> 箇所</td> <td><u>8,136</u></td> </tr> <tr> <td>(林野庁)</td> <td>〃</td> <td><u>73</u> 箇所</td> <td><u>23,371</u></td> </tr> <tr> <td>(国土交通省)</td> <td>〃</td> <td><u>723</u> 箇所</td> <td><u>113,242</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>〃</td> <td><u>37</u> 箇所</td> <td><u>4,298</u></td> </tr> <tr> <td>県営ため池整備事業</td> <td>市町</td> <td><u>87</u> 箇所</td> <td><u>3,708</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td><u>3,277</u> 箇所</td> <td><u>249,150</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	内 容			(略)	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	通常砂防事業	県	<u>86</u> 箇所	百万円 <u>14,304</u>	予防治山事業	〃	<u>688</u> 箇所	<u>18,399</u>	復旧治山事業	〃	<u>1,476</u> 箇所	<u>49,446</u>	地すべり対策事業 (農林水産省)	(小計)	<u>180</u> 箇所	<u>45,753</u>	県	<u>61</u> 箇所	<u>14,246</u>	〃	<u>46</u> 箇所	<u>8,136</u>	(林野庁)	〃	<u>73</u> 箇所	<u>23,371</u>	(国土交通省)	〃	<u>723</u> 箇所	<u>113,242</u>	急傾斜地崩壊対策事業	〃	<u>37</u> 箇所	<u>4,298</u>	県営ため池整備事業	市町	<u>87</u> 箇所	<u>3,708</u>	計		<u>3,277</u> 箇所	<u>249,150</u>
区分	内 容																																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																																
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																													
	通常砂防事業	県	<u>82</u> 箇所	百万円 <u>13,104</u>																																																																																																													
	予防治山事業	〃	<u>608</u> 箇所	<u>14,707</u>																																																																																																													
	復旧治山事業	〃	<u>1,376</u> 箇所	<u>43,771</u>																																																																																																													
	地すべり対策事業 (農林水産省)	(小計)	<u>169</u> 箇所	<u>41,133</u>																																																																																																													
		県	<u>59</u> 箇所	<u>12,567</u>																																																																																																													
		〃	<u>43</u> 箇所	<u>7,205</u>																																																																																																													
	(林野庁)	〃	<u>67</u> 箇所	<u>21,361</u>																																																																																																													
	(国土交通省)	〃	<u>684</u> 箇所	<u>103,177</u>																																																																																																													
	急傾斜地崩壊対策事業	〃	<u>20</u> 箇所	<u>2,666</u>																																																																																																													
	県営ため池整備事業	市町	<u>80</u> 箇所	<u>2,860</u>																																																																																																													
計		<u>3,019</u> 箇所	<u>221,418</u>																																																																																																														
区分	内 容																																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																																
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																													
	通常砂防事業	県	<u>86</u> 箇所	百万円 <u>14,304</u>																																																																																																													
	予防治山事業	〃	<u>688</u> 箇所	<u>18,399</u>																																																																																																													
	復旧治山事業	〃	<u>1,476</u> 箇所	<u>49,446</u>																																																																																																													
	地すべり対策事業 (農林水産省)	(小計)	<u>180</u> 箇所	<u>45,753</u>																																																																																																													
		県	<u>61</u> 箇所	<u>14,246</u>																																																																																																													
		〃	<u>46</u> 箇所	<u>8,136</u>																																																																																																													
	(林野庁)	〃	<u>73</u> 箇所	<u>23,371</u>																																																																																																													
	(国土交通省)	〃	<u>723</u> 箇所	<u>113,242</u>																																																																																																													
	急傾斜地崩壊対策事業	〃	<u>37</u> 箇所	<u>4,298</u>																																																																																																													
	県営ため池整備事業	市町	<u>87</u> 箇所	<u>3,708</u>																																																																																																													
計		<u>3,277</u> 箇所	<u>249,150</u>																																																																																																														

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																						
	<p>(2) 津波による災害の防止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 247 510 289">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="510 247 1537 289">内 容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="368 289 510 340">(略)</td> <td colspan="4" data-bbox="510 289 1537 340">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 340 510 1146" rowspan="10">事業 総括表</td> <td data-bbox="510 386 777 428">事業名</td> <td data-bbox="777 386 884 428">事業主体</td> <td data-bbox="884 386 1311 428">事業概要</td> <td data-bbox="1311 386 1537 428">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 428 777 533">広域河川改修事業等</td> <td data-bbox="777 428 884 533">県</td> <td data-bbox="884 428 1311 533">2河川</td> <td data-bbox="1311 428 1537 533">百万円 7,372</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 533 777 575">総合治水事業</td> <td data-bbox="777 533 884 575">"</td> <td data-bbox="884 533 1311 575">1河川</td> <td data-bbox="1311 533 1537 575">300</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 575 777 680">耐震対策河川事業</td> <td data-bbox="777 575 884 680">"</td> <td data-bbox="884 575 1311 680"><u>1.2</u>河川</td> <td data-bbox="1311 575 1537 680">27,634</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="510 680 1537 722"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 722 777 827">漁港海岸保全事業</td> <td data-bbox="777 722 884 827">"</td> <td data-bbox="884 722 1311 827">3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m</td> <td data-bbox="1311 722 1537 827"><u>7,106</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 827 777 869">"</td> <td data-bbox="777 827 884 869">市町</td> <td data-bbox="884 827 1311 869"><u>1.1</u>海岸 <u>4,263m</u></td> <td data-bbox="1311 827 1537 869"><u>7,810</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 869 777 974">港湾海岸改修事業</td> <td data-bbox="777 869 884 974">県</td> <td data-bbox="884 869 1311 974">1.1海岸 <u>22,953m</u></td> <td data-bbox="1311 869 1537 974"><u>21,043</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 974 777 1058">海岸高潮対策事業</td> <td data-bbox="777 974 884 1058">"</td> <td data-bbox="884 974 1311 1058"><u>7</u>海岸 <u>9,279m</u></td> <td data-bbox="1311 974 1537 1058"><u>8,701</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1058 777 1100">計</td> <td data-bbox="777 1058 884 1100"></td> <td data-bbox="884 1058 1311 1100"></td> <td data-bbox="1311 1058 1537 1100"><u>79,966</u></td> </tr> </thead></table>	区 分	内 容				(略)	(略)				事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	広域河川改修事業等	県	2河川	百万円 7,372	総合治水事業	"	1河川	300	耐震対策河川事業	"	<u>1.2</u> 河川	27,634	<u>(追加)</u>				漁港海岸保全事業	"	3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m	<u>7,106</u>	"	市町	<u>1.1</u> 海岸 <u>4,263m</u>	<u>7,810</u>	港湾海岸改修事業	県	1.1海岸 <u>22,953m</u>	<u>21,043</u>	海岸高潮対策事業	"	<u>7</u> 海岸 <u>9,279m</u>	<u>8,701</u>	計			<u>79,966</u>	<p>(2) 津波による災害の防止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 247 1757 289">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="1757 247 2783 289">内 容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 289 1757 340">(略)</td> <td colspan="4" data-bbox="1757 289 2783 340">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 340 1757 1146" rowspan="10">事業 総括表</td> <td data-bbox="1757 386 2024 428">事業名</td> <td data-bbox="2024 386 2131 428">事業主体</td> <td data-bbox="2131 386 2558 428">事業概要</td> <td data-bbox="2558 386 2783 428">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 428 2024 533">広域河川改修事業</td> <td data-bbox="2024 428 2131 533">県</td> <td data-bbox="2131 428 2558 533">2河川</td> <td data-bbox="2558 428 2783 533">百万円 <u>8,197</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 533 2024 575">総合治水事業</td> <td data-bbox="2024 533 2131 575">"</td> <td data-bbox="2131 533 2558 575">1河川</td> <td data-bbox="2558 533 2783 575">300</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 575 2024 680">耐震対策河川事業</td> <td data-bbox="2024 575 2131 680">"</td> <td data-bbox="2131 575 2558 680"><u>1.0</u>河川</td> <td data-bbox="2558 575 2783 680"><u>21,983</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 680 2024 743"><u>地震・高潮対策河川事業</u></td> <td data-bbox="2024 680 2131 743">"</td> <td data-bbox="2131 680 2558 743"><u>2.6</u>河川</td> <td data-bbox="2558 680 2783 743"><u>24,430</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 743 2024 848">漁港海岸保全事業</td> <td data-bbox="2024 743 2131 848">"</td> <td data-bbox="2131 743 2558 848">3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m</td> <td data-bbox="2558 743 2783 848"><u>7,693</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 848 2024 890">"</td> <td data-bbox="2024 848 2131 890">市町</td> <td data-bbox="2131 848 2558 890"><u>1.0</u>海岸 <u>4,262m</u></td> <td data-bbox="2558 848 2783 890"><u>8,988</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 890 2024 995">港湾海岸改修事業</td> <td data-bbox="2024 890 2131 995">県</td> <td data-bbox="2131 890 2558 995">1.1海岸 <u>24,096m</u></td> <td data-bbox="2558 890 2783 995"><u>24,093</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 995 2024 1079">海岸高潮対策事業</td> <td data-bbox="2024 995 2131 1079">"</td> <td data-bbox="2131 995 2558 1079"><u>9</u>海岸 <u>12,632m</u></td> <td data-bbox="2558 995 2783 1079"><u>13,922</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1757 1079 2024 1121">計</td> <td data-bbox="2024 1079 2131 1121"></td> <td data-bbox="2131 1079 2558 1121"></td> <td data-bbox="2558 1079 2783 1121"><u>109,606</u></td> </tr> </thead></table>	区 分	内 容				(略)	(略)				事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	広域河川改修事業	県	2河川	百万円 <u>8,197</u>	総合治水事業	"	1河川	300	耐震対策河川事業	"	<u>1.0</u> 河川	<u>21,983</u>	<u>地震・高潮対策河川事業</u>	"	<u>2.6</u> 河川	<u>24,430</u>	漁港海岸保全事業	"	3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m	<u>7,693</u>	"	市町	<u>1.0</u> 海岸 <u>4,262m</u>	<u>8,988</u>	港湾海岸改修事業	県	1.1海岸 <u>24,096m</u>	<u>24,093</u>	海岸高潮対策事業	"	<u>9</u> 海岸 <u>12,632m</u>	<u>13,922</u>	計			<u>109,606</u>
区 分	内 容																																																																																																							
(略)	(略)																																																																																																							
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																				
	広域河川改修事業等	県	2河川	百万円 7,372																																																																																																				
	総合治水事業	"	1河川	300																																																																																																				
	耐震対策河川事業	"	<u>1.2</u> 河川	27,634																																																																																																				
	<u>(追加)</u>																																																																																																							
	漁港海岸保全事業	"	3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m	<u>7,106</u>																																																																																																				
	"	市町	<u>1.1</u> 海岸 <u>4,263m</u>	<u>7,810</u>																																																																																																				
	港湾海岸改修事業	県	1.1海岸 <u>22,953m</u>	<u>21,043</u>																																																																																																				
	海岸高潮対策事業	"	<u>7</u> 海岸 <u>9,279m</u>	<u>8,701</u>																																																																																																				
	計			<u>79,966</u>																																																																																																				
区 分	内 容																																																																																																							
(略)	(略)																																																																																																							
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																																				
	広域河川改修事業	県	2河川	百万円 <u>8,197</u>																																																																																																				
	総合治水事業	"	1河川	300																																																																																																				
	耐震対策河川事業	"	<u>1.0</u> 河川	<u>21,983</u>																																																																																																				
	<u>地震・高潮対策河川事業</u>	"	<u>2.6</u> 河川	<u>24,430</u>																																																																																																				
	漁港海岸保全事業	"	3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m	<u>7,693</u>																																																																																																				
	"	市町	<u>1.0</u> 海岸 <u>4,262m</u>	<u>8,988</u>																																																																																																				
	港湾海岸改修事業	県	1.1海岸 <u>24,096m</u>	<u>24,093</u>																																																																																																				
	海岸高潮対策事業	"	<u>9</u> 海岸 <u>12,632m</u>	<u>13,922</u>																																																																																																				
	計			<u>109,606</u>																																																																																																				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																								
地震-46	<p>地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">承認計画事業費</th> <th colspan="3">事業主体別内容</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地整備</td> <td><u>26,660</u></td> <td></td> <td><u>26,660</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難路整備</td> <td><u>51,879</u></td> <td>8,272</td> <td><u>42,656</u></td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>消防用施設整備</td> <td><u>48,923</u></td> <td></td> <td><u>48,923</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送路整備</td> <td>防災</td> <td><u>31,272</u></td> <td><u>30,736</u></td> <td><u>536</u></td> </tr> <tr> <td>改良</td> <td><u>199,569</u></td> <td><u>171,742</u></td> <td><u>27,827</u></td> </tr> <tr> <td>港湾・漁</td> <td><u>10,492</u></td> <td><u>10,044</u></td> <td>448</td> </tr> <tr> <td>通信施設整備</td> <td>5,424</td> <td>1,134</td> <td>4,290</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院整備</td> <td>非木造・</td> <td>12,991</td> <td>1,575</td> <td>7,484</td> <td>3,932</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉施設整備</td> <td>木造・改</td> <td>10,047</td> <td>42</td> <td>7,264</td> <td>2,741</td> </tr> <tr> <td>非木造・</td> <td><u>22,142</u></td> <td>2,129</td> <td><u>5,097</u></td> <td><u>14,916</u></td> </tr> <tr> <td>非木造・</td> <td>847</td> <td>176</td> <td>54</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校設備 (小・中)</td> <td>木造・改</td> <td>41,047</td> <td></td> <td>41,047</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造・</td> <td><u>123,125</u></td> <td></td> <td><u>123,125</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造・</td> <td><u>67,021</u></td> <td></td> <td><u>67,021</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波対策</td> <td>広域河川</td> <td><u>35,306</u></td> <td><u>35,306</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td><u>44,660</u></td> <td><u>36,850</u></td> <td><u>7,810</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山崩れ等防止</td> <td>建</td> <td><u>137,642</u></td> <td><u>137,642</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林野</td> <td><u>65,683</u></td> <td><u>65,683</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td><u>18,093</u></td> <td><u>15,233</u></td> <td><u>2,860</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>952,812</u></td> <td><u>516,553</u></td> <td><u>413,102</u></td> <td><u>23,157</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この表は、平成 27 年 3 月 20 日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。</p>	区 分	承認計画事業費	事業主体別内容			県	市町	その他	避難地整備	<u>26,660</u>		<u>26,660</u>		避難路整備	<u>51,879</u>	8,272	<u>42,656</u>	951	消防用施設整備	<u>48,923</u>		<u>48,923</u>		緊急輸送路整備	防災	<u>31,272</u>	<u>30,736</u>	<u>536</u>	改良	<u>199,569</u>	<u>171,742</u>	<u>27,827</u>	港湾・漁	<u>10,492</u>	<u>10,044</u>	448	通信施設整備	5,424	1,134	4,290		緩衝緑地整備					病院整備	非木造・	12,991	1,575	7,484	3,932	福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741	非木造・	<u>22,142</u>	2,129	<u>5,097</u>	<u>14,916</u>	非木造・	847	176	54	617	学校設備 (小・中)	木造・改	41,047		41,047		非木造・	<u>123,125</u>		<u>123,125</u>		非木造・	<u>67,021</u>		<u>67,021</u>		津波対策	広域河川	<u>35,306</u>	<u>35,306</u>			海岸	<u>44,660</u>	<u>36,850</u>	<u>7,810</u>		山崩れ等防止	建	<u>137,642</u>	<u>137,642</u>			林野	<u>65,683</u>	<u>65,683</u>			農地	<u>18,093</u>	<u>15,233</u>	<u>2,860</u>		合計	<u>952,812</u>	<u>516,553</u>	<u>413,102</u>	<u>23,157</u>	<p>地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">承認計画事業費</th> <th colspan="3">事業主体別内容</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難地整備</td> <td><u>26,682</u></td> <td></td> <td><u>26,682</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難路整備</td> <td><u>63,050</u></td> <td>8,272</td> <td><u>53,827</u></td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>消防用施設整備</td> <td><u>49,693</u></td> <td></td> <td><u>49,693</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送路整備</td> <td>防 災</td> <td><u>35,786</u></td> <td><u>31,326</u></td> <td><u>4,460</u></td> </tr> <tr> <td>改良等</td> <td><u>245,861</u></td> <td><u>212,783</u></td> <td><u>33,078</u></td> </tr> <tr> <td>港湾・漁港</td> <td><u>11,132</u></td> <td><u>10,684</u></td> <td>448</td> </tr> <tr> <td>通信施設整備</td> <td>5,424</td> <td>1,134</td> <td>4,290</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院整備</td> <td>非木造・改</td> <td>12,991</td> <td>1,575</td> <td>7,484</td> <td>3,932</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉施設整備</td> <td>木造・改</td> <td>10,047</td> <td>42</td> <td>7,264</td> <td>2,741</td> </tr> <tr> <td>非木造・改</td> <td><u>20,238</u></td> <td>2,129</td> <td><u>4,028</u></td> <td><u>14,081</u></td> </tr> <tr> <td>非木造・補</td> <td>847</td> <td>176</td> <td>54</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校設備 (小・中)</td> <td>木造・改</td> <td>41,047</td> <td></td> <td>41,047</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造・改</td> <td><u>130,948</u></td> <td></td> <td><u>130,948</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造・補</td> <td><u>66,855</u></td> <td></td> <td><u>66,855</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波対策</td> <td>広域河川</td> <td><u>54,910</u></td> <td><u>54,910</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td><u>54,696</u></td> <td><u>45,708</u></td> <td><u>8,988</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山崩れ等防止</td> <td>建</td> <td><u>150,917</u></td> <td><u>150,917</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林野</td> <td><u>75,981</u></td> <td><u>75,981</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td><u>22,252</u></td> <td><u>18,544</u></td> <td><u>3,708</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1,079,357</u></td> <td><u>614,181</u></td> <td><u>442,854</u></td> <td><u>22,322</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 この表は、平成 28 年 3 月 23 日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。</p>	区 分	承認計画事業費	事業主体別内容			県	市町	その他	避難地整備	<u>26,682</u>		<u>26,682</u>		避難路整備	<u>63,050</u>	8,272	<u>53,827</u>	951	消防用施設整備	<u>49,693</u>		<u>49,693</u>		緊急輸送路整備	防 災	<u>35,786</u>	<u>31,326</u>	<u>4,460</u>	改良等	<u>245,861</u>	<u>212,783</u>	<u>33,078</u>	港湾・漁港	<u>11,132</u>	<u>10,684</u>	448	通信施設整備	5,424	1,134	4,290		緩衝緑地整備					病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741	非木造・改	<u>20,238</u>	2,129	<u>4,028</u>	<u>14,081</u>	非木造・補	847	176	54	617	学校設備 (小・中)	木造・改	41,047		41,047		非木造・改	<u>130,948</u>		<u>130,948</u>		非木造・補	<u>66,855</u>		<u>66,855</u>		津波対策	広域河川	<u>54,910</u>	<u>54,910</u>			海岸	<u>54,696</u>	<u>45,708</u>	<u>8,988</u>		山崩れ等防止	建	<u>150,917</u>	<u>150,917</u>			林野	<u>75,981</u>	<u>75,981</u>			農地	<u>22,252</u>	<u>18,544</u>	<u>3,708</u>		合計	<u>1,079,357</u>	<u>614,181</u>	<u>442,854</u>	<u>22,322</u>
区 分	承認計画事業費			事業主体別内容																																																																																																																																																																																																																																						
		県	市町	その他																																																																																																																																																																																																																																						
避難地整備	<u>26,660</u>		<u>26,660</u>																																																																																																																																																																																																																																							
避難路整備	<u>51,879</u>	8,272	<u>42,656</u>	951																																																																																																																																																																																																																																						
消防用施設整備	<u>48,923</u>		<u>48,923</u>																																																																																																																																																																																																																																							
緊急輸送路整備	防災	<u>31,272</u>	<u>30,736</u>	<u>536</u>																																																																																																																																																																																																																																						
	改良	<u>199,569</u>	<u>171,742</u>	<u>27,827</u>																																																																																																																																																																																																																																						
	港湾・漁	<u>10,492</u>	<u>10,044</u>	448																																																																																																																																																																																																																																						
通信施設整備	5,424	1,134	4,290																																																																																																																																																																																																																																							
緩衝緑地整備																																																																																																																																																																																																																																										
病院整備	非木造・	12,991	1,575	7,484	3,932																																																																																																																																																																																																																																					
福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741																																																																																																																																																																																																																																					
	非木造・	<u>22,142</u>	2,129	<u>5,097</u>	<u>14,916</u>																																																																																																																																																																																																																																					
	非木造・	847	176	54	617																																																																																																																																																																																																																																					
学校設備 (小・中)	木造・改	41,047		41,047																																																																																																																																																																																																																																						
	非木造・	<u>123,125</u>		<u>123,125</u>																																																																																																																																																																																																																																						
	非木造・	<u>67,021</u>		<u>67,021</u>																																																																																																																																																																																																																																						
津波対策	広域河川	<u>35,306</u>	<u>35,306</u>																																																																																																																																																																																																																																							
	海岸	<u>44,660</u>	<u>36,850</u>	<u>7,810</u>																																																																																																																																																																																																																																						
山崩れ等防止	建	<u>137,642</u>	<u>137,642</u>																																																																																																																																																																																																																																							
	林野	<u>65,683</u>	<u>65,683</u>																																																																																																																																																																																																																																							
	農地	<u>18,093</u>	<u>15,233</u>	<u>2,860</u>																																																																																																																																																																																																																																						
合計	<u>952,812</u>	<u>516,553</u>	<u>413,102</u>	<u>23,157</u>																																																																																																																																																																																																																																						
区 分	承認計画事業費	事業主体別内容																																																																																																																																																																																																																																								
		県	市町	その他																																																																																																																																																																																																																																						
避難地整備	<u>26,682</u>		<u>26,682</u>																																																																																																																																																																																																																																							
避難路整備	<u>63,050</u>	8,272	<u>53,827</u>	951																																																																																																																																																																																																																																						
消防用施設整備	<u>49,693</u>		<u>49,693</u>																																																																																																																																																																																																																																							
緊急輸送路整備	防 災	<u>35,786</u>	<u>31,326</u>	<u>4,460</u>																																																																																																																																																																																																																																						
	改良等	<u>245,861</u>	<u>212,783</u>	<u>33,078</u>																																																																																																																																																																																																																																						
	港湾・漁港	<u>11,132</u>	<u>10,684</u>	448																																																																																																																																																																																																																																						
通信施設整備	5,424	1,134	4,290																																																																																																																																																																																																																																							
緩衝緑地整備																																																																																																																																																																																																																																										
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932																																																																																																																																																																																																																																					
福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741																																																																																																																																																																																																																																					
	非木造・改	<u>20,238</u>	2,129	<u>4,028</u>	<u>14,081</u>																																																																																																																																																																																																																																					
	非木造・補	847	176	54	617																																																																																																																																																																																																																																					
学校設備 (小・中)	木造・改	41,047		41,047																																																																																																																																																																																																																																						
	非木造・改	<u>130,948</u>		<u>130,948</u>																																																																																																																																																																																																																																						
	非木造・補	<u>66,855</u>		<u>66,855</u>																																																																																																																																																																																																																																						
津波対策	広域河川	<u>54,910</u>	<u>54,910</u>																																																																																																																																																																																																																																							
	海岸	<u>54,696</u>	<u>45,708</u>	<u>8,988</u>																																																																																																																																																																																																																																						
山崩れ等防止	建	<u>150,917</u>	<u>150,917</u>																																																																																																																																																																																																																																							
	林野	<u>75,981</u>	<u>75,981</u>																																																																																																																																																																																																																																							
	農地	<u>22,252</u>	<u>18,544</u>	<u>3,708</u>																																																																																																																																																																																																																																						
合計	<u>1,079,357</u>	<u>614,181</u>	<u>442,854</u>	<u>22,322</u>																																																																																																																																																																																																																																						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																		
地震-50	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備 (略)</p> <p>2 地域の防災構造化 (略)</p> <p>3 緊急輸送路の整備 (略)</p> <p>(3) 漁港施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="338 606 1537 842"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>防災港湾（漁港）のうち特に許手陰性が高い県営漁港について、耐震岸壁及び臨港道路を整備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 防災上重要な建物の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="338 968 1537 1203"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所の耐震化を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="368 1293 1537 1724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>78校（校舎 <u>54</u> 棟 屋内運動場 42 棟）</td> <td>百万円 <u>11,188</u></td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>15園（園舎 16 棟）</td> <td><u>3,247</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>93校・園 (<u>112</u> 棟)</td> <td><u>14,435</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 災害の防止事業 (略)</p> <p>6 災害応急対策用施設等の整備 (略)</p>	区分	内 容	(略)	(略)	整備の水準	防災港湾（漁港）のうち特に許手陰性が高い県営漁港について、耐震岸壁及び臨港道路を整備する。	(略)	(略)	区分	内 容	事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所の耐震化を図る。	(略)	(略)	区分	内 容				(略)	(略)				事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	78校（校舎 <u>54</u> 棟 屋内運動場 42 棟）	百万円 <u>11,188</u>	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16 棟）	<u>3,247</u>	計		93校・園 (<u>112</u> 棟)	<u>14,435</u>	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 (略)</p> <p>1 防災業務施設の整備 (略)</p> <p>2 地域の防災構造化 (略)</p> <p>3 緊急輸送路の整備 (略)</p> <p>(3) 漁港施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1587 606 2786 842"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>防災港湾（漁港）のうち特に許手陰性が高い県営漁港について、耐震<u>強化</u>岸壁及び臨港道路を整備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 防災上重要な建物の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1587 968 2786 1203"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、<u>及び認定こども園</u>の耐震化を図る。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1587 1293 2786 1724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業 総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>78校（校舎 <u>52</u> 棟 屋内運動場 42 棟）</td> <td>百万円 <u>9,440</u></td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>15園（園舎 16 棟）</td> <td><u>3,268</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>93校・園 (<u>110</u> 棟)</td> <td><u>12,708</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 災害の防止事業 (略)</p> <p>6 災害応急対策用施設等の整備 (略)</p>	区分	内 容	(略)	(略)	整備の水準	防災港湾（漁港）のうち特に許手陰性が高い県営漁港について、耐震 <u>強化</u> 岸壁及び臨港道路を整備する。	(略)	(略)	区分	内 容	事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、 <u>及び認定こども園</u> の耐震化を図る。	(略)	(略)	区分	内 容				(略)	(略)				事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	78校（校舎 <u>52</u> 棟 屋内運動場 42 棟）	百万円 <u>9,440</u>	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16 棟）	<u>3,268</u>	計		93校・園 (<u>110</u> 棟)	<u>12,708</u>
	区分	内 容																																																																																		
	(略)	(略)																																																																																		
	整備の水準	防災港湾（漁港）のうち特に許手陰性が高い県営漁港について、耐震岸壁及び臨港道路を整備する。																																																																																		
	(略)	(略)																																																																																		
	区分	内 容																																																																																		
	事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所の耐震化を図る。																																																																																		
	(略)	(略)																																																																																		
	区分	内 容																																																																																		
	(略)	(略)																																																																																		
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																
	公立学校施設整備事業	市町	78校（校舎 <u>54</u> 棟 屋内運動場 42 棟）	百万円 <u>11,188</u>																																																																																
	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16 棟）	<u>3,247</u>																																																																																
	計		93校・園 (<u>112</u> 棟)	<u>14,435</u>																																																																																
区分	内 容																																																																																			
(略)	(略)																																																																																			
整備の水準	防災港湾（漁港）のうち特に許手陰性が高い県営漁港について、耐震 <u>強化</u> 岸壁及び臨港道路を整備する。																																																																																			
(略)	(略)																																																																																			
区分	内 容																																																																																			
事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、 <u>及び認定こども園</u> の耐震化を図る。																																																																																			
(略)	(略)																																																																																			
区分	内 容																																																																																			
(略)	(略)																																																																																			
事業 総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																
	公立学校施設整備事業	市町	78校（校舎 <u>52</u> 棟 屋内運動場 42 棟）	百万円 <u>9,440</u>																																																																																
	公立幼稚園施設整備事業	市町	15園（園舎 16 棟）	<u>3,268</u>																																																																																
	計		93校・園 (<u>110</u> 棟)	<u>12,708</u>																																																																																

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																						
地震-53	<p>(2) 備蓄倉庫の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 247 513 296">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="513 247 1537 296">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 296 513 344">(略)</td> <td colspan="4" data-bbox="513 296 1537 344">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 344 513 594" rowspan="2">事業総括表</td> <td data-bbox="543 386 848 455">事業名</td> <td data-bbox="848 386 955 455">事業主体</td> <td data-bbox="955 386 1326 455">事業概要</td> <td data-bbox="1326 386 1537 455">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="543 455 848 594">消防防災施設整備費補助事業</td> <td data-bbox="848 455 955 594">市</td> <td data-bbox="955 455 1326 594">備蓄倉庫 <u>10</u>箇所</td> <td data-bbox="1326 455 1537 594">百万円 <u>210</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫 <u>10</u> 箇所	百万円 <u>210</u>	<p>(2) 備蓄倉庫の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1620 247 1762 296">区 分</th> <th colspan="4" data-bbox="1762 247 2786 296">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1620 296 1762 344">(略)</td> <td colspan="4" data-bbox="1762 296 2786 344">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1620 344 1762 594" rowspan="2">事業総括表</td> <td data-bbox="1792 386 2098 455">事業名</td> <td data-bbox="2098 386 2205 455">事業主体</td> <td data-bbox="2205 386 2576 455">事業概要</td> <td data-bbox="2576 386 2786 455">概算事業費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1792 455 2098 594">消防防災施設整備費補助事業</td> <td data-bbox="2098 455 2205 594">市</td> <td data-bbox="2205 455 2576 594">備蓄倉庫 <u>11</u>箇所</td> <td data-bbox="2576 455 2786 594">百万円 <u>390</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容				(略)	(略)				事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫 <u>11</u> 箇所	百万円 <u>390</u>
	区 分	内 容																																						
	(略)	(略)																																						
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																			
消防防災施設整備費補助事業		市	備蓄倉庫 <u>10</u> 箇所	百万円 <u>210</u>																																				
区 分	内 容																																							
(略)	(略)																																							
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																				
	消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫 <u>11</u> 箇所	百万円 <u>390</u>																																				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧						新								
	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表（単位：百万円）						地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表（単位：百万円）								
地震-54	事業名	区分	計画 事業費	事業主体別内容			事業名	区分	計画 事業費	事業主体別内容					
				国	県	市町				その他	国	県	市町	その他	
避難地	一次避難地(都市公園)		765			765	避難地	一次避難地(都市公園)		765			765		
	一次避難地(区画整理等)		82			69		13	一次避難地(区画整理等)		82			69	13
避難路	港湾避難地		378		378		避難路	港湾避難地		378		378			
	農道等		1,840		1,840			農道等		1,840		1,840			
消防用施設	区画整理等		5,677			5,433	244	消防用施設	区画整理等		5,677			5,433	244
	河川施設		45		45				消防用施設	河川施設		45		45	
	農業用水施設		231		231					農業用水施設		231		231	
	耐震性貯水槽		370			370				耐震性貯水槽		370			370
消防施設		22,654			20,114	2,540	消防施設			22,654			20,114	2,540	
消防活動用道路	区画整理等		388			360	28	消防活動用道路	区画整理等		388			360	28
緊急輸送路	農道		734		734		緊急輸送路	農道		734		734			
	道路		16,735		2,490	14,245			道路		16,735		2,490	14,245	
	街路		2,027		158	1,869			街路		2,027		158	1,869	
	漁港		130		130				漁港		130		130		
共同溝等	交通管制施設		89		89		共同溝等	交通管制施設		89		89			
	道路		9,147		2,280	6,867			道路		9,147		2,280	6,867	
	街路		3,779		192	3,587			街路		3,779		192	3,587	
公立幼稚園・ 小中学校	区画整理等		4,178			4,178	公立幼稚園・ 小中学校	区画整理等		4,178			4,178		
	校舎		<u>5,373</u>			<u>5,373</u>			校舎		<u>4,490</u>			<u>4,490</u>	
	屋内運動場		<u>5,815</u>			<u>5,815</u>			屋内運動場		<u>4,950</u>			<u>4,950</u>	
津波対策	園舎		<u>3,247</u>			<u>3,247</u>	津波対策	園舎		<u>3,268</u>			<u>3,268</u>		
	水産庁所管海岸		345		345			水産庁所管海岸		345		345			
	国土交通省港湾局所管海岸		979		979			国土交通省港湾局所管海岸		979		979			
土砂災害対策	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸		660		660		土砂災害対策	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸		660		660			
	砂防設備		3,250		3,250			砂防設備		3,250		3,250			
地域防災拠点施	ため池		480		480		地域防災拠点施	ため池		480		480			
	防災拠点施設		3,298			3,298			防災拠点施設		3,298			3,298	
防災行政無線	防災無線通信設備		1,971			1,971	防災行政無線	防災無線通信設備		1,971			1,971		
水、自家発電 設備等	配水池		394			394	水、自家発電設備等	配水池		394			394		
	公立学校プール		222			222		公立学校プール		222			222		
	給水車		10			10		給水車		10			10		
備蓄倉庫	備蓄倉庫		390			390	備蓄倉庫	備蓄倉庫		390			390		
応急救護設備	震災初動資機材		1			1	応急救護設備	震災初動資機材		1			1		
老朽住宅密集対	区画整理等		6,342			6,342	老朽住宅密集対策	区画整理等		6,342			6,342		
合計			<u>102,026</u>		14,281	<u>84,920</u>	2,825	合計		<u>100,299</u>		14,281	<u>83,193</u>	2,825	

注 この表は、平成27年3月20日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

注 この表は、平成27年3月20日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																										
地震-56	第4章 地震防災応急対策計画（発災前の対策及び津波対策を含む） （略） 第1節 防災関係機関の活動 （略）	第4章 地震防災応急対策計画（発災前の対策及び津波対策を含む） （略） 第1節 防災関係機関の活動 （略）																										
地震-57	「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」 表中「 <u>企画広報部広報課</u> 」 「静岡県地震災害警戒本部編成図」（抄） <table border="1" data-bbox="320 562 724 705"> <tr><td>指令部</td></tr> <tr><td><u>統括班</u></td></tr> <tr><td>空港現地運用班・<u>現地航空係</u></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="320 743 448 793"> <tr><td>本部員</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="320 840 724 1066"> <tr> <td>教育長</td> <td><u>(追加)</u></td> <td>経営管理部長</td> <td><u>企画広報部長</u></td> <td>知事戦略監</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="320 1108 581 1335"> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>経営管理部</td> <td><u>企画広報部</u></td> </tr> </table> 「静岡県災害対策本部方面本部編成図」（抄） <table border="1" data-bbox="320 1423 581 1474"> <tr><td><u>広域</u>搬送拠点係</td></tr> </table>	指令部	<u>統括班</u>	空港現地運用班・ <u>現地航空係</u>	本部員	教育長	<u>(追加)</u>	経営管理部長	<u>企画広報部長</u>	知事戦略監	<u>(追加)</u>	経営管理部	<u>企画広報部</u>	<u>広域</u> 搬送拠点係	「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」 表中「 <u>知事公室広聴広報課</u> 」 「静岡県地震災害警戒本部編成図」（抄） <table border="1" data-bbox="1573 562 2012 705"> <tr><td>指令部</td></tr> <tr><td><u>総括班</u></td></tr> <tr><td>空港現地運用班</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1573 743 1700 793"> <tr><td>本部員</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1573 840 1976 1066"> <tr> <td>教育長</td> <td>知事戦略監</td> <td><u>地域外交監</u></td> <td>経営管理部長</td> <td><u>政策企画部長</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1573 1108 1834 1335"> <tr> <td><u>知事直轄部</u></td> <td>経営管理部</td> <td><u>政策企画部</u></td> </tr> </table> 「静岡県災害対策本部方面本部編成図」（抄） <table border="1" data-bbox="1573 1423 1834 1474"> <tr><td><u>航空</u>搬送拠点係</td></tr> </table>	指令部	<u>総括班</u>	空港現地運用班	本部員	教育長	知事戦略監	<u>地域外交監</u>	経営管理部長	<u>政策企画部長</u>	<u>知事直轄部</u>	経営管理部	<u>政策企画部</u>	<u>航空</u> 搬送拠点係
指令部																												
<u>統括班</u>																												
空港現地運用班・ <u>現地航空係</u>																												
本部員																												
教育長	<u>(追加)</u>	経営管理部長	<u>企画広報部長</u>	知事戦略監																								
<u>(追加)</u>	経営管理部	<u>企画広報部</u>																										
<u>広域</u> 搬送拠点係																												
指令部																												
<u>総括班</u>																												
空港現地運用班																												
本部員																												
教育長	知事戦略監	<u>地域外交監</u>	経営管理部長	<u>政策企画部長</u>																								
<u>知事直轄部</u>	経営管理部	<u>政策企画部</u>																										
<u>航空</u> 搬送拠点係																												
地震-58	「東海地震注意情報に関する対策会議」（抄） <table border="1" data-bbox="320 1562 641 1848"> <tr> <td>経営管理部職員局長</td> <td>地域外交局長</td> <td><u>企画広報部</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </table> （略）	経営管理部職員局長	地域外交局長	<u>企画広報部</u>	<u>(追加)</u>	「東海地震注意情報に関する対策会議」（抄） <table border="1" data-bbox="1573 1562 1852 1848"> <tr> <td>地域外交局長</td> <td>経営管理部職員局長</td> <td><u>空港振興局長</u></td> <td><u>文化・観光部</u></td> </tr> </table> （略）	地域外交局長	経営管理部職員局長	<u>空港振興局長</u>	<u>文化・観光部</u>																		
経営管理部職員局長	地域外交局長	<u>企画広報部</u>	<u>(追加)</u>																									
地域外交局長	経営管理部職員局長	<u>空港振興局長</u>	<u>文化・観光部</u>																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
地震-60	3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関	3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)
	機関名	処理すべき事務又は業務																
	(略)	(略)																
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																	
(略)	(略)																	
機関名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
地震-61	(2) 指定公共機関	(2) 指定公共機関																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>義援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>救援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)
	機 関 名	処理すべき事務又は業務																
	(略)	(略)																
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)																	
(略)	(略)																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)																	
(略)	(略)																	
地震-62	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u>	(略)	(略)	(略)
	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																
	(略)	(略)																
	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	(略)																
(略)	(略)																	
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																	
(略)	(略)																	
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u>	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
(3) 指定地方公共機関	(3) 指定地方公共機関																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) <u>岳南鉄道株式会社</u></td> <td>ア <u>東海地震予知情報、警戒宣言の伝達</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略) <u>岳南鉄道株式会社</u>	ア <u>東海地震予知情報、警戒宣言の伝達</u> (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) <u>岳南電車株式会社</u></td> <td>ア <u>警戒宣言の伝達、東海地震予知情報</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略) <u>岳南電車株式会社</u>	ア <u>警戒宣言の伝達、東海地震予知情報</u> (略)	(略)	(略)	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
(略) <u>岳南鉄道株式会社</u>	ア <u>東海地震予知情報、警戒宣言の伝達</u> (略)																	
(略)	(略)																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																	
(略)	(略)																	
(略) <u>岳南電車株式会社</u>	ア <u>警戒宣言の伝達、東海地震予知情報</u> (略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
第2節～第9節 (略)	第2節～第9節 (略)																	
第10節 地域への救援活動 (略)	第10節 地域への救援活動 (略)																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
地震-76	1 食料及び日用品の確保	1 食料及び日用品の確保																
	2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置	2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係機関</td> <td>農林水産省生産局 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡地域センター、浜松地域センター 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	防 災 関 係機関	農林水産省生産局 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡地域センター、浜松地域センター 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係機関</td> <td>農林水産省政策統括官付貿易業務課 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡支局 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	防 災 関 係機関	農林水産省政策統括官付貿易業務課 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡支局 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 (略)	(略)	(略)
	実施主体	内 容																
(略)	(略)																	
防 災 関 係機関	農林水産省生産局 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡地域センター、浜松地域センター 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 (略)																	
(略)	(略)																	
実施主体	内 容																	
(略)	(略)																	
防 災 関 係機関	農林水産省政策統括官付貿易業務課 県又は市町の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 農林水産省関東農政局静岡支局 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 (略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
地震-79	第11節 県有施設設備の防災措置	第11節 県有施設設備の防災措置																
	(略)	(略)																
	【東海地震注意情報発表時】	【東海地震注意情報発表時】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>砂防、地すべり、急傾斜地、治山等</td> <td>土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>砂防、地すべり、急傾斜地、治山等</td> <td>土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。	(略)	(略)
区分	内容																	
(略)	(略)																	
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。																	
(略)	(略)																	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
地震-81	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置																
	(略)	(略)																
	【東海地震注意情報発表時】	【東海地震注意情報発表時】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 〔東京電力株式会社 中部電力株式会社〕</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	電力 〔東京電力株式会社 中部電力株式会社〕	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 〔東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社〕</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	電力 〔東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社〕	(略)	(略)	(略)
区分	内容																	
(略)	(略)																	
電力 〔東京電力株式会社 中部電力株式会社〕	(略)																	
(略)	(略)																	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
電力 〔東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社〕	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
地震-82	【警戒宣言発令時】	【警戒宣言発令時】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 〔東京電力株式会社 中部電力株式会社〕</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	電力 〔東京電力株式会社 中部電力株式会社〕	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 〔東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社〕</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	電力 〔東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社〕	(略)	(略)	(略)
	区分	内容																
	(略)	(略)																
電力 〔東京電力株式会社 中部電力株式会社〕	(略)																	
(略)	(略)																	
区分	内容																	
(略)	(略)																	
電力 〔東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社〕	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																														
地震-86	<p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略) <各施設・事業所の計画において定める個別事項></p> <table border="1"> <tr> <th>施設・事業所</th> <th>地震防災応急計画に定める個別事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所 <u>(追加)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略) 第14節 (略) 第5章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	(略)	(略)	学校・幼稚園・保育所 <u>(追加)</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略) <各施設・事業所の計画において定める個別事項></p> <table border="1"> <tr> <th>施設・事業所</th> <th>地震防災応急計画に定める個別事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所・<u>認定こども園</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略) 第14節 (略) 第5章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	(略)	(略)	学校・幼稚園・保育所・ <u>認定こども園</u>	(略)	(略)	(略)																														
施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項																																															
(略)	(略)																																															
学校・幼稚園・保育所 <u>(追加)</u>	(略)																																															
(略)	(略)																																															
施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項																																															
(略)	(略)																																															
学校・幼稚園・保育所・ <u>認定こども園</u>	(略)																																															
(略)	(略)																																															
地震-92	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で<u>震度4の地震を観測し</u>気象庁が発表したとき</td> <td>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁</td> <td>交通基盤部、文化・観光部空港振興局、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※1)</td> <td>出先</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき</td> <td>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁</td> <td><u>企画広報部広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※2)</td> <td>出先</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	配備体制		配備内容	配備部局等		事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で <u>震度4の地震を観測し</u> 気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	交通基盤部、文化・観光部空港振興局、危機管理部	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※1)	出先		事前配備体制	【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	<u>企画広報部広報課</u> 、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部、危機管理部	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※2)	出先		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で<u>震度4を観測する地震を</u>気象庁が発表したとき</td> <td>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁</td> <td>交通基盤部、文化・観光部空港振興局、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※1)</td> <td>出先</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事前配備体制</td> <td>【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき</td> <td>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁</td> <td><u>知事公室広聴広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部、危機管理部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※2)</td> <td>出先</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	配備体制		配備内容	配備部局等		事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で <u>震度4を観測する地震を</u> 気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	交通基盤部、文化・観光部空港振興局、危機管理部	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※1)	出先		事前配備体制	【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	<u>知事公室広聴広報課</u> 、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部、危機管理部	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※2)	出先	
配備体制		配備内容	配備部局等																																													
事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で <u>震度4の地震を観測し</u> 気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	交通基盤部、文化・観光部空港振興局、危機管理部																																												
	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※1)	出先																																													
事前配備体制	【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	<u>企画広報部広報課</u> 、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部、危機管理部																																												
	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※2)	出先																																													
配備体制		配備内容	配備部局等																																													
事前配備体制	【情報収集体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で <u>震度4を観測する地震を</u> 気象庁が発表したとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	交通基盤部、文化・観光部空港振興局、危機管理部																																												
	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※1)	出先																																													
事前配備体制	【警戒体制】 県内（出先機関事務所においては、管轄する市町）の震度観測点で震度5弱の地震を観測し気象庁が発表したとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	<u>知事公室広聴広報課</u> 、地域外交局、文化・観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤部、危機管理部																																												
	出先	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁港管理事務所、空港管理事務所、必要な危機管理局等(※2)	出先																																													
地震-93	<p>(略)</p> <p><県対策会議図> (抄)</p> <table border="1"> <tr> <td>職員局長</td> <td>経営管理部</td> <td><u>地域外交局長</u></td> <td>企画広報部</td> </tr> </table>	職員局長	経営管理部	<u>地域外交局長</u>	企画広報部	<p>(略)</p> <p><県対策会議図> (抄)</p> <table border="1"> <tr> <td>地域外交局長</td> <td>職員局長</td> <td>経営管理部</td> </tr> </table>	地域外交局長	職員局長	経営管理部																																							
職員局長	経営管理部	<u>地域外交局長</u>	企画広報部																																													
地域外交局長	職員局長	経営管理部																																														

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																
地震-94	<p>3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)	<p>3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)																
機関名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
機関名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
地震-96	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>義援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 静岡県支部</td> <td>(略) ウ 被災者に対する<u>救援物資</u>の配布 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)	(略)	(略)	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u>	(略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>義援物資</u> の配布 (略)																																	
(略)	(略)																																	
<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																																	
(略)	(略)																																	
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
日本赤十字社 静岡県支部	(略) ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布 (略)																																	
(略)	(略)																																	
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																																	
(略)	(略)																																	
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
地震-97	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) <u>岳南鉄道株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略) <u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) <u>岳南電車株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略) <u>岳南電車株式会社</u>	(略)	(略)	(略)																
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
(略) <u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
(略) <u>岳南電車株式会社</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
地震-98	<p>(略) 第4節 緊急輸送活動 災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。 なお、<u>東海地震</u>発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「<u>東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画</u>」による（<u>当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する</u>）。</p>	<p>(略) 第4節 緊急輸送活動 災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。 なお、<u>南海トラフ地震</u>発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「<u>南海トラフ地震における静岡県広域受援計画</u>」による（<u>削除</u>）。</p>																																

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
地震-99	<p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送のための燃料確保対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車、船舶の燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・<u>必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容	自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・<u>必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。</u> 	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送のための燃料確保対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車、船舶の燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・<u>県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</u> ・<u>給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容	自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・<u>県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</u> ・<u>給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</u> 	(略)	(略)
区分	内 容													
自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・<u>必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。</u> 													
(略)	(略)													
区分	内 容													
自動車、船舶の燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・<u>県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</u> ・<u>給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</u> 													
(略)	(略)													
地震-100	<p>第5節 広域応援活動</p> <p>広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。</p> <p>災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>なお、<u>東海地震</u>発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「<u>東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画</u>」による（<u>当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する。</u>）。</p>	<p>第5節 広域応援活動</p> <p>広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。</p> <p>災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>なお、<u>南海トラフ地震</u>発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「<u>南海トラフ地震における静岡県広域受援計画</u>」による（<u>削除</u>）。</p>												
地震-102	<p>(略)</p> <p>2 自衛隊の支援</p> <p>(1)派遣要請 表中</p> <p>「<u>航空自衛隊浜松基地第1航空団司令</u>」</p> <p>(2)自衛隊との連絡 表中</p> <p>「<u>航空自衛隊浜松基地第1航空団司令</u>」</p>	<p>(略)</p> <p>2 自衛隊の支援</p> <p>(1)派遣要請 表中</p> <p>「<u>航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)</u>」</p> <p>(2)自衛隊との連絡 表中</p> <p>「<u>航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)</u>」</p>												
地震-104	<p>(略)</p> <p>4 富士山静岡空港の活用</p> <p><u>南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時、富士山静岡空港を第4節（緊急輸送活動）、本節（広域応援活動）等において、以下の機能を有する大規模な広域防災拠点として活用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 富士山静岡空港の活用</p> <p><u>県は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。</u></p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士山静岡空港</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>海外等からの緊急支援物資・支援人員の受入れ</u> ○<u>広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供</u> ○<u>被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等</u> ○<u>医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用ヘリコプターの運用等、災害医療の支援</u> ○<u>情報収集等災害応急対策に従事する航空機の給油・整備等</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>海外等からの緊急支援物資・支援人員の受入れ</u> ○<u>広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供</u> ○<u>被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等</u> ○<u>医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用ヘリコプターの運用等、災害医療の支援</u> ○<u>情報収集等災害応急対策に従事する航空機の給油・整備等</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士山静岡空港</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</u> ○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</u> ○<u>広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</u> ○<u>広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</u> ○<u>陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</u> ○<u>警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</u> ○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</u> ○<u>広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</u> ○<u>広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</u> ○<u>陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</u> ○<u>警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</u> 				
区分	内 容													
富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>海外等からの緊急支援物資・支援人員の受入れ</u> ○<u>広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供</u> ○<u>被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等</u> ○<u>医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用ヘリコプターの運用等、災害医療の支援</u> ○<u>情報収集等災害応急対策に従事する航空機の給油・整備等</u> 													
区分	内 容													
富士山静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</u> ○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点</u> ○<u>広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</u> ○<u>広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</u> ○<u>陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</u> ○<u>警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</u> 													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
地震-111	<p>第6節～第7節 (略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第17節「社会秩序維持計画」に準ずる。)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。 なお、<u>東海地震</u>発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、<u>「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」</u>による。</p>	<p>第6節～第7節 (略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。 なお、<u>南海トラフ地震</u>発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、<u>別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」</u>による。</p>																
地震-114	<p>(略)</p> <p>3 燃料の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 <u>(追加)</u>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>3 燃料の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 県は、<u>県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府現地対策本部等に対して、燃料の供給を要請する。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 県は、<u>県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府現地対策本部等に対して、燃料の供給を要請する。</u> 	(略)	(略)				
実施主体	内 容																	
県	知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 <u>(追加)</u>																	
(略)	(略)																	
実施主体	内 容																	
県	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 県は、<u>県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府現地対策本部等に対して、燃料の供給を要請する。</u> 																	
(略)	(略)																	
地震-115	<p>(略)</p> <p>6 廃棄物（生活系）処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 本 方 針</th> <th>生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基 本 方 針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>6 廃棄物（生活系）処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 本 方 針</th> <th>生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、<u>「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」</u>に従って迅速・適正に処理する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基 本 方 針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、 <u>「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」</u> に従って迅速・適正に処理する。	(略)	(略)								
基 本 方 針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。																	
(略)	(略)																	
基 本 方 針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、 <u>「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」</u> に従って迅速・適正に処理する。																	
(略)	(略)																	
地震-118	<p>第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 (<u>東京電力株式会社</u>) (中部電力株式会社)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	電力 (<u>東京電力株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)	(略)	(略)	<p>第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 (<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>) (中部電力株式会社)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	電力 (<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)	(略)	(略)
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
電力 (<u>東京電力株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
電力 (<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)																	
(略)	(略)																	
地震-128	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 (<u>東京電力株式会社</u>) (中部電力株式会社)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	電力 (<u>東京電力株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電力 (<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>) (中部電力株式会社)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	電力 (<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)	(略)	(略)
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
電力 (<u>東京電力株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
電力 (<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>) (中部電力株式会社)	(略)																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																
地震-133	<p>第15節 (略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>4 防災関係機関 (略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="323 653 1543 884"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第15節 (略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>4 防災関係機関 (略)</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1573 653 2792 884"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)																
機関名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
機関名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																																	
(略)	(略)																																	
地震-135	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="353 974 1543 1226"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="353 1268 1543 1541"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南鉄道株式会社</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節～第9節 (略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>岳南鉄道株式会社</u> (略)	(略)	(略)	(略)	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1599 974 2789 1226"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1599 1268 2789 1541"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南電車株式会社</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節～第9節 (略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>岳南電車株式会社</u> (略)	(略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																																	
(略)	(略)																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
<u>岳南鉄道株式会社</u> (略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																																	
(略)	(略)																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																	
(略)	(略)																																	
<u>岳南電車株式会社</u> (略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新																									
津波-2	第1章 総則 (略) 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関		【津波対策の巻】 第1章 総則 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)									
機関名	処理すべき事務又は業務																											
(略)	(略)																											
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																											
(略)	(略)																											
機関名	処理すべき事務又は業務																											
(略)	(略)																											
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																											
(略)	(略)																											
津波-5	(2) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(2) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u>	(略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																											
(略)	(略)																											
<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																											
(略)	(略)																											
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	(略)																											
(略)	(略)																											
機 関 名	処理すべき事務又は業務																											
(略)	(略)																											
<u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																											
(略)	(略)																											
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u>	(略)																											
(略)	(略)																											
	(3) 指定地方公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南鉄道株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) 指定地方公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南電車株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>岳南電車株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
<u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
機 関 名	処理すべき事務又は業務																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
<u>岳南電車株式会社</u>	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
	第2節 過去の顕著な災害 (略)		第2節 過去の顕著な災害 (略)																									

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧			新																
津波-7	<table border="1"> <tr> <th>項目 地震名</th> <th>発生年月日</th> <th>津波状況</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方太平洋沖地震</td> <td>平成23年3月11日14時46分頃</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で<u>135</u>cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で<u>74</u>cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 </td> </tr> </table>	項目 地震名	発生年月日	津波状況	(略)	(略)	(略)	東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日14時46分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で<u>135</u>cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で<u>74</u>cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 	<table border="1"> <tr> <th>項目 地震名</th> <th>発生年月日</th> <th>津波状況</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方太平洋沖地震</td> <td>平成23年3月11日14時46分頃</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で<u>134</u>cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で<u>71</u>cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 </td> </tr> </table>	項目 地震名	発生年月日	津波状況	(略)	(略)	(略)	東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日14時46分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で<u>134</u>cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で<u>71</u>cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。
項目 地震名	発生年月日	津波状況																		
(略)	(略)	(略)																		
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日14時46分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で<u>135</u>cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で<u>74</u>cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 																		
項目 地震名	発生年月日	津波状況																		
(略)	(略)	(略)																		
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日14時46分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で<u>134</u>cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で<u>71</u>cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 																		
	<p><u>○以上の観測結果から、大体2m以上の津波の来襲があると、被害が発生するようである。</u></p> <p>○<u>また</u>、伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>○伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである</p>																		
津波-8	<p>第3節 予想される災害 (略)</p> <p>1 第4次地震被害想定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震</td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))</td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果</p> <p>(1) 概説</p> <p>○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震が発生した場合を想定して行ったものである。</p> <p>(略)</p>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))	<p>第3節 予想される災害 (略)</p> <p>1 第4次地震被害想定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル1の地震・津波</th> <th>レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 <u>宝永型地震</u> <u>安政東海型地震</u> <u>5地震総合モデル</u></td> <td>南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))</td> </tr> <tr> <td>相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td>大正型関東地震</td> <td>元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震<u>等</u>）の被害想定の結果</p> <p>(1) 概説</p> <p>○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震<u>等</u>が発生した場合を想定して行ったものである。</p> <p>(略)</p>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 <u>宝永型地震</u> <u>安政東海型地震</u> <u>5地震総合モデル</u>	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))																		
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波																		
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 <u>宝永型地震</u> <u>安政東海型地震</u> <u>5地震総合モデル</u>	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))																		
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))																		

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新		
津波-25	<p>第2章 平常時対策 第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保 (略)</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置 (1)避難誘導體制整備 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2)要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 (略)</p> <p>○県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>	<p>第2章 平常時対策 第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保 (略)</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置 (1)避難誘導體制整備 (略)</p> <p><u>○市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</u></p> <p>(2)要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、<u>津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく</u>津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 (略)</p> <p>○県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、<u>津波防災地域づくり法に基づく</u>津波災害特別警戒区域や<u>建築基準法に基づく</u>災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 (略)</p>		
津波-26	<p><u>(追加（移設）)</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1576 1333 1872 1913"> <p><u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u></p> </td> <td data-bbox="1872 1333 2798 1913"> <p><u>・市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。</u></p> <p><u>・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。</u></p> <p><u>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</u></p> <p><u>・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u></p>	<p><u>・市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。</u></p> <p><u>・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。</u></p> <p><u>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</u></p> <p><u>・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
<p><u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u></p>	<p><u>・市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。</u></p> <p><u>・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。</u></p> <p><u>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</u></p> <p><u>・市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>			

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	
		<p><u>適切な避難行動の周知徹底</u></p> <p>・<u>県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。</u></p> <p><u>県民への伝達手段の多重化・多様化</u></p> <p>・<u>津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。</u></p> <p><u>津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項</u></p> <p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>①<u>人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p>②<u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>③<u>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>④<u>警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p>⑤ <u>①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>(2)市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3)市町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとする。</p> <p>(4)市町防災会議は、当該市町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p>

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																												
津波-27	<p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p> <table border="1" data-bbox="350 1056 1537 1801"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 </td> </tr> <tr> <td>適切な避難行動の周知徹底</td> <td> 県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 </td> </tr> <tr> <td>安全な避難空間の確保</td> <td> レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。 </td> </tr> <tr> <td>県民への伝達手段の多重化・多様化</td> <td> 津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 	適切な避難行動の周知徹底	県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。	安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。	県民への伝達手段の多重化・多様化	津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。	<table border="1" data-bbox="1576 205 2801 930"> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 津波避難施設等の整備 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1596 1056 2783 1791"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除（移設）)</td> <td>(削除（移設）)</td> </tr> <tr> <td>(削除（移設）)</td> <td>(削除（移設）)</td> </tr> <tr> <td>安全な避難空間の確保</td> <td> レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。 </td> </tr> <tr> <td>(削除（移設）)</td> <td>(削除（移設）)</td> </tr> </tbody> </table>		<p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 	津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> 県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。 	区 分	内 容	(略)	(略)	(削除（移設）)	(削除（移設）)	(削除（移設）)	(削除（移設）)	安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。	(削除（移設）)	(削除（移設）)
	区 分	内 容																												
(略)	(略)																													
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 																													
適切な避難行動の周知徹底	県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。																													
安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。																													
県民への伝達手段の多重化・多様化	津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。																													
	<p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 																													
津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> 県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。 																													
区 分	内 容																													
(略)	(略)																													
(削除（移設）)	(削除（移設）)																													
(削除（移設）)	(削除（移設）)																													
安全な避難空間の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。																													
(削除（移設）)	(削除（移設）)																													

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧																									
津波-30	第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 防災関係機関の活動 表中「 <u>企画広報部広報課</u> 」	第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 防災関係機関の活動 表中「 <u>知事公室広聴広報課</u> 」																								
津波-31	<県対策会議図> (抄) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 経営 管理 部 職 員 局 長 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <u>企 画 広 報 部</u> 地 域 外 交 局 長 </td> </tr> </table>	経営 管理 部 職 員 局 長	<u>企 画 広 報 部</u> 地 域 外 交 局 長	<県対策会議図> (抄) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 地 域 外 交 局 長 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 経営 管理 部 職 員 局 長 </td> </tr> </table>	地 域 外 交 局 長	経営 管理 部 職 員 局 長																				
経営 管理 部 職 員 局 長	<u>企 画 広 報 部</u> 地 域 外 交 局 長																									
地 域 外 交 局 長	経営 管理 部 職 員 局 長																									
津波-32	3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)	(略)	(略)	3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)	(略)	(略)								
機関名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
農林水産省関東農政局 <u>静岡地域センター</u> <u>浜松地域センター</u>	(略)																									
(略)	(略)																									
機関名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
農林水産省関東農政局 <u>静岡支局</u>	(略)																									
(略)	(略)																									
津波-34	(2) 指定公共機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(2) 指定公共機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	<u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)	(略)	(略)	KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u>	(略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
<u>東京電力株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																									
(略)	(略)																									
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンクモバイ</u> <u>ル株式会社</u>	(略)																									
(略)	(略)																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務																									
(略)	(略)																									
<u>東京電力パワーグリ</u> <u>ッド株式会社</u> 中部電力株式会社	(略)																									
(略)	(略)																									
KDDI 株式会社 <u>ソフトバンク株式会</u> <u>社</u>	(略)																									
(略)	(略)																									

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																												
津波-35	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南鉄道株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>(2)津波予報区</p> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>岳南電車株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>(2)津波予報区</p> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>岳南電車株式会社</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																				
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
<u>岳南鉄道株式会社</u>	(略)																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
<u>岳南電車株式会社</u>	(略)																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																													
津波-37	<p>静岡県が属する津波予報区</p> <table border="1"> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区 域</th> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署</th> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署</th> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td colspan="2">気象庁本庁</td> </tr> </table>	津波予報区	区 域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署	静岡県	静岡県	気象庁本庁		<p>静岡県が属する津波予報区</p> <table border="1"> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区 域</th> <th>日本付近で発生する地震による津波の予報を担当する官署</th> <th>海外で発生する地震による津波の予報を担当する官署</th> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td colspan="2">気象庁本庁 <u>または大阪管区气象台</u></td> </tr> </table>	津波予報区	区 域	日本付近で発生する地震による津波の予報を担当する官署	海外で発生する地震による津波の予報を担当する官署	静岡県	静岡県	気象庁本庁 <u>または大阪管区气象台</u>																																																																																													
津波予報区	区 域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署																																																																																																											
静岡県	静岡県	気象庁本庁																																																																																																												
津波予報区	区 域	日本付近で発生する地震による津波の予報を担当する官署	海外で発生する地震による津波の予報を担当する官署																																																																																																											
静岡県	静岡県	気象庁本庁 <u>または大阪管区气象台</u>																																																																																																												
津波-41	<p>沿岸市町一覧表 <u>(追加)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域危機管理局</th> <th colspan="6">沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表</th> <th>沿岸市町</th> <th>避難対象地区指定済みの市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td>・下田市</td> <td>東伊豆町</td> <td>河津町</td> <td>南伊豆町</td> <td>松崎町</td> <td>西伊豆町</td> <td>6</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>・沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>・富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>・静岡市</td> <td>・焼津市</td> <td>牧之原市</td> <td>・吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>・浜松市</td> <td>・磐田市</td> <td>掛川市</td> <td>・袋井市</td> <td>・湖西市</td> <td>・御前崎市</td> <td>6</td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td><u>11</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 2 ・印を付した市町は、第4次地震被害想定に基づく <u>避難対象地区を指定してある</u>市町 <u>(追加)</u></p>	地域危機管理局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	避難対象地区指定済みの市町	賀茂	・下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	<u>1</u>	東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	<u>2</u>	中部	・静岡市	・焼津市	牧之原市	・吉田町			4	<u>3</u>	西部	・浜松市	・磐田市	掛川市	・袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	<u>5</u>	計							21	<u>11</u>	<p>沿岸市町一覧表 <u>(平成28年4月1日時点)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危機管理局等</th> <th colspan="6">沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表</th> <th>沿岸市町</th> <th>津波避難計画策定済みの市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂</td> <td>・下田市</td> <td><u>・東伊豆町</u></td> <td><u>・河津町</u></td> <td>南伊豆町</td> <td>・松崎町</td> <td>・西伊豆町</td> <td>6</td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>・沼津市</td> <td>熱海市</td> <td>伊東市</td> <td>・富士市</td> <td>伊豆市</td> <td></td> <td>5</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>・静岡市</td> <td>・焼津市</td> <td><u>・牧之原市</u></td> <td>・吉田町</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>・浜松市</td> <td>・磐田市</td> <td><u>・掛川市</u></td> <td>・袋井市</td> <td>・湖西市</td> <td>・御前崎市</td> <td>6</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td><u>17</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。 2 ・印を付した市町は、第4次地震被害想定に基づく <u>津波避難計画を策定している</u>市町 3 <u>□</u>の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町</p>	危機管理局等	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	賀茂	・下田市	<u>・東伊豆町</u>	<u>・河津町</u>	南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	<u>5</u>	東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	<u>2</u>	中部	・静岡市	・焼津市	<u>・牧之原市</u>	・吉田町			4	<u>4</u>	西部	・浜松市	・磐田市	<u>・掛川市</u>	・袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	<u>6</u>	計							21	<u>17</u>
地域危機管理局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	避難対象地区指定済みの市町																																																																																																						
賀茂	・下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	<u>1</u>																																																																																																						
東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	<u>2</u>																																																																																																						
中部	・静岡市	・焼津市	牧之原市	・吉田町			4	<u>3</u>																																																																																																						
西部	・浜松市	・磐田市	掛川市	・袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	<u>5</u>																																																																																																						
計							21	<u>11</u>																																																																																																						
危機管理局等	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																																																																						
賀茂	・下田市	<u>・東伊豆町</u>	<u>・河津町</u>	南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	<u>5</u>																																																																																																						
東部	・沼津市	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	<u>2</u>																																																																																																						
中部	・静岡市	・焼津市	<u>・牧之原市</u>	・吉田町			4	<u>4</u>																																																																																																						
西部	・浜松市	・磐田市	<u>・掛川市</u>	・袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	<u>6</u>																																																																																																						
計							21	<u>17</u>																																																																																																						

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
津波-47	<p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第6節 広域応援活動 広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。 なお、<u>東海地震</u>発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「<u>東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画</u>」による(当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する)。 (略)</p>	<p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第5節 広域応援活動 広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。 なお、<u>南海トラフ地震</u>発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「<u>南海トラフ地震における静岡県広域受援計画</u>」による(削除)。 (略)</p>
津波-49	<p>2 自衛隊の支援 (略)</p> <p>(1)派遣要請 表中 「<u>航空自衛隊浜松基地第1航空団司令</u>」</p> <p>(2)自衛隊との連絡 表中 「<u>浜松基地第1航空団</u>」 「<u>航空自衛隊浜松基地第1航空団司令</u>」</p> <p>(3)受入れ体制・撤収要請・経費区分 「<u>航空自衛隊浜松基地第1航空団司令</u>」</p> <p>(略)</p>	<p>2 自衛隊の支援 (略)</p> <p>(1)派遣要請 表中 「<u>航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)</u>」</p> <p>(2)自衛隊との連絡 表中 「<u>第1航空団(浜松基地)</u>」 「<u>航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)</u>」</p> <p>(3)受入れ体制・撤収要請・経費区分 「<u>航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)</u>」</p> <p>(略)</p>
	<p>第7節～第8節 (略)</p>	<p>第7節～第8節 (略)</p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧																					
風水害-3	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の主要河川は、<u>ダム建設や治水工事等により大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。</u> ○ <u>しかし、災害はあくまで</u>予期されない事態によって起こるものであり、<u>大河川にあっても災害発生</u>の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。 <p>(略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の主要河川は、<u>河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。</u> ○ 災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。 																				
風水害-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 751 477 789">流域名</th> <th data-bbox="477 751 1537 789">流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 789 477 1062">狩野川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="477 789 1537 1062"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。</u> ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 ・<u>また、</u>狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1062 477 1335">富士川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="477 1062 1537 1335"> <ul style="list-style-type: none"> ・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m³/sと非常に大きな流量となっている。 ・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 ・<u>また、</u>沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1335 477 1650">巴川流域 (二級河川)</td> <td data-bbox="477 1335 1537 1650"> <ul style="list-style-type: none"> ・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良<u>である</u>とともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・<u>(追加)</u> ・<u>このため、昭和53年より総合治水対策事業を導入し、流域一体で治水安全度の向上を図り、平成16年度に時間雨量58mmに対応する整備が完了したが、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とは言えない。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1650 477 1946">安倍川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="477 1650 1537 1946"> <ul style="list-style-type: none"> ・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、<u>しかも</u>ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを<u>始め、多数の崩壊地からの土砂流出が著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。</u> ・<u>近年は中下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化及び河床掘削が進められている。また、</u>河口部で合流する支川の丸子川沿川<u>では、</u>下川原地区など低平地 </td> </tr> </tbody> </table>	流域名	流域の状況	狩野川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。</u> ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 ・<u>また、</u>狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 	富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m³/sと非常に大きな流量となっている。 ・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 ・<u>また、</u>沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 	巴川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良<u>である</u>とともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・<u>(追加)</u> ・<u>このため、昭和53年より総合治水対策事業を導入し、流域一体で治水安全度の向上を図り、平成16年度に時間雨量58mmに対応する整備が完了したが、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とは言えない。</u> 	安倍川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、<u>しかも</u>ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを<u>始め、多数の崩壊地からの土砂流出が著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。</u> ・<u>近年は中下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化及び河床掘削が進められている。また、</u>河口部で合流する支川の丸子川沿川<u>では、</u>下川原地区など低平地 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1590 751 1730 789">流域名</th> <th data-bbox="1730 751 2792 789">流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1590 789 1730 1062">狩野川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="1730 789 2792 1062"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。</u> ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 ・狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1062 1730 1335">富士川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="1730 1062 2792 1335"> <ul style="list-style-type: none"> ・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m³/sと非常に大きな流量となっている。 ・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 ・沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1335 1730 1650">巴川流域 (二級河川)</td> <td data-bbox="1730 1335 2792 1650"> <ul style="list-style-type: none"> ・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良<u>が生じやすい</u>とともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・<u>平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。</u> ・<u>中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1650 1730 1946">安倍川流域 (一級河川)</td> <td data-bbox="1730 1650 2792 1946"> <ul style="list-style-type: none"> ・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れ<u>など崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。</u> ・河口部で合流する支川の丸子川沿川<u>の下川原地区などの低平地では</u>内水氾濫による被害が発生している。 </td> </tr> </tbody> </table>	流域名	流域の状況	狩野川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。</u> ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 ・狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 	富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m³/sと非常に大きな流量となっている。 ・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 ・沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 	巴川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良<u>が生じやすい</u>とともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・<u>平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。</u> ・<u>中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。</u> 	安倍川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れ<u>など崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。</u> ・河口部で合流する支川の丸子川沿川<u>の下川原地区などの低平地では</u>内水氾濫による被害が発生している。
流域名	流域の状況																					
狩野川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。</u> ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 ・<u>また、</u>狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 																					
富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m³/sと非常に大きな流量となっている。 ・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 ・<u>また、</u>沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 																					
巴川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良<u>である</u>とともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・<u>(追加)</u> ・<u>このため、昭和53年より総合治水対策事業を導入し、流域一体で治水安全度の向上を図り、平成16年度に時間雨量58mmに対応する整備が完了したが、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とは言えない。</u> 																					
安倍川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、<u>しかも</u>ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れを<u>始め、多数の崩壊地からの土砂流出が著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生している。</u> ・<u>近年は中下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化及び河床掘削が進められている。また、</u>河口部で合流する支川の丸子川沿川<u>では、</u>下川原地区など低平地 																					
流域名	流域の状況																					
狩野川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。</u> ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年に発生している。 ・狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。 																					
富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で16,600m³/sと非常に大きな流量となっている。 ・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 ・沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。 																					
巴川流域 (二級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良<u>が生じやすい</u>とともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。 ・<u>平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。</u> ・<u>中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。</u> 																					
安倍川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れ<u>など崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。</u> ・河口部で合流する支川の丸子川沿川<u>の下川原地区などの低平地では</u>内水氾濫による被害が発生している。 																					

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新	
		<p>で内水氾濫による被害が発生している。</p>		
	<p>瀬戸川流域 (二級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>近年、流域の都市化の進展が著しく、流域の治水安全度が急激に低下していたが、瀬戸川及び支川朝比奈川等では河川改修が進んでおり、治水安全度の向上が図られつつある。</u> ・<u>また、</u>低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。 	<p>瀬戸川流域 (二級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>静岡市のベッドタウンとして発展し、平野部を中心に都市化が進行しており、新東名高速道路の供用開始などにより、更なる発展が予想されている。</u> ・低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。
	<p>大井川流域 (一級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所できれ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 ・<u>大井川は</u>長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。 	<p>大井川流域 (一級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所できれ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 ・長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。
	<p>菊川流域 (一級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>(追加)</u> ・<u>菊川は</u>中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。 ・<u>また、支川の西方川は中流部において流下断面不足で溢水による浸水被害が発生するおそれがある。</u> 	<p>菊川流域 (一級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川で、その改修に合わせて河床維持対策として床止工が多く設置されている。</u> ・<u>昭和57年に観測史上最大となる洪水が発生し、甚大な被害を被った</u> ・中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。 ・<u>(削除)</u>
	<p>太田川流域(二級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いいため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・<u>また、下流低平地部の各支川は勾配が緩く、水位が上昇しやすいため、磐田市南部の今ノ浦川流域や袋井市中部では、内水氾濫による浸水被害が頻発している。</u> ・<u>近年、</u>下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。 	<p>太田川流域(二級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いいため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・<u>たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕洪水では87戸の家屋が全壊流出した。</u> ・下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。
	<p>天竜川流域 (一級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川は県下の最大河川で、<u>下流部の堤防は概成しているが、洪水調節機能が十分に確保されていないこと、河道内樹木による洪水流下の阻害や土砂堆積による河積不足の区間があり、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。</u> ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により<u>溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。</u> 	<p>天竜川流域 (一級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川は県下最大の河川であり、<u>地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。</u> ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により<u>溢水や低地の浸水のおそれがある。</u>
	<p>都田川流域 (二級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、<u>昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、改修の進捗や都田川ダムの完成によって下流部では安全度が向上した。</u> ・<u>(追加)</u> ・支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜松市引佐町において溢水による浸水被害が発生している。 	<p>都田川流域 (二級河川)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都田川は浜名湖に流入し、<u>今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する二級河川である。</u> ・<u>昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。</u> ・支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜松市北區引佐町において溢水による浸水被害が発生している。
(略)	(略)		(略)	

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
風水害-5	<p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が<u>1,642</u>箇所、地すべり防止区域が<u>185</u>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<u>1,209</u>箇所及び土砂災害警戒区域<u>11,626</u>箇所（いずれも平成<u>26</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p> <p>第2章 災害予防計画 （略）</p> <p>第1節 河川災害予防計画 （略）</p>	<p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が<u>1,657</u>箇所、地すべり防止区域が<u>186</u>箇所、急傾斜地崩壊危険区域が<u>1,224</u>箇所及び土砂災害警戒区域<u>13,078</u>箇所（いずれも平成<u>27</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9参照）</p> <p>第2章 災害予防計画 （略）</p> <p>第1節 河川災害予防計画 （略）</p>
風水害-7	<p>1 本県河川の特徴</p> <p>○ 本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺地盤より河床の高いいわゆる天井川となり、堤防背後地の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。</p> <p>（略）</p> <p>○ 以上が本県河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、<u>定性的、定量的に把握し難い</u>多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○ 本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,861.9km、要整備延長は1,886.7kmである。（平成<u>26</u>年4月1日現在）これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。</p> <p>3 浸水想定区域の指定と周知</p> <p><u>(1) 県、国土交通省</u></p> <p>○ 県、国土交通省は、<u>水防法に基づき指定した</u>洪水予報を実施する河川又は<u>避難判断水位</u>（特別警戒水位）を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川<u>において</u>、河川が<u>はん濫</u>した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p>	<p>1 本県河川の特徴</p> <p>○ 本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺地盤より河床の高いいわゆる天井川となり、堤防背後地の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤・溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。</p> <p>（略）</p> <p>○ 以上が本県河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○ 本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,861.9km、要整備延長は1,886.3kmである。（平成<u>28</u>年4月1日現在）これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。</p> <p>3 浸水想定区域の指定と<u>通知</u> <u>(削除)</u></p> <p>○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川<u>として指定した河川について</u>、<u>想定し得る最大規模の降雨により</u>河川が<u>氾濫</u>した場合に浸水が想定される区域を<u>洪水</u>浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続期間等</u>を<u>順次</u>公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	
<p>風水害-8</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 市町</u></p> <p>○ 市町は浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>○ 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等 <u>及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</u>の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第2節 海岸保全災害防除計画 (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>○県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</u> <u>(削除)</u></p> <p>○市町は、<u>洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）</u>の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について <u>定めるものとする。</u></p> <p>○市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内 <u>に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に <u>利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。</u> ・ 要配慮者利用施設で <u>洪水時等に</u> 利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が <u>必要なもの。</u> ・ <u>大規模工場等（大規模な向上その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。</u> <p>○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所 <u>及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項</u>その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、<u>要配慮者利用施設、大規模工場等の</u>名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第2節 海岸保全災害防除計画 (略) <u>3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</u></p> <p><u>○県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を、水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸として指定したときは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	
風水害-9	<p>第3節 (略)</p> <p>第4節 道路・橋りょう災害防除計画 県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画 1 本県の土砂災害対策 ○ 本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が15,193箇所存在している。</p>	<p><u>○高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節4のとおり。</u></p> <p><u>○市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 道路・橋りょう災害防除計画 県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、<u>事前通行規制の実施など</u>災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画 1 本県の土砂災害対策 ○ 本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）危険箇所が18,581箇所存在している。</p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																	
風水害-18	<p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 247 507 294">区 分</th> <th data-bbox="507 247 1537 294">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 294 507 835">土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td data-bbox="507 294 1537 835"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 835 507 877">(略)</td> <td data-bbox="507 835 1537 877">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 	(略)	(略)	<p>5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1599 247 1757 294">区 分</th> <th data-bbox="1757 247 2792 294">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1599 294 1757 835">土砂災害警戒情報の提供と活用</td> <td data-bbox="1757 294 2792 835"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする <u>具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</u> <u>市町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</u> 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 835 1757 877">(略)</td> <td data-bbox="1757 835 2792 877">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	土砂災害警戒情報の提供と活用	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする <u>具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</u> <u>市町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</u> 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 	(略)	(略)					
	区 分	内 容																	
土砂災害警戒情報の提供と活用	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 																		
(略)	(略)																		
区 分	内 容																		
土砂災害警戒情報の提供と活用	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする <u>具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</u> <u>市町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。</u> 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 																		
(略)	(略)																		
	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 県災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>「静岡県災害対策本部 本部員会議」(抄)</p> <table border="1"> <tr> <td>教育長</td> <td><u>(追加)</u></td> <td>経営管理部長</td> <td><u>企画広報部長</u></td> <td>知事戦略監</td> </tr> </table> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」(抄)</p> <table border="1"> <tr> <td>職員局長</td> <td>経営管理部</td> <td>地域外交局長</td> <td><u>企画広報部</u></td> </tr> </table>	教育長	<u>(追加)</u>	経営管理部長	<u>企画広報部長</u>	知事戦略監	職員局長	経営管理部	地域外交局長	<u>企画広報部</u>	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 県災害対策本部</p> <p>(略)</p> <p>「静岡県災害対策本部 本部員会議」(抄)</p> <table border="1"> <tr> <td>教育長</td> <td>知事戦略監</td> <td><u>地域外交監</u></td> <td>経営管理部長</td> <td><u>政策企画部長</u></td> </tr> </table> <p>「静岡県災害対策本部 対策会議」中</p> <table border="1"> <tr> <td>地域外交局長</td> <td>職員局長</td> <td>経営管理部</td> </tr> </table>	教育長	知事戦略監	<u>地域外交監</u>	経営管理部長	<u>政策企画部長</u>	地域外交局長	職員局長	経営管理部
教育長	<u>(追加)</u>	経営管理部長	<u>企画広報部長</u>	知事戦略監															
職員局長	経営管理部	地域外交局長	<u>企画広報部</u>																
教育長	知事戦略監	<u>地域外交監</u>	経営管理部長	<u>政策企画部長</u>															
地域外交局長	職員局長	経営管理部																	

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	
風水害-19	<p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 水防組織 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水防本部長（知 事） 水 防 長（交通基盤部長） 副水防長（交通基盤部理事） 本 部 付（管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾、<u>空港</u>、都市、農地、<u>森林</u>各局長） その他の職員（管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班、<u>空港班</u>、都市班、農地班、<u>森林班</u>）</p> </div> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報 (略)</p> <p>3 水防警報 (略)</p>	<p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 水防組織 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水防本部長（知 事） 水 防 長（交通基盤部長） 副水防長（交通基盤部理事） 本 部 付（管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾、都市、農地各局長） その他の職員（管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班、都市班、農地班）</p> </div> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報 (略)</p> <p>3 水防警報 (略)</p>
風水害-22	<p>○水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた<u>はん濫注意水位</u>（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。 (略)</p> <p>4 <u>はん濫危険水位</u>（特別警戒水位）の水位到達情報 ○洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は<u>はん濫危険水位</u>（特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。 ○<u>はん濫危険水位</u>（特別警戒水位）とは、<u>はん濫注意水位</u>（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。 ○<u>はん濫危険水位</u>（特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。</p> <p>【国土交通大臣が行う<u>はん濫危険水位</u>（特別警戒水位）の水位到達情報】 (略) 【静岡県知事が行う<u>はん濫危険水位</u>（特別警戒水位）の水位到達情報】 (略)</p>	<p>○水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた<u>氾濫注意水位</u>（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。 (略)</p> <p>4 <u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水</u>特別警戒水位）の水位到達情報 ○洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は<u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水</u>特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。 ○<u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水</u>特別警戒水位）とは、<u>氾濫注意水位</u>（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。 ○<u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水</u>特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。</p> <p>【国土交通大臣が行う<u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水</u>特別警戒水位）の水位到達情報】 (略) 【静岡県知事が行う<u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水</u>特別警戒水位）の水位到達情報】 (略)</p>
風水害-23		

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	
風水害-25	<p>5 水位の観測及び雨量観測</p> <p>○各水防区長は、水位が資料の巻Ⅱ（6-3）に掲げる水防団待機水位（通報水位）、<u>はん濫注意水位</u>（警戒水位）に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>6 情報連絡体制</u></p> <p>（略）</p> <p>第7節 通信連絡系統</p> <p>（略）</p> <p>2 水位通報系統図（抄）</p> <p>（県土木防災課）H<u>27</u>.4.1</p> <p>沼津水防区</p> <p>— <u>大正橋</u> — <u>大場橋</u> — <u>梅名橋</u> ~</p> <p>~ <u>今沢橋</u> ~ <u>青木橋</u></p> <p>袋井水防区</p> <p>~ <u>金城橋</u> ~ <u>沖之川</u> ~ <u>蟹田川</u></p>	<p>5 水位の観測及び雨量観測</p> <p>○各水防区長は、水位が資料の巻Ⅱ（6-3）に掲げる水防団待機水位（通報水位）、<u>氾濫注意水位</u>（警戒水位）に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報</u></p> <p><u>○県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u></p> <p><u>7 高潮特別警戒水位の水位到達情報</u></p> <p><u>○県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u></p> <p><u>8 情報連絡体制</u></p> <p>（略）</p> <p>第7節 通信連絡系統</p> <p>（略）</p> <p>2 水位通報系統図（抄）</p> <p>（県土木防災課）H<u>28</u>.4.1</p> <p>沼津水防区</p> <p>— <u>金山橋</u> — <u>大場橋</u> — <u>梅名橋</u> ~</p> <p>~ <u>今沢橋</u> ~ <u>青木橋</u> ~ <u>間宮</u></p> <p>袋井水防区</p> <p>~ <u>金城橋</u> ~ <u>沖之川</u> ~ <u>蟹田川</u></p>
風水害-28		

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																								
風水害-29	<p>第8節 県の非常配備体制</p> <p>県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備体制</td> <td><u>はん濫注意水位</u>(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき</td> <td>水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	(略)	(略)	(略)	第1次非常配備体制	<u>はん濫注意水位</u> (警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制	(略)	(略)	(略)	<p>第8節 県の非常配備体制</p> <p>県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備体制</td> <td><u>氾濫注意水位</u>(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき</td> <td>水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	(略)	(略)	(略)	第1次非常配備体制	<u>氾濫注意水位</u> (警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制	(略)	(略)	(略)
	区分	配備基準	配備内容																							
	(略)	(略)	(略)																							
	第1次非常配備体制	<u>はん濫注意水位</u> (警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制																							
(略)	(略)	(略)																								
区分	配備基準	配備内容																								
(略)	(略)	(略)																								
第1次非常配備体制	<u>氾濫注意水位</u> (警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制																								
(略)	(略)	(略)																								
<p>第9節 水防管理団体の水防計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別/方法</th> <th>説明</th> <th>警鐘信号</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一信号</td> <td><u>はん濫注意水位</u>(警戒水位)に達したことを知らせるもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区別/方法	説明	警鐘信号		第一信号	<u>はん濫注意水位</u> (警戒水位)に達したことを知らせるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第9節 水防管理団体の水防計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別/方法</th> <th>説明</th> <th>警鐘信号</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一信号</td> <td><u>氾濫注意水位</u>(警戒水位)に達したことを知らせるもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区別/方法	説明	警鐘信号		第一信号	<u>氾濫注意水位</u> (警戒水位)に達したことを知らせるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
区別/方法	説明	警鐘信号																								
第一信号	<u>はん濫注意水位</u> (警戒水位)に達したことを知らせるもの	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
区別/方法	説明	警鐘信号																								
第一信号	<u>氾濫注意水位</u> (警戒水位)に達したことを知らせるもの	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)	(略)																							
<p>第10節～第11節</p> <p>(略)</p>	<p>第10節～第11節</p> <p>(略)</p>																									

空 白

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																		
火山-9	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 (略)</p> <p>第1章 総則 第1節 想定 1～3 (略)</p> <p><u>(4:追加)</u></p>	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 (略)</p> <p>第1章 総則 第1節 想定 1～3 (略)</p> <p><u>4 火山災害警戒地域の指定</u></p> <p><u>活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域(火山災害警戒地域)として指定された地域は、次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山</th> <th>県</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆東部火山群</td> <td>静岡県</td> <td>伊東市、伊豆市</td> </tr> </tbody> </table>	火山	県	市町	伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、伊豆市												
火山	県	市町																		
伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、伊豆市																		
火山-12	<p>4 発表される噴火警報・噴火予報等 (略)</p> <p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・<u>情報</u>センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。</p> <p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。)が付近の居住地域まで及ぶと予想されている。このため、「警戒が必要な範囲」が居住地域にまで及ばないことを表す噴火警戒レベル2～3が発表されることなく、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶことを表す噴火警戒レベル4(避難準備)以上の噴火警報が発表される。</p> <p>あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報(※1)が発表される。</p> <p>(図略)</p>	<p><u>5</u> 発表される噴火警報・噴火予報等 (略)</p> <p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・<u>警報</u>センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。</p> <p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。)が付近の居住地域まで及ぶと予想されている。このため、「警戒が必要な範囲」が居住地域にまで及ばないことを表す噴火警戒レベル2～3が発表されることなく、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶことを表す噴火警戒レベル4(避難準備)以上の噴火警報が発表される。</p> <p>あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報(※1)が発表される。</p> <p>(図略)</p>																		
火山-13	<p>(3) その他の火山現象に関する<u>警報、</u>予報 (略)</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>必要に応じて定期的または臨時に発表</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表	<u>(追加)</u>			<p>(3) その他の火山現象に関する予報 (略)</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>必要に応じて定期的または臨時に発表</td> </tr> <tr> <td><u>噴火速報</u></td> <td><u>噴火の発生事実を迅速に知らせるもの(初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表)</u></td> <td><u>噴火が発生した場合に直ちに発表(常時観測火山が対象)</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表	<u>噴火速報</u>	<u>噴火の発生事実を迅速に知らせるもの(初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表)</u>	<u>噴火が発生した場合に直ちに発表(常時観測火山が対象)</u>
情報の種類	内容	発表時期																		
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表																		
<u>(追加)</u>																				
情報の種類	内容	発表時期																		
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表																		
<u>噴火速報</u>	<u>噴火の発生事実を迅速に知らせるもの(初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表)</u>	<u>噴火が発生した場合に直ちに発表(常時観測火山が対象)</u>																		

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧			新		
	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表
	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	定期的または必要に応じて臨時に発表	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	定期的または必要に応じて臨時に発表
	週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表	週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
火山-16	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 異常現象発見の通報 （図中）賀茂<u>危機管理局</u> （略）</p> <p>第3節 （略）</p>			<p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 異常現象発見の通報 （図中）賀茂<u>振興局</u> （略）</p> <p>第3節 （略）</p>		
火山-21	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・<u>情報</u>センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<u>＜第1章第2節1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）＞</u>のとおりである。</p> <p>なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。</p>			<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・<u>警報</u>センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<u>＜表1＞</u>のとおりである。</p> <p>なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。</p>		

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新										
	<p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を□で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p>図11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>	<p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を□で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p>図11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>										
	<p><u>(追加)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」 「地震活動の見通しに関する情報」 「噴火警報（レベル4（避難準備）」 「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 「噴火警報（レベル5（避難）」 </td> </tr> <tr> <td> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> 「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」 「地震活動の見通しに関する情報」 「噴火警報（レベル4（避難準備）」 「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 「噴火警報（レベル5（避難）」 	<p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 	<p><u><表1></u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」 「地震活動の見通しに関する情報」 「噴火警報（レベル4（避難準備）」 「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 「噴火警報（レベル5（避難）」 </td> </tr> <tr> <td> <p><u>「噴火速報」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> 「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」 「地震活動の見通しに関する情報」 「噴火警報（レベル4（避難準備）」 「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 「噴火警報（レベル5（避難）」 	<p><u>「噴火速報」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。
区分	名称											
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> 「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」 「地震活動の見通しに関する情報」 「噴火警報（レベル4（避難準備）」 「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 「噴火警報（レベル5（避難）」 											
	<p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 											
区分	名称											
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> 「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」 「地震活動の見通しに関する情報」 「噴火警報（レベル4（避難準備）」 「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 「噴火警報（レベル5（避難）」 											
	<p><u>「噴火速報」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 											
<p>第2節 避難活動 1 避難の勧告及び指示 (略)</p>	<p>第2節 避難活動 1 避難の勧告及び指示 (略)</p>	<p>第2節 避難活動 1 避難の勧告及び指示 (略)</p>										

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																		
火山-22	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して</th> <th>一時滞在者に対して</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> <td>（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> </tr> <tr> <td>「レベル4（避難準備）」が発表されたとき</td> <td>避難準備情報を発表する。 （避難所の開設を準備する。） <u>（追加）</u></td> <td>避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>「レベル5（避難）」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）</td> </tr> <tr> <td>「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を継続する。</td> </tr> <tr> <td>「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。） ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する</td> </tr> <tr> <td>「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき</td> <td colspan="2">立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 県の体制</p> <p>1 事前配備体制</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備の基準</th> <th colspan="2">配 備 課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【情報収集体制】 (略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>本庁</td> <td>文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会 <u>教育総務課、学校教育課</u></td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、<u>地域</u>危機管理局等（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		住民に対して	一時滞在者に対して	「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	「レベル4（避難準備）」が発表されたとき	避難準備情報を発表する。 （避難所の開設を準備する。） <u>（追加）</u>	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。	「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）		「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を継続する。		「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。） ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する		「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		配備体制	配備の基準	配 備 課 等		【情報収集体制】 (略)	(略)	本庁	文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会 <u>教育総務課、学校教育課</u>	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、 <u>地域</u> 危機管理局等（東部、賀茂に限る。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して</th> <th>一時滞在者に対して</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> <td>（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> </tr> <tr> <td>「レベル4（避難準備）」が発表されたとき</td> <td>避難準備情報を発表する。 （避難所の開設を準備する。）</td> <td>避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> <tr> <td>「レベル5（避難）」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）</td> </tr> <tr> <td>「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を継続する。</td> </tr> <tr> <td>「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。） ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する</td> </tr> <tr> <td>「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき</td> <td colspan="2">立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 県の体制</p> <p>1 事前配備体制</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備の基準</th> <th colspan="2">配 備 課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【情報収集体制】 (略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>本庁</td> <td>文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局 <u>政策</u>調査課、教育委員会 <u>健康</u>体育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、危機管理局等（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		住民に対して	一時滞在者に対して	「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	「レベル4（避難準備）」が発表されたとき	避難準備情報を発表する。 （避難所の開設を準備する。）	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。	「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）		「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を継続する。		「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。） ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する		「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		配備体制	配備の基準	配 備 課 等		【情報収集体制】 (略)	(略)	本庁	文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局 <u>政策</u> 調査課、教育委員会 <u>健康</u> 体育課	出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、危機管理局等（東部、賀茂に限る。）
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																																																																			
	住民に対して	一時滞在者に対して																																																																		
「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）																																																																		
「レベル4（避難準備）」が発表されたとき	避難準備情報を発表する。 （避難所の開設を準備する。） <u>（追加）</u>	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																																																																		
「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）																																																																			
「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を継続する。																																																																			
「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。） ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する																																																																			
「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																																																																			
配備体制	配備の基準	配 備 課 等																																																																		
【情報収集体制】 (略)	(略)	本庁	文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会 <u>教育総務課、学校教育課</u>																																																																	
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、 <u>地域</u> 危機管理局等（東部、賀茂に限る。）																																																																	
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																																																																			
	住民に対して	一時滞在者に対して																																																																		
「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	（レベル4（避難準備）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（避難準備）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）																																																																		
「レベル4（避難準備）」が発表されたとき	避難準備情報を発表する。 （避難所の開設を準備する。）	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																																																																		
「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。）																																																																			
「レベル5（避難）」が発表された後に噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を継続する。																																																																			
「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されずに噴火し、「レベル4（避難準備）」又は「レベル5（避難）」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 （避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。） ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する																																																																			
「レベル3（入山規制）」又は「レベル2（火口周辺規制）」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																																																																			
配備体制	配備の基準	配 備 課 等																																																																		
【情報収集体制】 (略)	(略)	本庁	文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局 <u>政策</u> 調査課、教育委員会 <u>健康</u> 体育課																																																																	
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、危機管理局等（東部、賀茂に限る。）																																																																	
火山-24																																																																				

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧		新										
火山-26	【警戒体制】 (略)	(略)	本庁 出先	<p><u>企画広報部広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会<u>教育総務課</u>、<u>学校教育課</u></p> <p>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、<u>地域</u>危機管理局等（東部、賀茂に限る。)</p>	<p><u>知事公室広聴広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局<u>政策</u>調査課、教育委員会<u>健康体育課</u></p> <p>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、危機管理局等（東部、賀茂に限る。)</p>								
	【災害対策本部等設置準備体制】 (略)	(略)	本庁 出先	<p><u>企画広報部広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会<u>教育総務課</u>、<u>学校教育課</u></p> <p>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、危機管理局等（東部、賀茂に限る。)</p>	<p><u>知事公室広聴広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局<u>政策</u>調査課、教育委員会<u>健康体育課</u></p> <p>健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、危機管理局等（東部、賀茂に限る。)</p>								
	(略)		(略)										
	図 13 県対策会議構成図（抄）		図 13 県対策会議構成図（抄）										
	<table border="1"> <tr> <td>地域外交局長</td> <td><u>企画広報部</u></td> <td>(略)</td> <td><u>教育次長</u></td> <td><u>教育委員会</u></td> </tr> </table>	地域外交局長	<u>企画広報部</u>	(略)	<u>教育次長</u>	<u>教育委員会</u>		<table border="1"> <tr> <td>地域外交局長</td> <td>(略)</td> <td><u>兼教育総務課長</u></td> <td><u>教育委員会理事</u></td> </tr> </table>	地域外交局長	(略)	<u>兼教育総務課長</u>	<u>教育委員会理事</u>	
地域外交局長	<u>企画広報部</u>	(略)	<u>教育次長</u>	<u>教育委員会</u>									
地域外交局長	(略)	<u>兼教育総務課長</u>	<u>教育委員会理事</u>										
	第 4 節～第 7 節 (略)		第 4 節～第 7 節 (略)										
	第 4 章 災害復旧計画 (略)		第 4 章 災害復旧計画 (略)										
	II 富士山の火山防災計画		II 富士山の火山防災計画										
火山-31	第 1 章 総則 <u>(追加)</u>		第 1 章 総則 <u>県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成 24 年 6 月に設置した。</u> <u>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年 3 月に、活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。</u>										
	富士山の火山活動に伴う避難は、 <u>富士山火山防災対策協議会(以下、「協議会」という。)</u> が策定した「富士山火山広域避難計画（平成 27 年 3 月）」（以下、「広域避難計画」という。）により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。		富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画（平成 27 年 3 月）」（以下「広域避難計画」という。）により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。										
	第 1 節 想定 (略)		第 1 節 想定 (略)										

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																					
火山-32	<p>1 想定火口範囲 (略)</p> <p>2 予想される火山現象とその危険性 (略)</p> <p><u>(3:追加)</u></p>	<p>1 想定火口範囲 (略)</p> <p>2 予想される火山現象とその危険性 (略)</p> <p><u>3 火山災害警戒地域の指定</u> <u>活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山</th> <th>県</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士山</td> <td>静岡県</td> <td>三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町</td> </tr> </tbody> </table>	火山	県	市町	富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町															
火山	県	市町																					
富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町																					
火山-34	<p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル） (略)</p> <p>2 その他の火山現象に関する<u>警報</u>、予報 (略)</p> <p>3 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報 <u>(追加)</u></td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>必要に応じて定期的または臨時に発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報 <u>(追加)</u>	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表	(略)	(略)	(略)	<p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル） (略)</p> <p>2 その他の火山現象に関する予報 (略)</p> <p>3 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>必要に応じて定期的または臨時に発表</td> </tr> <tr> <td><u>噴火速報</u></td> <td><u>噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表）</u></td> <td><u>噴火が発生した場合に直ちに発表（常時観測火山が対象）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表	<u>噴火速報</u>	<u>噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表）</u>	<u>噴火が発生した場合に直ちに発表（常時観測火山が対象）</u>	(略)	(略)	(略)
情報の種類	内容	発表時期																					
火山の状況に関する解説情報 <u>(追加)</u>	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表																					
(略)	(略)	(略)																					
情報の種類	内容	発表時期																					
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表																					
<u>噴火速報</u>	<u>噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（初めて噴火した場合や継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火を確認した場合に発表）</u>	<u>噴火が発生した場合に直ちに発表（常時観測火山が対象）</u>																					
(略)	(略)	(略)																					
	<p>第3節 避難計画</p> <p>1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア (略)</p> <p>2 段階的な避難 (略)</p> <p>3 広域避難者の受入れに係る基本事項 (略)</p> <p>4 広域避難路の指定 (略)</p> <p><u>(図修正)</u></p>	<p>第3節 避難計画</p> <p>1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア (略)</p> <p>2 段階的な避難 (略)</p> <p>3 広域避難者の受入れに係る基本事項 (略)</p> <p>4 広域避難路の指定 (略)</p>																					

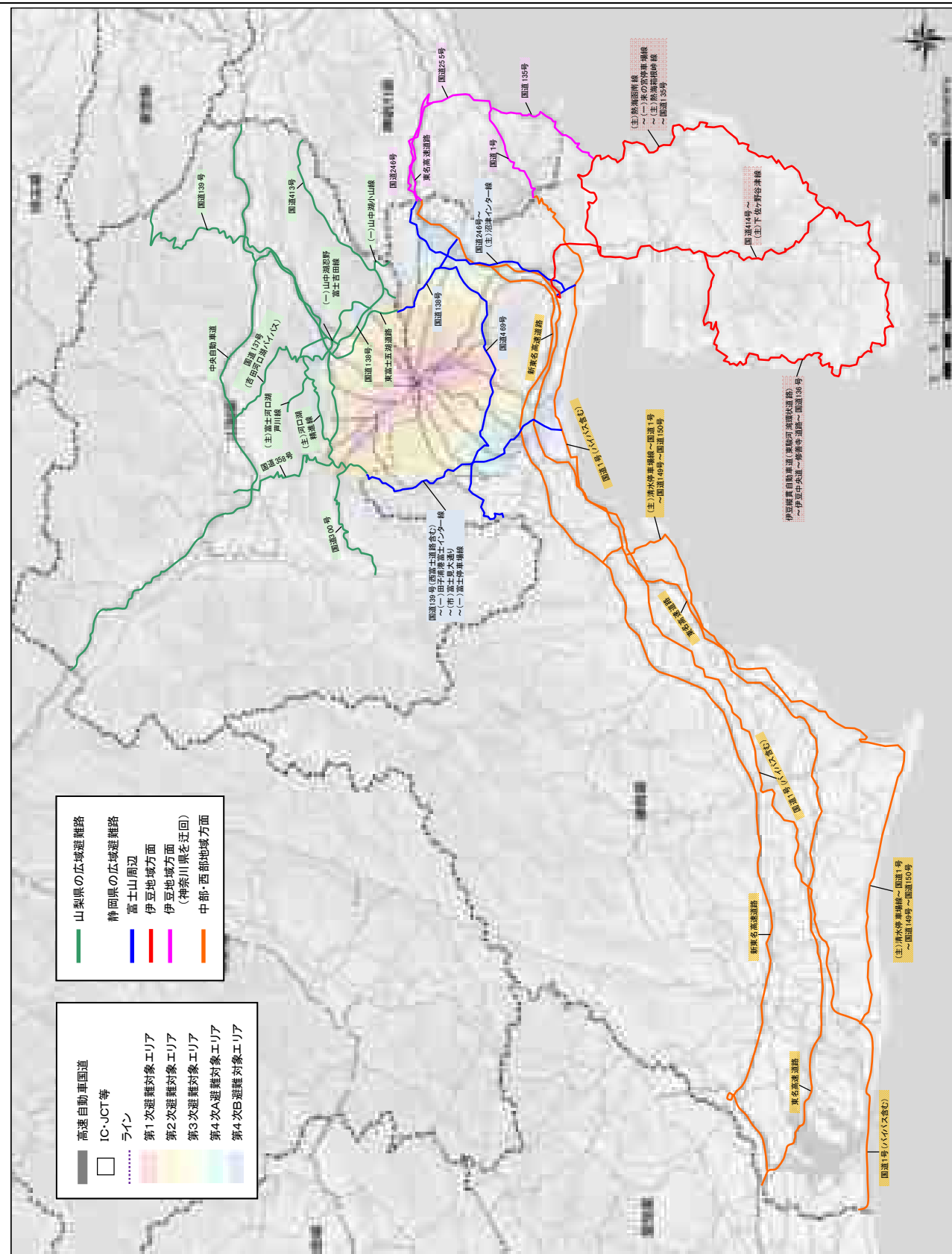


図7 広域避難路

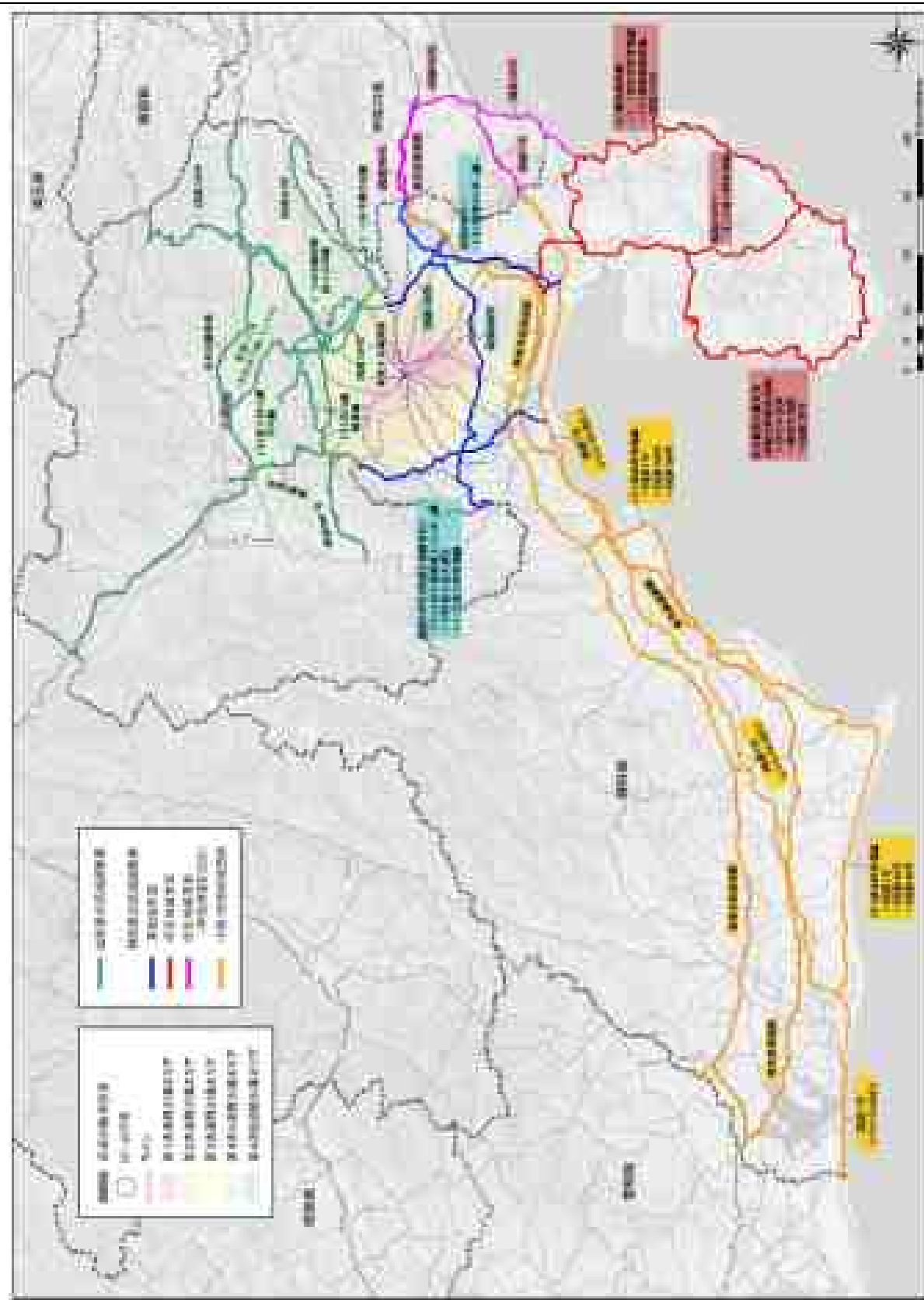


図7 広域避難路

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
火山-41	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>県は、国、市町、公共機関、専門家等と連携して「<u>富士山火山防災対策協議会</u>」を設置し、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。</p>	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>県は、国、市町、公共機関、専門家等と連携して、<u>協議会において</u>、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。</p>																
火山-42	<p>第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> (略) ・施設へのヘルメット等の整備 <u>(追加)</u> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	県	(略) ・施設へのヘルメット等の整備 <u>(追加)</u> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 (略)	(略)	(略)	<p>第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> (略) ・施設へのヘルメット等の整備 <u>・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</u> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	県	(略) ・施設へのヘルメット等の整備 <u>・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</u> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 (略)	(略)	(略)
実施主体	内容																	
(略)	(略)																	
県	(略) ・施設へのヘルメット等の整備 <u>(追加)</u> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 (略)																	
(略)	(略)																	
実施主体	内容																	
(略)	(略)																	
県	(略) ・施設へのヘルメット等の整備 <u>・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</u> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 (略)																	
(略)	(略)																	
火山-47	<p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・<u>情報</u>センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<u><第1章第2節1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）></u>のとおりである。</p> <p>なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。</p>	<p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>気象庁火山監視・<u>警報</u>センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<u><表2></u>のとおりである。</p> <p>なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。</p>																

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新															
火山-47	<p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p style="text-align: center;">図11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>	<p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p style="text-align: center;">図11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>															
(表追加)	<p style="text-align: center;"><表2></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">伝達する情報</td> <td>・「<u>噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>噴火警報（レベル3（入山規制））</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>噴火警報（レベル4（避難準備））</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>噴火警報（レベル5（避難））</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>噴火速報</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>火山活動解説資料（上空からの観測成果等）</u>」</td> </tr> <tr> <td>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</td> </tr> <tr> <td>・「<u>火口周辺警報（レベル3（入山規制））</u>」</td> </tr> <tr> <td>・「<u>火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制））</u>」が発表される場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	名称	伝達する情報	・「 <u>噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））</u> 」	・「 <u>噴火警報（レベル3（入山規制））</u> 」	・「 <u>噴火警報（レベル4（避難準備））</u> 」	・「 <u>火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）</u> 」	・「 <u>火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）</u> 」	・「 <u>噴火警報（レベル5（避難））</u> 」	・「 <u>噴火速報</u> 」	・「 <u>火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）</u> 」	・「 <u>火山活動解説資料（上空からの観測成果等）</u> 」	※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、	・「 <u>火口周辺警報（レベル3（入山規制））</u> 」	・「 <u>火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制））</u> 」が発表される場合がある。
区分	名称																
伝達する情報	・「 <u>噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））</u> 」																
	・「 <u>噴火警報（レベル3（入山規制））</u> 」																
	・「 <u>噴火警報（レベル4（避難準備））</u> 」																
	・「 <u>火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）</u> 」																
	・「 <u>火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）</u> 」																
	・「 <u>噴火警報（レベル5（避難））</u> 」																
	・「 <u>噴火速報</u> 」																
	・「 <u>火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）</u> 」																
	・「 <u>火山活動解説資料（上空からの観測成果等）</u> 」																
	※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、																
・「 <u>火口周辺警報（レベル3（入山規制））</u> 」																	
・「 <u>火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制））</u> 」が発表される場合がある。																	

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
火山-49	<p>第2節 避難勧告等 (略)</p> <p>4 住民等の避難 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>5 一時帰宅の実施</u> (略)</p> <p>第3節 県の体制 1 配備体制 (略)</p>	<p>第2節 避難勧告等 (略)</p> <p>4 住民等の避難 (略)</p> <p><u>5 救出救助</u> <u>(1) 人命の救出救助</u> <u>地震対策の巻 第5章第6節「3 人命の救出活動」により、県は救出活動の総合調整を行う。</u> <u>(2) 避難未実施者等の救助</u> <u>市町は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。</u> <u>県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。</u> <u>なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。</u></p> <p><u>6 一時帰宅の実施</u> (略)</p> <p>第3節 県の体制 1 配備体制 (略)</p>

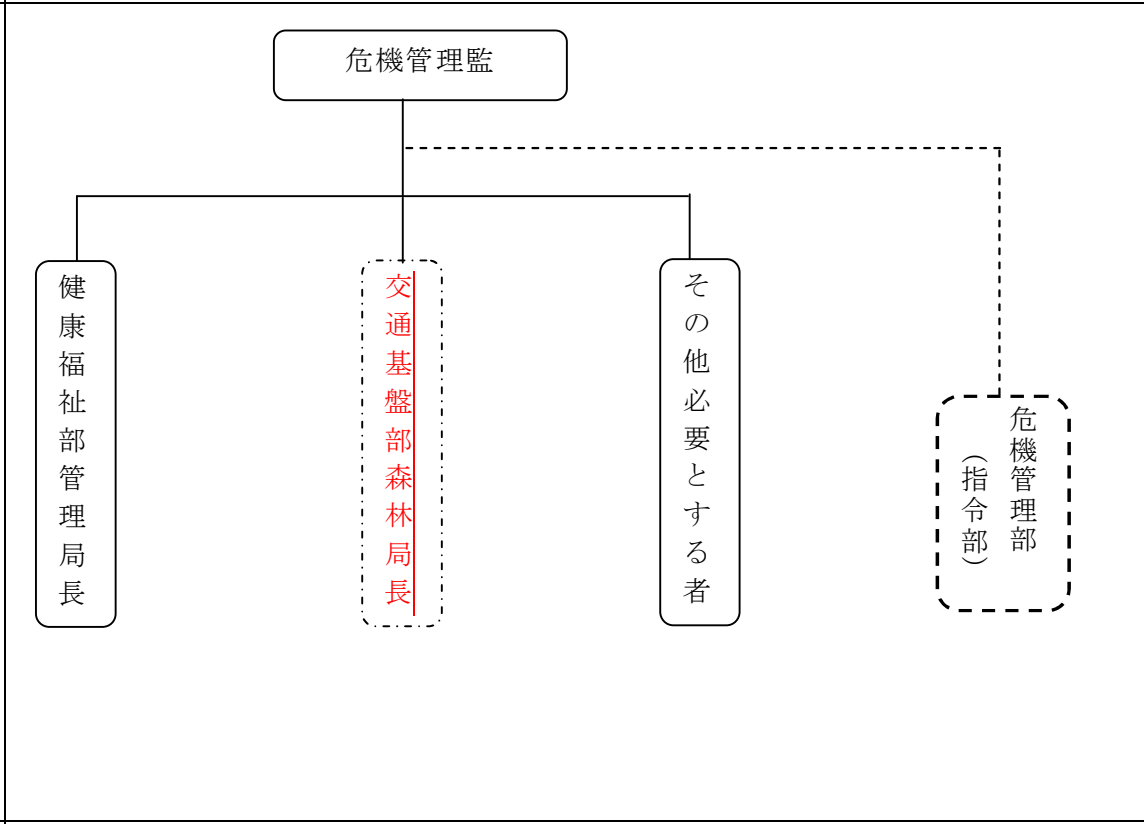
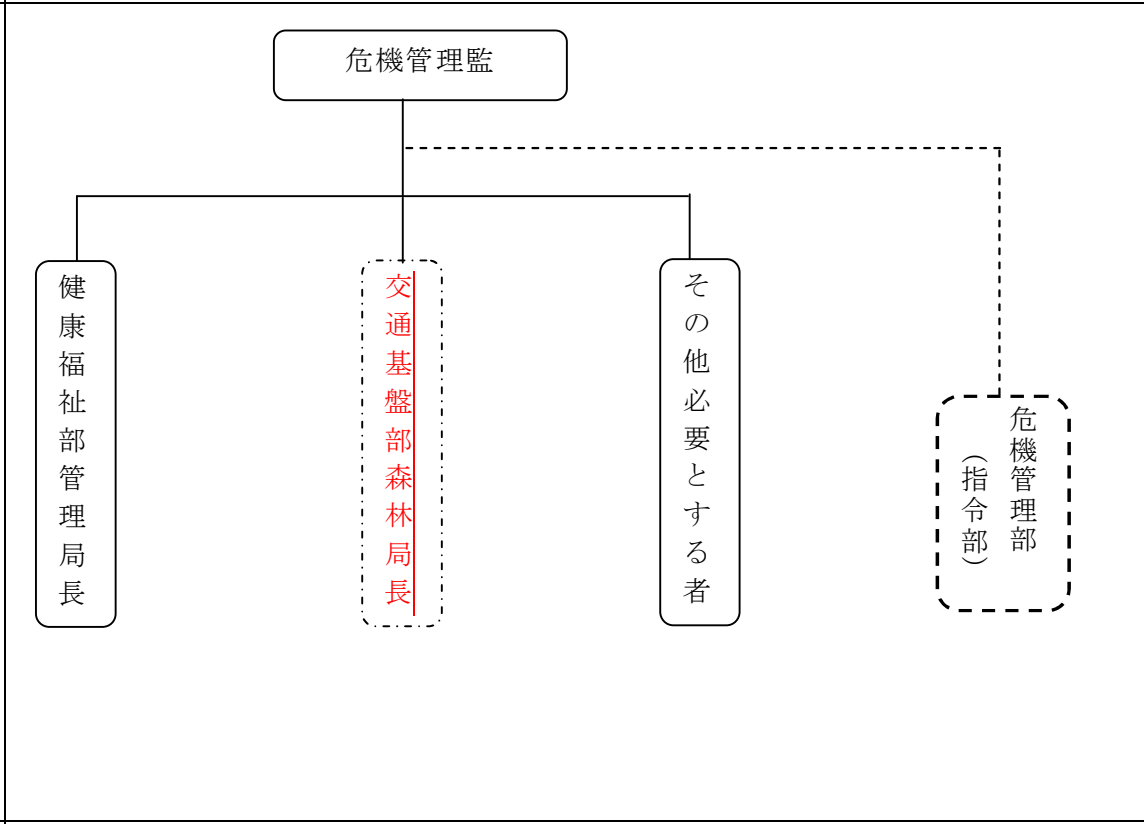
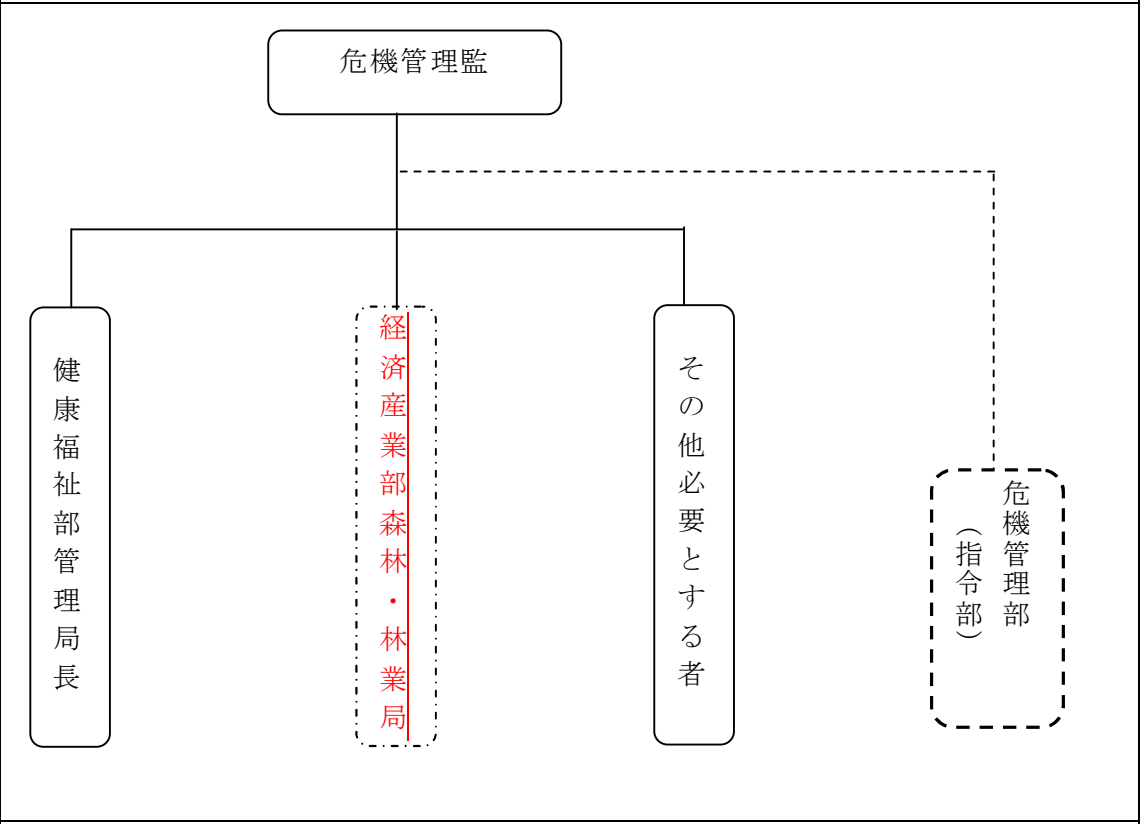
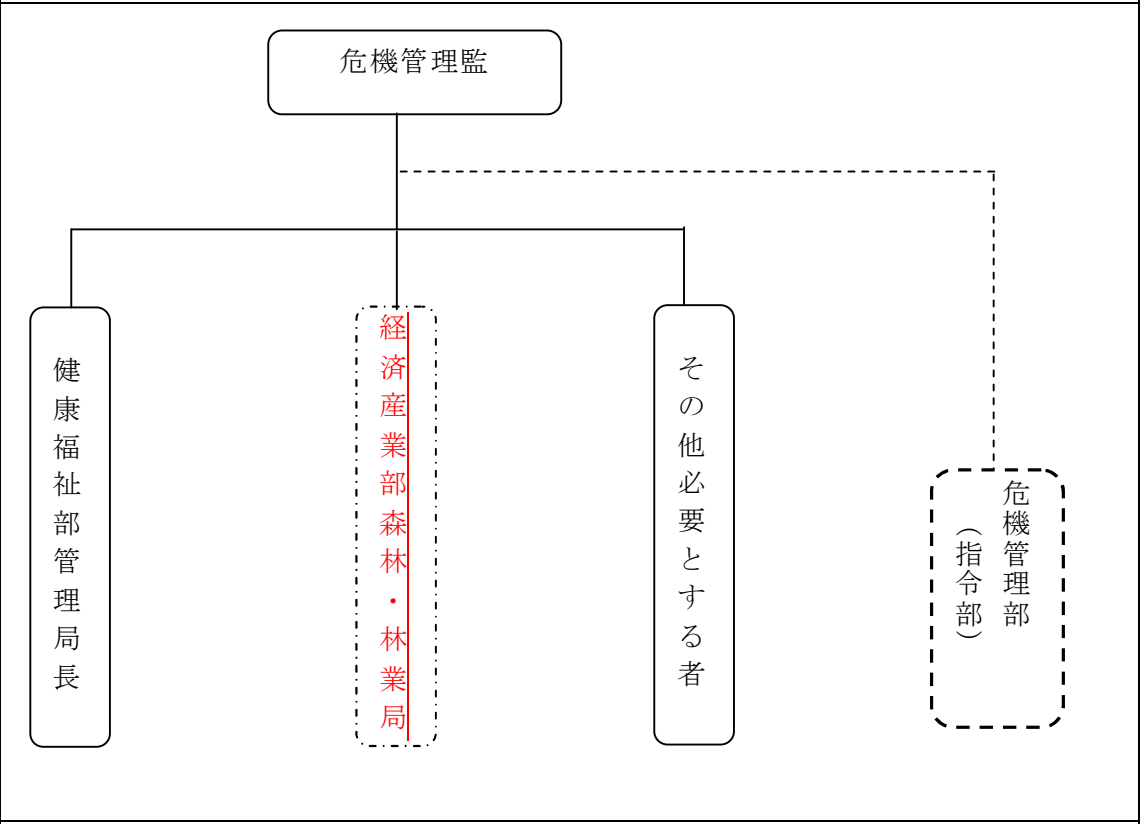
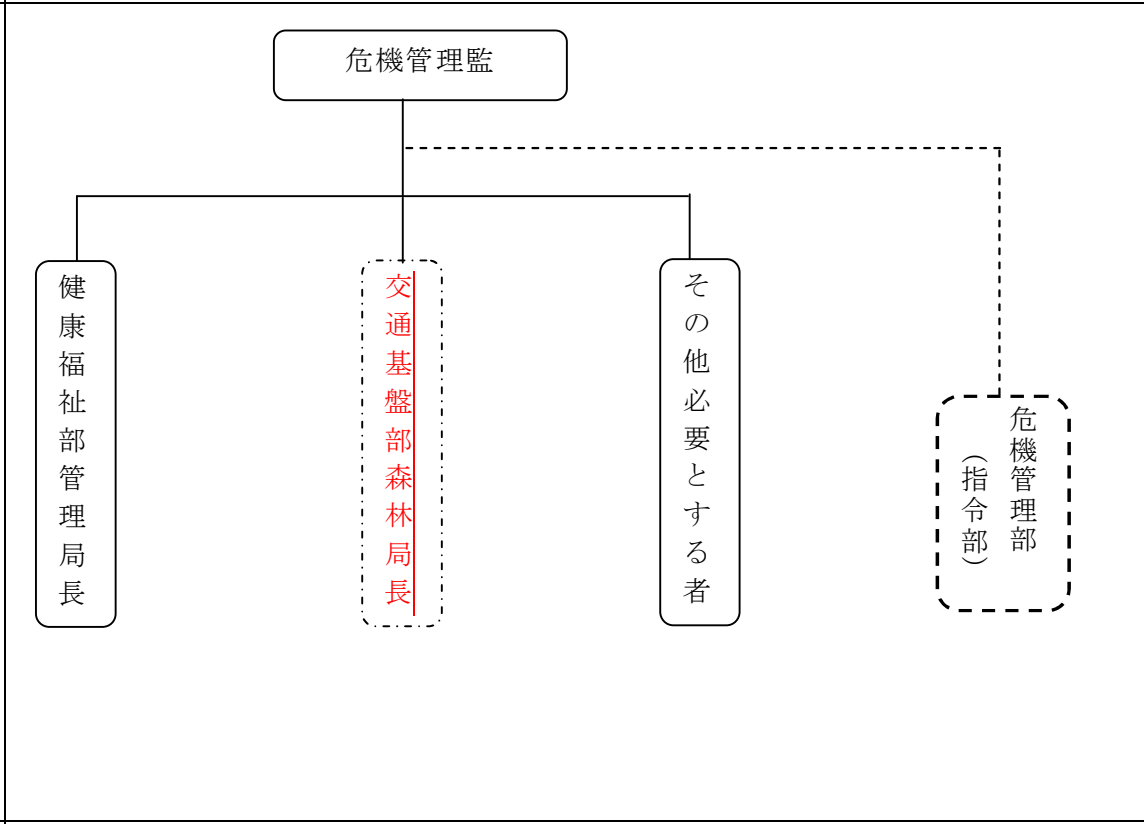
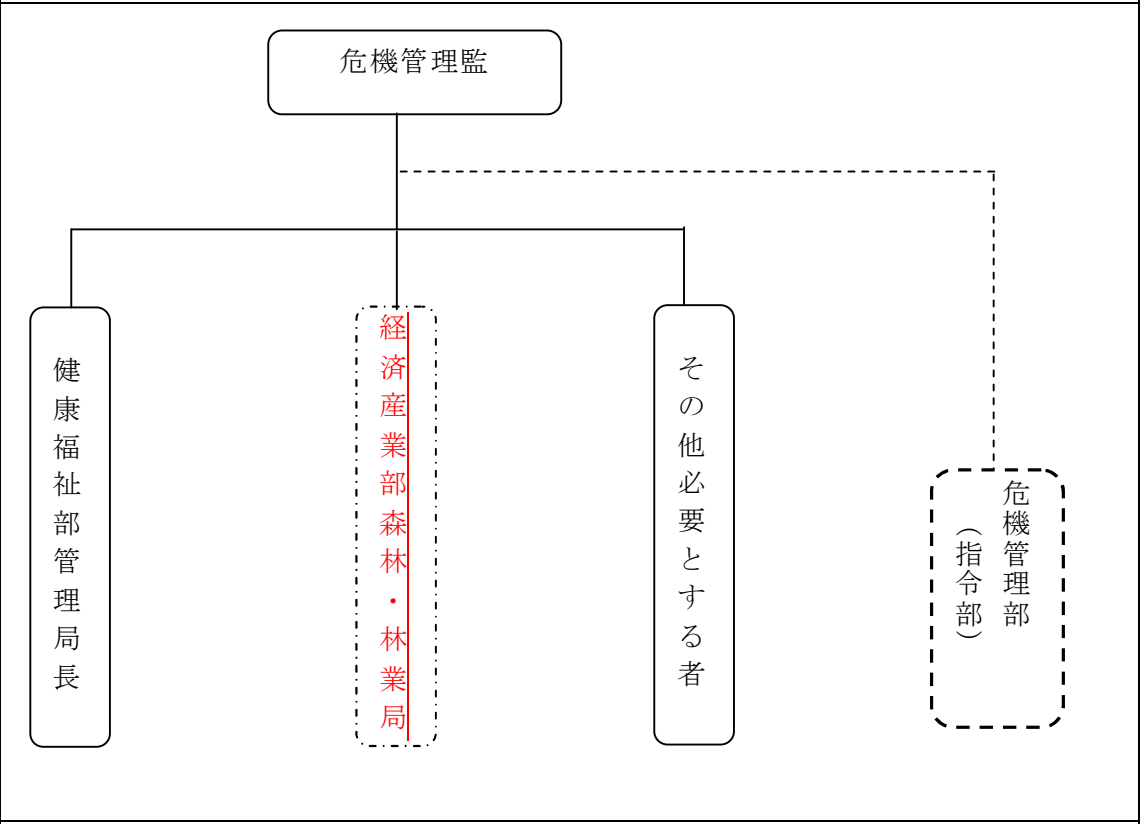
静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧				新							
火山-50	<p>配備体制</p> <p>【情報収集体制】</p> <p>・「<u>噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））</u>」で、<u>協議会が「噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））をとったとき</u></p> <p>・「<u>火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制））</u>」<u>（引き下げ時）</u></p> <p>・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p> <p><u>（追加）</u></p>		<p>配備内容</p> <p>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</p>		<p>配備部局等</p> <p>本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会<u>教育総務課、学校教育課</u></p> <p>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</p>		<p>配備体制</p> <p>【情報収集体制】</p> <p><u>協議会が譲歩収集体制を取ったとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</u></p>		<p>配備内容</p> <p>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</p>		<p>配備部局等</p> <p>本庁 文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会<u>健康体育課</u></p> <p>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</p>	
	<p>【警戒本部設置体制】</p> <p>・「<u>火口周辺警報（レベル3（入山規制））</u>」</p> <p>・「<u>噴火警報（レベル4（避難準備））</u>」</p> <p>・「<u>噴火警報（レベル5（避難））</u>」</p> <p>・危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p>		<p>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</p>		<p>本庁 <u>企画広報部広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会<u>教育総務課、学校教育課</u></p> <p>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</p>		<p>【警戒本部設置体制】</p> <p>火口周辺警報（レベル3（入山規制））、<u>噴火警報（レベル4（避難準備））</u>、<u>噴火警報（レベル5（避難））</u>、<u>噴火速報が発表されたとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</u></p>		<p>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</p>		<p>本庁 <u>知事公室広聴広報課</u>、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会<u>健康体育課、その他危機管理監が必要と認める者</u></p> <p>出先 健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（沼津、富士、熱海に限る。）、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局</p>	
	(略)				(略)							
	図 13 県対策会議構成図（抄）				図 13 県対策会議構成図（抄）							
火山-51	<p>地域外交局長</p> <p><u>企画広報部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>教育次長</u></p> <p>教育委員会</p>				<p>地域外交局長</p> <p>(略)</p> <p><u>理事兼教育総務課長</u></p> <p>教育委員会</p>							
	(略)				(略)							

静岡県地域防災計画（火山対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新
	第4節～第10節 (略)	第4節～第10節 (略)

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																
大火災-8	<p>I 大火災対策計画 第1章 総則 第1～3節 (略)</p> <p>第2章 火災予防計画 第1～4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1～2節 (略) 第3節 県の対応 (略)</p>	<p>I 大火災対策計画 第1章 総則 第1～3節 (略)</p> <p>第2章 火災予防計画 第1～4節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第1～2節 (略) 第3節 県の対応 (略)</p>																
大火災-10	<p>1 大規模火災災害応急体制</p> <table border="1" data-bbox="350 842 1546 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 842 477 888">区分</th> <th data-bbox="477 842 1546 888">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 888 477 968">(略)</td> <td data-bbox="477 888 1546 968">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 968 477 1738">組 織</td> <td data-bbox="477 968 1546 1738">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1738 477 1816">(略)</td> <td data-bbox="477 1738 1546 1816">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容	(略)	(略)	組 織		(略)	(略)	<p>1 大規模火災災害応急体制</p> <table border="1" data-bbox="1608 842 2804 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="1608 842 1736 888">区分</th> <th data-bbox="1736 842 2804 888">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1608 888 1736 968">(略)</td> <td data-bbox="1736 888 2804 968">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 968 1736 1738">組 織</td> <td data-bbox="1736 968 2804 1738">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1738 1736 1816">(略)</td> <td data-bbox="1736 1738 2804 1816">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容	(略)	(略)	組 織		(略)	(略)
区分	内 容																	
(略)	(略)																	
組 織																		
(略)	(略)																	
区分	内 容																	
(略)	(略)																	
組 織																		
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																		
大火災 -11	<p><県対策会議図>（抄）</p> <table border="1"> <tr> <td>地域 外交 局長</td> <td>企 画 広 報 部</td> <td>（略）</td> <td>管 理 局 長</td> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>（追 加）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 （略）</p> <p>II 大爆発対策計画 第1章 総則 第1～2節 （略） 第3節 予想される災害と地域 （略）</p> <p>○ 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。</p> <p>県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製造所</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2,499</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,642</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,799</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10,287</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>2,243</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,287</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,582</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>15,088</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業者数</td> <td>6,883</td> </tr> </tbody> </table>	地域 外交 局長	企 画 広 報 部	（略）	管 理 局 長	健 康 福 祉 部	（追 加）	（略）	区分		県計	製造所		219	貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,499	屋外タンク "	2,642	屋内タンク "	550	地下タンク "	2,320	簡易タンク "	50	移動タンク "	1,799	屋 外 "	427	小 計	10,287	取扱所	給油 取扱所	2,243	第1種販売 "	37	第1種販売 "	5	移 送 "	10	一 般 "	2,287	小 計	4,582	合 計		15,088	事業者数		6,883	<p><県対策会議図>（抄）</p> <table border="1"> <tr> <td>地域 外交 局長</td> <td>（略）</td> <td>管 理 局 長</td> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>管 理 局 長</td> <td>経 済 産 業 部</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 （略）</p> <p>II 大爆発対策計画 第1章 総則 第1～2節 （略） 第3節 予想される災害と地域 （略）</p> <p>○ 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津漁港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。</p> <p>県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製造所</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内 貯蔵所</td> <td>2,474</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,582</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,266</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>10,091</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取扱所</td> <td>給油 取扱所</td> <td>2,201</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,244</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,496</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>14,803</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業所数</td> <td>6,736</td> </tr> </tbody> </table>	地域 外交 局長	（略）	管 理 局 長	健 康 福 祉 部	管 理 局 長	経 済 産 業 部	（略）	区分		県計	製造所		216	貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,474	屋外タンク "	2,582	屋内タンク "	532	地下タンク "	2,266	簡易タンク "	49	移動タンク "	1,770	屋 外 "	418	小 計	10,091	取扱所	給油 取扱所	2,201	第1種販売 "	36	第1種販売 "	5	移 送 "	10	一 般 "	2,244	小 計	4,496	合 計		14,803	事業所数		6,736
地域 外交 局長	企 画 広 報 部	（略）	管 理 局 長	健 康 福 祉 部	（追 加）	（略）																																																																																														
区分		県計																																																																																																		
製造所		219																																																																																																		
貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,499																																																																																																		
	屋外タンク "	2,642																																																																																																		
	屋内タンク "	550																																																																																																		
	地下タンク "	2,320																																																																																																		
	簡易タンク "	50																																																																																																		
	移動タンク "	1,799																																																																																																		
	屋 外 "	427																																																																																																		
	小 計	10,287																																																																																																		
取扱所	給油 取扱所	2,243																																																																																																		
	第1種販売 "	37																																																																																																		
	第1種販売 "	5																																																																																																		
	移 送 "	10																																																																																																		
	一 般 "	2,287																																																																																																		
	小 計	4,582																																																																																																		
合 計		15,088																																																																																																		
事業者数		6,883																																																																																																		
地域 外交 局長	（略）	管 理 局 長	健 康 福 祉 部	管 理 局 長	経 済 産 業 部	（略）																																																																																														
区分		県計																																																																																																		
製造所		216																																																																																																		
貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,474																																																																																																		
	屋外タンク "	2,582																																																																																																		
	屋内タンク "	532																																																																																																		
	地下タンク "	2,266																																																																																																		
	簡易タンク "	49																																																																																																		
	移動タンク "	1,770																																																																																																		
	屋 外 "	418																																																																																																		
	小 計	10,091																																																																																																		
取扱所	給油 取扱所	2,201																																																																																																		
	第1種販売 "	36																																																																																																		
	第1種販売 "	5																																																																																																		
	移 送 "	10																																																																																																		
	一 般 "	2,244																																																																																																		
	小 計	4,496																																																																																																		
合 計		14,803																																																																																																		
事業所数		6,736																																																																																																		
大火災 -16																																																																																																				

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大火災 -17	<p>県内火薬類製造施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)白井煙火 仮宿工場</td> <td>打上煙火</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	事業所名	製造する火薬類	(略)	(略)	(略)	藤枝市	(株)白井煙火 仮宿工場	打上煙火	(略)	(略)	(略)	<p>県内火薬類製造施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	事業所名	製造する火薬類	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	市町名	事業所名	製造する火薬類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
藤枝市	(株)白井煙火 仮宿工場	打上煙火																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
市町名	事業所名	製造する火薬類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>高圧ガス製造事業所（第1種）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">冷凍 アンモニア</th> <th rowspan="2">液化石油 ガスLPG</th> <th colspan="5">一般高圧ガス</th> </tr> <tr> <th>酸素</th> <th>水素</th> <th>アンモニア</th> <th>塩素</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下田市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊東市</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>熱海市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>三島市</td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>沼津市</td><td></td><td>12</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>裾野市</td><td></td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス1、メタン1</td></tr> <tr><td>御殿場市</td><td></td><td>12</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>富士市</td><td></td><td>12</td><td>15</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>富士宮市</td><td>1</td><td>8</td><td>7</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス5</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>6</td><td>26</td><td>23</td><td>11</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1</td></tr> <tr><td>焼津市</td><td>9</td><td>11</td><td>4</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>藤枝市</td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>島田市</td><td></td><td>9</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>掛川市</td><td></td><td>16</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td><td>天然ガス2</td></tr> <tr><td>袋井市</td><td>2</td><td>9</td><td>6</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1</td></tr> <tr><td>磐田市</td><td>1</td><td>10</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>塩化ビニル1、天然ガス8</td></tr> <tr><td>浜松市</td><td></td><td>28</td><td>26</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td>アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1</td></tr> <tr><td>湖西市</td><td></td><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊豆市</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>御前崎市</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>トリメチルアミン1</td></tr> <tr><td>伊豆の国市</td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>菊川市</td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>牧之原市</td><td></td><td>7</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>賀茂郡</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田方郡</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>駿東郡</td><td></td><td>10</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス2</td></tr> <tr><td>榛原郡</td><td></td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>周智郡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>19</td><td>224</td><td>125</td><td>50</td><td>10</td><td>6</td><td>2</td><td>57</td></tr> </tbody> </table>	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					酸素	水素	アンモニア	塩素	その他	下田市		3	1	1					伊東市		4							熱海市		3	1	1					三島市		4	1	1					沼津市		12	2	1				天然ガス1	裾野市		5	4	1	1			天然ガス1、メタン1	御殿場市		12	3	2				天然ガス1	富士市		12	15	7	2	2	1	天然ガス3	富士宮市	1	8	7	2				天然ガス5	静岡市	6	26	23	11	1		1	エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1	焼津市	9	11	4	1				天然ガス3	藤枝市		5							島田市		9	3					天然ガス3	掛川市		16	6	2	2			天然ガス2	袋井市	2	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8	浜松市		28	26	14	2	2		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1	湖西市		7	1	1					伊豆市		1							御前崎市		2	1					トリメチルアミン1	伊豆の国市		6							菊川市		3							牧之原市		7	1					天然ガス1	賀茂郡		4							田方郡		2							駿東郡		10	3	1				天然ガス2	榛原郡		5	3	2				天然ガス1	周智郡									計	19	224	125	50	10	6	2	57	<p>高圧ガス製造事業所（第1種）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">冷凍 アンモニア</th> <th rowspan="2">液化石油 ガスLPG</th> <th colspan="5">一般高圧ガス</th> </tr> <tr> <th>酸素</th> <th>水素</th> <th>アンモニア</th> <th>塩素</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下田市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊東市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>熱海市</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>三島市</td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>沼津市</td><td>1</td><td>12</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>裾野市</td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>天然ガス1、メタン1</td></tr> <tr><td>御殿場市</td><td></td><td>12</td><td>4</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>富士市</td><td></td><td>13</td><td>15</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>富士宮市</td><td>1</td><td>6</td><td>8</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス6</td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>9</td><td>25</td><td>23</td><td>11</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1</td></tr> <tr><td>焼津市</td><td>11</td><td>11</td><td>4</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>藤枝市</td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>島田市</td><td>3</td><td>9</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス3</td></tr> <tr><td>掛川市</td><td></td><td>16</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td><td>天然ガス2、トリメチルアミン1</td></tr> <tr><td>袋井市</td><td>2</td><td>9</td><td>6</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1</td></tr> <tr><td>磐田市</td><td>1</td><td>10</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>塩化ビニル1、天然ガス8</td></tr> <tr><td>浜松市</td><td></td><td>28</td><td>26</td><td>14</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td>アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1</td></tr> <tr><td>湖西市</td><td></td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>伊豆市</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>御前崎市</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>トリメチルアミン1</td></tr> <tr><td>伊豆の国市</td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>菊川市</td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>牧之原市</td><td></td><td>7</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>賀茂郡</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田方郡</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>駿東郡</td><td></td><td>10</td><td>4</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス2</td></tr> <tr><td>榛原郡</td><td></td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>天然ガス1</td></tr> <tr><td>周智郡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>28</td><td>219</td><td>131</td><td>53</td><td>11</td><td>6</td><td>2</td><td>59</td></tr> </tbody> </table>	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					酸素	水素	アンモニア	塩素	その他	下田市		3	1	1					伊東市		3	1	1					熱海市		3	1	1					三島市		4	1	1					沼津市	1	12	2	1				天然ガス1	裾野市		4	4	1	1			天然ガス1、メタン1	御殿場市		12	4	3				天然ガス1	富士市		13	15	7	2	2	1	天然ガス3	富士宮市	1	6	8	2				天然ガス6	静岡市	9	25	23	11	1		1	エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1	焼津市	11	11	4	1				天然ガス3	藤枝市		5							島田市	3	9	3					天然ガス3	掛川市		16	7	2	2			天然ガス2、トリメチルアミン1	袋井市	2	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8	浜松市		28	26	14	2	2		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1	湖西市		6	2	1	1				伊豆市		1							御前崎市		2	1					トリメチルアミン1	伊豆の国市		6							菊川市		3							牧之原市		7	1					天然ガス1	賀茂郡		4							田方郡		2							駿東郡		10	4	2				天然ガス2	榛原郡		5	3	2				天然ガス1	周智郡									計	28	219	131	53	11	6	2	59
区分	冷凍 アンモニア				液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		酸素	水素	アンモニア		塩素	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
下田市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
伊東市		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
熱海市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
三島市		4	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
沼津市		12	2	1				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
裾野市		5	4	1	1			天然ガス1、メタン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
御殿場市		12	3	2				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
富士市		12	15	7	2	2	1	天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
富士宮市	1	8	7	2				天然ガス5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
静岡市	6	26	23	11	1		1	エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
焼津市	9	11	4	1				天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
藤枝市		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
島田市		9	3					天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
掛川市		16	6	2	2			天然ガス2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
袋井市	2	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
浜松市		28	26	14	2	2		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
湖西市		7	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
伊豆市		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御前崎市		2	1					トリメチルアミン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
伊豆の国市		6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
菊川市		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
牧之原市		7	1					天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
賀茂郡		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
田方郡		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
駿東郡		10	3	1				天然ガス2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
榛原郡		5	3	2				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
周智郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	19	224	125	50	10	6	2	57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			酸素	水素	アンモニア	塩素	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
下田市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
伊東市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
熱海市		3	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
三島市		4	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
沼津市	1	12	2	1				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
裾野市		4	4	1	1			天然ガス1、メタン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
御殿場市		12	4	3				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
富士市		13	15	7	2	2	1	天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
富士宮市	1	6	8	2				天然ガス6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
静岡市	9	25	23	11	1		1	エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
焼津市	11	11	4	1				天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
藤枝市		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
島田市	3	9	3					天然ガス3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
掛川市		16	7	2	2			天然ガス2、トリメチルアミン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
袋井市	2	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
浜松市		28	26	14	2	2		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
湖西市		6	2	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
伊豆市		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御前崎市		2	1					トリメチルアミン1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
伊豆の国市		6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
菊川市		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
牧之原市		7	1					天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
賀茂郡		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
田方郡		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
駿東郡		10	4	2				天然ガス2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
榛原郡		5	3	2				天然ガス1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
周智郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	28	219	131	53	11	6	2	59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
大火災 -20	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 ガス災害予防計画 (略)</p> <table border="1" data-bbox="320 407 1546 596"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>ライフライン連絡協議会</u>による連携強化</td> <td>県が開催する<u>ライフライン協議会</u>等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 県の対応 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (略)</p> <p>(2) 対策会議 <県対策会議図> (抄)</p>	区分	内容	(略)	(略)	<u>ライフライン連絡協議会</u> による連携強化	県が開催する <u>ライフライン協議会</u> 等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 ガス災害予防計画 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1576 407 2801 596"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>ライフライン防災連絡会</u>による連携強化</td> <td>県が開催する<u>ライフライン防災連絡会</u>等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 県の対応 (略)</p> <p>2 災害対策本部 (略)</p> <p>(2) 対策会議 <県対策会議図> 中</p>	区分	内容	(略)	(略)	<u>ライフライン防災連絡会</u> による連携強化	県が開催する <u>ライフライン防災連絡会</u> 等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。
区分	内容													
(略)	(略)													
<u>ライフライン連絡協議会</u> による連携強化	県が開催する <u>ライフライン協議会</u> 等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。													
区分	内容													
(略)	(略)													
<u>ライフライン防災連絡会</u> による連携強化	県が開催する <u>ライフライン防災連絡会</u> 等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。													
大火災 -25	<table border="1" data-bbox="320 1163 439 1419"> <tr> <td>地域 外 交 局 長</td> <td>企 画 広 報 部</td> </tr> </table> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	地域 外 交 局 長	企 画 広 報 部	<table border="1" data-bbox="1576 1163 1694 1432"> <tr> <td>地域 外 交 局 長</td> </tr> </table> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p>	地域 外 交 局 長									
地域 外 交 局 長	企 画 広 報 部													
地域 外 交 局 長														

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																																												
大事故-5	<p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 第1～2節 (略) 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td><u>2</u></td> <td>351.8</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td><u>1,258.7</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>307</td> <td><u>3,229.1</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td><u>108,023</u></td> <td><u>32,083.3</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>108,350</u></td> <td><u>36,922.9</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略) 第2節 応急体制 (略) (3) 現地災害対策本部 現地災害対策本部は、次の事項を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任務</td> <td>(略) キ 遺体<u>処理</u>に関する調整 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災関係機関 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略) ウ 遺体の<u>処理</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	<u>2</u>	351.8	一般国道	18	<u>1,258.7</u>	県道	307	<u>3,229.1</u>	市町道	<u>108,023</u>	<u>32,083.3</u>	合計	<u>108,350</u>	<u>36,922.9</u>	区分	内容	任務	(略) キ 遺体 <u>処理</u> に関する調整 (略)	実施主体	内容	(略)	(略)	市町	(略) ウ 遺体の <u>処理</u> (略)	(略)	(略)	<p>I 道路事故対策計画 第1章 総則 第1～2節 (略) 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td><u>3</u></td> <td>351.8</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td><u>1,230.1</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>307</td> <td><u>3,264.4</u></td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td><u>108,259</u></td> <td><u>32,131.7</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>108,584</u></td> <td><u>36,626.2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略) 第2節 応急体制 (略) (3) 現地災害対策本部 現地災害対策本部は、次の事項を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任務</td> <td>(略) キ 遺体<u>措置</u>に関する調整 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災関係機関 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>(略) ウ 遺体の<u>措置</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	<u>3</u>	351.8	一般国道	18	<u>1,230.1</u>	県道	307	<u>3,264.4</u>	市町道	<u>108,259</u>	<u>32,131.7</u>	合計	<u>108,584</u>	<u>36,626.2</u>	区分	内容	任務	(略) キ 遺体 <u>措置</u> に関する調整 (略)	実施主体	内容	(略)	(略)	市町	(略) ウ 遺体の <u>措置</u> (略)	(略)	(略)
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																																												
高速自動車国道	<u>2</u>	351.8																																																												
一般国道	18	<u>1,258.7</u>																																																												
県道	307	<u>3,229.1</u>																																																												
市町道	<u>108,023</u>	<u>32,083.3</u>																																																												
合計	<u>108,350</u>	<u>36,922.9</u>																																																												
区分	内容																																																													
任務	(略) キ 遺体 <u>処理</u> に関する調整 (略)																																																													
実施主体	内容																																																													
(略)	(略)																																																													
市町	(略) ウ 遺体の <u>処理</u> (略)																																																													
(略)	(略)																																																													
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																																												
高速自動車国道	<u>3</u>	351.8																																																												
一般国道	18	<u>1,230.1</u>																																																												
県道	307	<u>3,264.4</u>																																																												
市町道	<u>108,259</u>	<u>32,131.7</u>																																																												
合計	<u>108,584</u>	<u>36,626.2</u>																																																												
区分	内容																																																													
任務	(略) キ 遺体 <u>措置</u> に関する調整 (略)																																																													
実施主体	内容																																																													
(略)	(略)																																																													
市町	(略) ウ 遺体の <u>措置</u> (略)																																																													
(略)	(略)																																																													
大事故-13	<p>(略) 第3節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)</p>	<p>(略) 第3節 (略) 第4章 災害復旧計画 (略)</p>																																																												

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新						
大事故-22	<p>II 船舶事故計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略) 第2節 応急対策 1 応急対策の流れ (略) 表中「<u>日本赤十字社県支部</u>」 (略)</p>	<p>II 船舶事故計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略) 第2節 応急対策 1 応急対策の流れ (略) 表中「<u>日本赤十字社静岡県支部</u>」</p>						
大事故-24	<p><県対策会議図> (抄)</p> <table border="1" data-bbox="320 840 593 1039"> <tr> <td style="text-align: center;">(追加)</td> <td style="text-align: center;">経営 管理部</td> <td style="text-align: center;">企画 広報部</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(追加)	経営 管理部	企画 広報部	<p><県対策会議図></p> <table border="1" data-bbox="1573 808 1846 1039"> <tr> <td style="text-align: center;">知事 直轄 組織</td> <td style="text-align: center;">経営 管理部</td> <td style="text-align: center;">政策 企画部</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	知事 直轄 組織	経営 管理部	政策 企画部
(追加)	経営 管理部	企画 広報部						
知事 直轄 組織	経営 管理部	政策 企画部						
大事故-37	<p>III 沿岸排出油事故等対策計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略) 第2節 応急対策 (略) 2 県の体制 (略) <県対策会議図></p> <table border="1" data-bbox="320 1711 593 1911"> <tr> <td style="text-align: center;">(追加)</td> <td style="text-align: center;">経営 管理部</td> <td style="text-align: center;">企画 広報部</td> </tr> </table>	(追加)	経営 管理部	企画 広報部	<p>III 沿岸排出油事故等対策計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略) 第2節 応急対策 (略) 2 県の体制 (略) <県対策会議図></p> <table border="1" data-bbox="1573 1711 1846 1932"> <tr> <td style="text-align: center;">知事 直轄 組織</td> <td style="text-align: center;">経営 管理部</td> <td style="text-align: center;">政策 企画部</td> </tr> </table>	知事 直轄 組織	経営 管理部	政策 企画部
(追加)	経営 管理部	企画 広報部						
知事 直轄 組織	経営 管理部	政策 企画部						

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新																																										
大事故-46	<p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p> <p>IV 鉄道事故対策計画 第1章 総則 第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される事故と地域 1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）</p> <table border="1" data-bbox="338 684 1531 1541"> <thead> <tr> <th>事故の形態</th> <th>内 容</th> <th>発 生 要 因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>列車事故</td> <td>列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ・地震により列車が持ち上げられて脱線 ・局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ・線路上の置き石により脱線 ・電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼 </td> </tr> <tr> <td>踏切傷害事故</td> <td>踏切道において列車または車両が通行人や通行車両などと衝突・接触した<u>もの</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等が踏切内で立ち往生して列車と衝突 ・自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突 </td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>鉄道人身事故</td> <td>列車又は車両の運転により人が死傷した<u>もの</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームにおいて進入する列車に乗客が接触 ・プラットフォームから線路に乗客が転落して列車と衝突 </td> </tr> <tr> <td>鉄道物損事故</td> <td>列車又は車両の運転により500万円以上の物損が生じた<u>もの</u></td> <td><u>二</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 静岡県内の鉄道事業者及び運航路線 表中「<u>岳南鉄道</u>」</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 情報連絡体制の整備</p>	事故の形態	内 容	発 生 要 因	列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故	<ul style="list-style-type: none"> ・信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ・地震により列車が持ち上げられて脱線 ・局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ・線路上の置き石により脱線 ・電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼 	踏切 傷害 事故	踏切道において列車または車両が通行人や通行車両などと衝突・接触した <u>もの</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等が踏切内で立ち往生して列車と衝突 ・自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突 	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	鉄道人身事故	列車又は車両の運転により人が死傷した <u>もの</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームにおいて進入する列車に乗客が接触 ・プラットフォームから線路に乗客が転落して列車と衝突 	鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損が生じた <u>もの</u>	<u>二</u>	<p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p> <p>IV 鉄道事故対策計画 第1章 総則 第1節 (略)</p> <p>第2節 予想される事故と地域 1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）</p> <table border="1" data-bbox="1590 684 2783 1541"> <thead> <tr> <th>事故の形態</th> <th>内 容</th> <th><u>(削除)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>列車衝突事故</td> <td>列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故</td> <td></td> </tr> <tr> <td>列車脱線事故</td> <td>列車が脱線した事故</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>列車火災事故</td> <td>列車に火災が生じた事故</td> <td></td> </tr> <tr> <td>踏切障害事故</td> <td>踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>道路障害事故</td> <td>踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道人身障害事故</td> <td>列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>鉄道物損事故</td> <td>列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 静岡県内の鉄道事業者及び運航路線 表中「<u>岳南電車</u>」</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 情報連絡体制の整備</p>	事故の形態	内 容	<u>(削除)</u>	列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故		列車脱線事故	列車が脱線した事故	<u>(削除)</u>	列車火災事故	列車に火災が生じた事故		踏切 障害 事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故	<u>(削除)</u>	道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故		鉄道人身 障害 事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）	<u>(削除)</u>	鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）	<u>(削除)</u>
	事故の形態	内 容	発 生 要 因																																									
列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故	<ul style="list-style-type: none"> ・信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ・地震により列車が持ち上げられて脱線 ・局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ・線路上の置き石により脱線 ・電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼 																																										
踏切 傷害 事故	踏切道において列車または車両が通行人や通行車両などと衝突・接触した <u>もの</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等が踏切内で立ち往生して列車と衝突 ・自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突 																																										
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																										
鉄道人身事故	列車又は車両の運転により人が死傷した <u>もの</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームにおいて進入する列車に乗客が接触 ・プラットフォームから線路に乗客が転落して列車と衝突 																																										
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損が生じた <u>もの</u>	<u>二</u>																																										
事故の形態	内 容	<u>(削除)</u>																																										
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故																																											
列車脱線事故	列車が脱線した事故	<u>(削除)</u>																																										
列車火災事故	列車に火災が生じた事故																																											
踏切 障害 事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故	<u>(削除)</u>																																										
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故																																											
鉄道人身 障害 事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）	<u>(削除)</u>																																										
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）	<u>(削除)</u>																																										

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表（案）

ページ	旧	新												
大事故-50	<p>(略)</p> <p>第2節 応急対策</p> <p>1 県の体制</p> <p>(略)</p> <p><県対策会議図> (抄)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(追加)</td> <td style="text-align: center;">経営 管理部</td> <td style="text-align: center;">企画 広報 部</td> </tr> </table>	(追加)	経営 管理部	企画 広報 部	<p>(略)</p> <p>第2節 応急対策</p> <p>1 県の体制</p> <p>(略)</p> <p><県対策会議図> (抄)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">知事 直轄 組織</td> <td style="text-align: center;">経営 管理部</td> <td style="text-align: center;">政策 企画 部</td> </tr> </table>	知事 直轄 組織	経営 管理部	政策 企画 部						
(追加)	経営 管理部	企画 広報 部												
知事 直轄 組織	経営 管理部	政策 企画 部												
大事故-51	<p>2 関係機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体<u>処理</u>に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	関係団体	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体 <u>処理</u> に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置	<p>2 関係機関等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体<u>措置</u>に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	(略)	(略)	関係団体	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体 <u>措置</u> に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
実施主体	内容													
(略)	(略)													
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体 <u>処理</u> に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置													
実施主体	内容													
(略)	(略)													
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体 <u>措置</u> に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置													
大事故-58	<p>V 航空機事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p> <p>図中「所管<u>地域危機管理局</u>」</p> <p>(略)</p>	<p>V 航空機事故対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p> <p>図中「所管<u>危機管理局等</u>」</p> <p>(略)</p>												
大事故-60	<p>第2節 応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県の体制</p> <p><県対策会議図>中 「<u>企画広報部</u>地域外交局長」</p>	<p>第2節 応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 県の体制</p> <p><県対策会議図>中 「<u>地域外交局長</u>」</p>												

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																												
目次	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>図表</p> <p>別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略）</p> <p>別表（3-8-4）三次被ばく医療機関 （新規）</p> <p>別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成27年4月22日全部改正）を遵守するものとする。</p> <p>第5節～第7節（略）</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>図表</p> <p>別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略）</p> <p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター 別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日一部改正）を遵守するものとする。</p> <p>第5節～第7節（略）</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>																												
原子力-2	<p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成27年4月22日全部改正）を遵守するものとする。</p>	<p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日一部改正）を遵守するものとする。</p>																												
原子力-8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(公社)静岡県放射線技師会</td> <td>1 県が行う緊急被ばく医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる医療チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	株式会社N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	通信の確保	(略)	(略)	(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う 緊急被ばく 医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力	(略)	(略)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる 医療チームの派遣	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社</td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(公社)静岡県放射線技師会</td> <td>1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療に係る医療チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	株式会社N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保	(略)	(略)	(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う 原子力災害 医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力	(略)	(略)	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療に係る 医療チームの派遣
機 関 名	所 掌 事 務																													
(略)	(略)																													
株式会社N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	通信の確保																													
(略)	(略)																													
(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う 緊急被ばく 医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力																													
(略)	(略)																													
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる 医療チームの派遣																													
機 関 名	所 掌 事 務																													
(略)	(略)																													
株式会社N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保																													
(略)	(略)																													
(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う 原子力災害 医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力																													
(略)	(略)																													
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療に係る 医療チームの派遣																													

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新								
原子力-9	<p>4 消防機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 359 813 426">機関名</th> <th data-bbox="822 359 1540 426">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 447 813 856"> 御前崎市消防本部 牧之原市相良消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部 </td> <td data-bbox="822 447 1540 856"> 1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	御前崎市消防本部 牧之原市相良消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく 医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	<p>4 消防機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 359 2021 426">機関名</th> <th data-bbox="2030 359 2763 426">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 447 2021 856"> 御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 静岡市消防局 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 磐田市消防本部 </td> <td data-bbox="2030 447 2763 856"> 1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 静岡市消防局 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害 医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力
	機関名	所掌事務								
	御前崎市消防本部 牧之原市相良消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく 医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力								
	機関名	所掌事務								
御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 静岡市消防局 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 原子力災害 医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力									
<p>5 静岡県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 911 1243 953">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 959 1243 1856"> 1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 緊急被ばく医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去 </td> </tr> </tbody> </table>	所掌事務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく 医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 緊急被ばく 医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去	<p>5 静岡県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 911 2481 953">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 959 2481 1856"> 1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 原子力災害医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去 </td> </tr> </tbody> </table>	所掌事務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害 医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 原子力災害 医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去					
所掌事務										
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく 医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 緊急被ばく 医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去										
所掌事務										
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 原子力災害 医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難の支援 15 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施 16 原子力災害 医療措置 17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 18 汚染飲食物の摂取制限等 19 住民等からの問い合わせ対応 20 放射性汚染物質の除去										

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																																														
原子力-10	21 制限措置の解除 22 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請	21 制限措置の解除 22 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力 23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 24 国及び関係機関への支援の要請																																														
	6（略） 7 所在市（御前崎市）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）	6（略） 7 所在市（御前崎市）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）																																														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>2 通信連絡設備等の整備</td> </tr> <tr> <td>3 防災対策資機材の整備</td> </tr> <tr> <td>4 防災対策資料の整備</td> </tr> <tr> <td>5 避難所等の整備</td> </tr> <tr> <td>6 災害状況の把握及び伝達</td> </tr> <tr> <td>7 市町災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td>8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</td> </tr> <tr> <td>9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力</td> </tr> <tr> <td>10 避難の勧告、指示及び立入制限</td> </tr> <tr> <td>11 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>12 避難の実施</td> </tr> <tr> <td>13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力</td> </tr> <tr> <td>14 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力</td> </tr> <tr> <td>15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保</td> </tr> <tr> <td>16 汚染飲食物の摂取制限等</td> </tr> <tr> <td>17 住民等からの問い合わせ対応</td> </tr> <tr> <td>18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力</td> </tr> <tr> <td>19 制限措置の解除</td> </tr> <tr> <td>20 県が行う原子力防災対策に対する協力</td> </tr> <tr> <td>21 損害賠償請求等に必要な資料の整備</td> </tr> <tr> <td>22 県及び関係機関への支援の要請</td> </tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	2 通信連絡設備等の整備	3 防災対策資機材の整備	4 防災対策資料の整備	5 避難所等の整備	6 災害状況の把握及び伝達	7 市町災害対策本部の設置	8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣	9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力	10 避難の勧告、指示及び立入制限	11 避難誘導	12 避難の実施	13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力	14 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力	15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保	16 汚染飲食物の摂取制限等	17 住民等からの問い合わせ対応	18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力	19 制限措置の解除	20 県が行う原子力防災対策に対する協力	21 損害賠償請求等に必要な資料の整備	22 県及び関係機関への支援の要請	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>2 通信連絡設備等の整備</td> </tr> <tr> <td>3 防災対策資機材の整備</td> </tr> <tr> <td>4 防災対策資料の整備</td> </tr> <tr> <td>5 避難所等の整備</td> </tr> <tr> <td>6 災害状況の把握及び伝達</td> </tr> <tr> <td>7 市町災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td>8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</td> </tr> <tr> <td>9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力</td> </tr> <tr> <td>10 避難の勧告、指示及び立入制限</td> </tr> <tr> <td>11 避難誘導</td> </tr> <tr> <td>12 避難の実施</td> </tr> <tr> <td>13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力</td> </tr> <tr> <td>14 県が行う原子力災害医療措置に対する協力</td> </tr> <tr> <td>15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保</td> </tr> <tr> <td>16 汚染飲食物の摂取制限等</td> </tr> <tr> <td>17 住民等からの問い合わせ対応</td> </tr> <tr> <td>18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力</td> </tr> <tr> <td>19 制限措置の解除</td> </tr> <tr> <td>20 県が行う原子力防災対策に対する協力</td> </tr> <tr> <td>21 損害賠償請求等に必要な資料の整備</td> </tr> <tr> <td>22 県及び関係機関への支援の要請</td> </tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	2 通信連絡設備等の整備	3 防災対策資機材の整備	4 防災対策資料の整備	5 避難所等の整備	6 災害状況の把握及び伝達	7 市町災害対策本部の設置	8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣	9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力	10 避難の勧告、指示及び立入制限	11 避難誘導	12 避難の実施	13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力	14 県が行う原子力災害医療措置に対する協力	15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保	16 汚染飲食物の摂取制限等	17 住民等からの問い合わせ対応	18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力	19 制限措置の解除	20 県が行う原子力防災対策に対する協力	21 損害賠償請求等に必要な資料の整備	22 県及び関係機関への支援の要請
	所 掌 事 務																																															
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施																																																
2 通信連絡設備等の整備																																																
3 防災対策資機材の整備																																																
4 防災対策資料の整備																																																
5 避難所等の整備																																																
6 災害状況の把握及び伝達																																																
7 市町災害対策本部の設置																																																
8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣																																																
9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力																																																
10 避難の勧告、指示及び立入制限																																																
11 避難誘導																																																
12 避難の実施																																																
13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力																																																
14 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力																																																
15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保																																																
16 汚染飲食物の摂取制限等																																																
17 住民等からの問い合わせ対応																																																
18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力																																																
19 制限措置の解除																																																
20 県が行う原子力防災対策に対する協力																																																
21 損害賠償請求等に必要な資料の整備																																																
22 県及び関係機関への支援の要請																																																
所 掌 事 務																																																
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施																																																
2 通信連絡設備等の整備																																																
3 防災対策資機材の整備																																																
4 防災対策資料の整備																																																
5 避難所等の整備																																																
6 災害状況の把握及び伝達																																																
7 市町災害対策本部の設置																																																
8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣																																																
9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力																																																
10 避難の勧告、指示及び立入制限																																																
11 避難誘導																																																
12 避難の実施																																																
13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力																																																
14 県が行う原子力災害医療措置に対する協力																																																
15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保																																																
16 汚染飲食物の摂取制限等																																																
17 住民等からの問い合わせ対応																																																
18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力																																																
19 制限措置の解除																																																
20 県が行う原子力防災対策に対する協力																																																
21 損害賠償請求等に必要な資料の整備																																																
22 県及び関係機関への支援の要請																																																
8（略）	8（略）																																															

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-13	<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第4節（略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)・(2)（略） (3) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。 第6節（略） 第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略） 1～8（略）</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節～第4節（略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)・(2)（略） (3) 県は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。 第6節（略） 第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略） 1～8（略）</p>
原子力-19	<p>9 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>9 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p>
原子力-24	<p>10～17（略） 第8節 避難収容活動体制の整備 1（略） 2 避難所等の整備等 (1)～(4)（略） (5) 応急住宅の供給体制等の整備 県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、応急建設住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における利用可能な被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。 (6)～(9)（略） 3～9（略）</p>	<p>10～17（略） 第8節 避難収容活動体制の整備 1（略） 2 避難所等の整備等 (1)～(4)（略） (5) 応急住宅の供給体制等の整備 県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、応急建設住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。 (6)～(9)（略） 3～9（略）</p>
原子力-26	<p>第9節（略） 第10節 緊急輸送活動体制の整備 1 専門家の移送体制の整備 県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。 2（略）</p>	<p>第9節（略） 第10節 緊急輸送活動体制の整備 1 専門家の移送体制の整備 県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。 2（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-27	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>4～8（略）</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>4～8（略）</p>
原子力-31	<p>第12節～第14節（略）</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</p> <p>また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>① 原子力防災体制及び組織に関すること</p> <p>② 原子力施設の概要に関すること</p> <p>③ 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること</p> <p>⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること</p> <p>⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容</p> <p>⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩ その他緊急時対応に関すること</p>	<p>第12節～第14節（略）</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</p> <p>また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>⑤ 原子力防災体制及び組織に関すること</p> <p>⑥ 原子力施設の概要に関すること</p> <p>⑦ 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>⑧ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること</p> <p>⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること</p> <p>⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容</p> <p>⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩ その他緊急時対応に関すること</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-33	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ <u>緊急被ばく</u>医療訓練 ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑦ 周辺住民避難訓練 ⑧ 人命救助活動訓練 <p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>第17節～第19節（略）</p> <p>第20節 原子力に関する情報提供</p> <p>県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発<u>進</u>を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。</p> <p>また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。</p>	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ <u>原子力災害</u>医療訓練 ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑦ 周辺住民避難訓練 ⑨ 人命救助活動訓練 <p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>第17節～第19節（略）</p> <p>第20節 原子力に関する情報提供</p> <p>県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発<u>信</u>を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。</p> <p>また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。</p>
原子力-36	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力<u>規制委員会</u>は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、<u>J</u>-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>第3節（略）</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力<u>災害対策本部</u>は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、<u>N</u>-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>第3節（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																
原子力-43	<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (本文略)</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p> <p style="text-align: center;">表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="329 850 1525 1178"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑫（略）</td> <td rowspan="3">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑮～⑰（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3)（略）</p>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。	⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。	⑮～⑰（略）		<p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (本文略)</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p> <p style="text-align: center;">表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="1567 850 2763 1178"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑫（略）</td> <td rowspan="3">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑮～⑰（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3)（略）</p>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。	⑭ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。	⑮～⑰（略）	
警戒事態の基準	措置の概要																	
①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																	
⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。																		
⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。																		
⑮～⑰（略）																		
警戒事態の基準	措置の概要																	
①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																	
⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。																		
⑭ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。																		
⑮～⑰（略）																		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																		
原子力-48	<p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	<p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>																		
原子力-49	<p style="text-align: center;">表 O I L 1、2と防護措置</p> <table border="1" data-bbox="326 619 1528 1270"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。(追記)</p> <p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p>	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	<p style="text-align: center;">表 O I L 1、2と防護措置</p> <table border="1" data-bbox="1564 619 2766 1270"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。</p> <p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p>	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																		
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																		
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																		
基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要																		
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																		
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新
原子力-58	<p>(5)～(8)（略） 2～10（略） 第5節～第7節（略） 第8節 救助・救急、消火及び医療活動 1（略） 2 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国及び被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、<u>被ばく</u>医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び<u>緊急被ばく</u>医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。</p> <p>(6) 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(7) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</p> <p>(8) <u>被ばく</u>医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた<u>被ばく</u>医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。</p>	<p>(5)～(8)（略） 2～10（略） 第5節～第7節（略） 第8節 救助・救急、消火及び医療活動 1（略） 2 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国及び被ばく医療機関と協力し、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療機関又は国に対し、<u>原子力災害</u>医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び<u>原子力災害</u>医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。</p> <p>(6) 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(7) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</p> <p>(8) <u>原子力災害</u>医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた<u>原子力災害</u>医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧				新			
原子力-59	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	<u>三次被ばく医療</u>	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	<u>高度被ばく医療 支援センター</u>
	(略)				(略)			
	被ばく医療機関等	1 救護所等（避難所）※1 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表3-8-3)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)	被ばく医療機関等	1 救護所等（避難所）※1 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表3-8-3)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 <u>公立大学法人福島県立医科大学</u> (別表3-8-4)
	(略)				(略)			
	搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。
	<p>※1 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。</p> <p>※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。</p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、<u>三次被ばく医療機関</u>等への転送をいう。</p>				<p>※1 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。</p> <p>※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。</p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、<u>高度被ばく医療支援センター</u>等への転送をいう。</p>			
原子力-60	<p>(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる<u>緊急被ばく</u>医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる<u>被ばく</u>医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p>				<p>(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学</u>、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる<u>原子力災害</u>医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学</u>、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる<u>原子力災害</u>医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p>			

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

頁	旧	新																								
原子力-68	<p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略）</p> <p>別表（3-8-4）<u>三次被ばく医療機関</u> <u>（新規）</u></p> <p>別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p>	<p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構</u>放射線医学総合研究所及び<u>公立大学法人福島県立医科大学</u>、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略）</p> <p>別表（3-8-4）<u>高度被ばく医療支援センター</u> <u>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</u></p> <p>別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p>																								
原子力-70	<p>別表（3-8-4）<u>三次被ばく医療機関</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726</td> </tr> <tr> <td><u>（ 新 規 ）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（新規）</u></p>	病院名	所在地	電 話	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726	<u>（ 新 規 ）</u>			<p>別表（3-8-4）<u>高度被ばく医療支援センター</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構</u>放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>043-<u>382-8053</u> 上記に連絡取れない場合 <u>090-8951-0736</u> <u>090-4710-6558</u> <u>090-7408-1748</u></td> </tr> <tr> <td><u>公立大学法人福島県立医科大学</u></td> <td><u>福島県福島市光が丘1番地</u></td> <td><u>（代表）</u> <u>024-547-1111</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（3-8-5）<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>公立大学法人福島県立医科大学</u></td> <td><u>福島県福島市光が丘1番地</u></td> <td><u>（代表）</u> <u>024-547-1111</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。</p>	病院名	所在地	電 話	国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043- <u>382-8053</u> 上記に連絡取れない場合 <u>090-8951-0736</u> <u>090-4710-6558</u> <u>090-7408-1748</u>	<u>公立大学法人福島県立医科大学</u>	<u>福島県福島市光が丘1番地</u>	<u>（代表）</u> <u>024-547-1111</u>	病院名	所在地	電 話	<u>公立大学法人福島県立医科大学</u>	<u>福島県福島市光が丘1番地</u>	<u>（代表）</u> <u>024-547-1111</u>
病院名	所在地	電 話																								
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726																								
<u>（ 新 規 ）</u>																										
病院名	所在地	電 話																								
国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043- <u>382-8053</u> 上記に連絡取れない場合 <u>090-8951-0736</u> <u>090-4710-6558</u> <u>090-7408-1748</u>																								
<u>公立大学法人福島県立医科大学</u>	<u>福島県福島市光が丘1番地</u>	<u>（代表）</u> <u>024-547-1111</u>																								
病院名	所在地	電 話																								
<u>公立大学法人福島県立医科大学</u>	<u>福島県福島市光が丘1番地</u>	<u>（代表）</u> <u>024-547-1111</u>																								

(旧)

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

Table with columns: 浜岡原子力発電所からの連絡先, 関係機関を経由する連絡先. Rows include national agencies like the Ministry of Health, Labour and Welfare, and local prefectural offices in Shizuoka.

原子力-69

(新)

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

Table with columns: 浜岡原子力発電所からの連絡先, 関係機関を経由する連絡先. Rows include national agencies like the Ministry of Health, Labour and Welfare, and local prefectural offices in Shizuoka, with some updated contact information.